

令和 4 年度

飯 舘 村 議 会  
決算審査特別委員会記録

自 令和 5 年 9 月 8 日  
至 令和 5 年 9 月 13 日

飯 舘 村 議 会

令和5年9月8日

令和4年度飯館村決算審査特別委員会記録（第1号）

令和5年9月8日、飯館村役場議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	高橋孝雄君		
副委員長	佐藤眞弘君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	菅野新一君
	佐藤健太君	飯畑秀夫君	横山秀人君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	高橋祐一
総務課長	村山宏行	村づくり推進課長	佐藤正幸
住民課長	志賀春美	健康福祉課長	石井秀徳
産業振興課長	三瓶真	建設課長	高橋栄二
教育課長	高橋政彦	生涯学習課長	山田敬行
会計管理者	志賀春美	選挙管理委員会書記長	村山宏行
農業委員会事務局長	三瓶真		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	細川亨	書記	伊藤博樹
------	-----	----	------

## 飯舘村決算審査特別委員会記録

### ◎開会及び開議の宣告

委員長（高橋孝雄君） おはようございます。

ただいまから、決算審査特別委員会を開会します。

（午前9時00分）

委員長（高橋孝雄君） 委員会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会において、決算審査特別委員会が設置され、委員の互選により、私、高橋孝雄が委員長に選任されました。また、副委員長には佐藤眞弘委員が選任されております。

これより審査に入るわけではありますが、東日本大震災による原発事故から13年目となり、避難指示解除から7年目となりました。また、帰還困難区域の長泥行政区も一部を残し、5月1日に避難指示解除となりました。村内居住者は震災前の人口の約25%と、いまだ多くの村民は避難先での生活が継続しており、村民の財産を守り、安心と安全を担保し、飯舘村を取り戻すための施策が求められるものと思われまます。

令和4年度の主な事業は、村道舗装機能回復工事、農業基盤整備工事、ため池放射線対策工事、営農再開支援事業補助金、木質バイオマス施設等緊急整備事業補助金など、復興やなりわいの再生に向けた事業が継続的に実施されたと思われまます。

このような状況にあって、令和4年度の予算執行が村民のために適切になされたのかどうかについて、本委員会の審査は重要であり、次年度の政策、予算に関わるものであります。現状を踏まえ、これからの課題を明らかに示していかなければなりません。村民の福祉向上、さらには生活の安定のための事業であったのか、そして次年度にどう生かしていくのか、また、議会における予算審議の趣旨が十分に生かされていたのかどうかという立場に立って、確認する委員会であります。慎重に審査をいただきたいと思ひます。

不慣れではありますが、円滑な審査にご協力をお願いいたしまして、委員会開会に当たっての挨拶といたします。

それでは、決算審査特別委員会に付託されました、議案第57号「令和4年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第58号「令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第59号「令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第60号「令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第61号「令和4年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第62号「令和4年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

お諮りします。

本委員会の進め方については、本日この後、直ちに各課長等から担当する事務事業に関わる決算状況について説明を求めたいと思ひます。

また、2日目以降は、議案第57号から議案第62号を一括して総括質疑を行い、十分な質疑の後、採決を行いたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（高橋孝雄君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） ここで一旦休憩します。

説明員の皆様は一度退席願います。

（休憩中、担当課長の説明）

（午前9時04分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

（午後4時03分）

委員長（高橋孝雄君） 以上で本日の委員会を終了いたします。

なお、次回は12日火曜日午前10時から、この場にて開催します。定刻までにご出席くださるようお願いいたします。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後4時04分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月8日

決算審査特別委員会委員長 高橋孝雄

令和5年9月12日

令和4年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第2号）

令和5年9月12日、飯舘村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	高橋孝雄君		
副委員長	佐藤眞弘君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	菅野新一君
	佐藤健太君	飯畑秀夫君	横山秀人君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	高橋祐一
総務課長	村山宏行	村づくり推進課長	佐藤正幸
住民課長	志賀春美	健康福祉課長	石井秀徳
産業振興課長	三瓶真	建設課長	高橋栄二
教育課長	高橋政彦	生涯学習課長	山田敬行
会計管理者	志賀春美	選挙管理委員会書記長	村山宏行
農業委員会事務局長	三瓶真		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	細川亨	書記	伊藤博樹
書記	小林徳弘		



## 飯舘村決算審査特別委員会記録

### ◎開会及び開議の宣告

委員長（高橋孝雄君） おはようございます。

8日に引き続き、決算審査特別委員会を開きます。

（午前10時00分）

委員長（高橋孝雄君） これから質疑に入りますが、申し上げるまでもなく、議題となりました令和4年度飯舘村一般会計並びに各特別会計の決算に関わるものであり、特に議事進行上、議題外にならないようご承知おき願います。

質疑の際は、挙手の上、委員長の発言許可を受けてから、決算書等のページと項目、事業名等を示し、できるだけ簡明にお願いいたします。また、答弁される方も同じく簡明にお願いいたします。

それでは、議案第57号から議案第62号までの6議案について、一括して質疑を行います。これから質疑を許します。

委員（佐藤真弘君） おはようございます。

それでは、質疑させていただきます。

資料ナンバー7の8ページ、災害復旧費11款4項1目の14節なんですけれども、工事請負費、消防の飯舘分署の修繕工事に308万円となっていますけれども、飯舘分署、どのような地震の被害でしょうけれども、どこの箇所がどのように修繕されたのか、お伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 消防分署の災害復旧であります。3月の地震ですね。こちらで、躯体自体は問題なかったんですが、躯体と接続しています外に出ている配管です。水道ですとか、そういった配管部分にずれが生じたということで、その部分の修繕を行ったものです。

委員（佐藤真弘君） 次です。12ページ、村づくり推進課関係ですけれども、2款1項6目の11節復興までい寄附金の事務手数料、476万2,704円となっていますけれども、1件当たりの手数料、件数と金額を教えてくださいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ちょっと時間いただいてよろしいですか。

委員（佐藤真弘君） それでは、その次の12節の委託料なんですけれども、情報発信関係、産品開発、マルシェの開催、これに2,194万1,701円が決算とされていますけれども、これの内訳、分かりましたらお願いしたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） いいたて魅力向上発信事業の中のマルシェを活用した情報発信事業であります。追加資料で提出させていただきましたページの45ページになりますが、45ページの（2）のところ、マルシェを活用した情報発信事業であります。村内でのいいたてマルシェの実施、そしてSNSの発信ということで、8月7日及び10月23日、ふかや風の子広場でマルシェを開催しております。第1回、生産者の参加が9団体、第2回目12団体の参加があったところでもあります。

以上です。

委員（佐藤眞弘君） それでは、次に14ページです。2款1項6目の12節の一番下なんですけれども、激変する社会情勢、本村の抱える課題を踏まえるとともに交流・移住推進策、この関係で1,092万5,200円が使用されていますけれども、こういった内容なのか教えていただきたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） すみません、ちょっとお時間いただきます。

委員（佐藤眞弘君） それでは次、16ページ、2款1項11目の12節です。委託料で、光ファイバーケーブルの保守業務1,159万4,880円になっておりますけれども、この保守業務の中身はどういった保守点検業務を行っているか、教えていただければと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 光ケーブルの保守であります。これは村内全域に張り巡らされている光ファイバーの保守ということで、常に点検作業等を行っていただいているものということでもあります。

委員（佐藤眞弘君） それでは、次に23ページ、住民課関係で防犯カメラシステム、2款1項10目の13節で17台、1,579万3,800円。これはカメラのシステムの賃借料になっておりますけれども、これは100%補助でやっているんだと思いますけれども、今後の見通しですね。今、非常に治安が悪いといえますか、いろんな犯罪が起きていますので、今後ともこのカメラシステムが維持継続していけるのかどうか、将来の見通しについてお尋ねいたします。

住民課長（志賀春美君） 現在の防犯カメラシステムは、年間1,500万円ほどかかっておりまして、100%国の補助を活用しております。こちらは、令和7年度までは、補助金のほうが確定しておりますが、それ以降は、まだ見通しが立っておりません。こちらの補助金がなければ、村単独でこの1,500万円という金額を出すことは難しいというふうに考えておりますので、佐藤委員おっしゃるように今、治安が大変悪くて、防犯のほうを心配される村民の方が多いというふうに思っておりますので、規模を縮小しながら、別な形で防犯カメラのほうをできないか、今検討しているというところでございます。

以上です。

委員（佐藤眞弘君） 次です。28ページの4款2項2目の17節備品購入費で、車両購入をされているんですが、塵芥車1台とバックホウ1台、1,830万7,663円、これの車両の値段ですね。多分新車ではないんだと思うんですけども、それぞれの金額を教えてください。

住民課長（志賀春美君） 調べて後ほどお答えします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど眞弘委員からご質問ありました、6次総の関係であります。追加資料の67ページに記載してございました。67ページの上段であります。その中の3番、業務内容のところでは人口推計の検討、それから計画の進捗状況等の検証、策定委員会の運営支援、改定素案の作成と人口ピラミッドの作成などを行ってきたところであります。

それから、先ほどの復興までい寄附金の部分について、もう少し時間を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

委員（佐藤眞弘君） 次、産業振興課関係、45ページです。4款1項5目の11節役務費なんですけれども、食品の放射能測定器の校正21台、640万1,230円。この金額の校正というのは

どういう中身なのか、教えていただければと思います。

産業振興課長（三瓶 真君） 委員ご質問の45ページの食品放射能測定機器の校正でありますけれども、これにつきましては村内に破壊式と非破壊式、合わせて21台設置をしているところではありますが、そのまま使い続けますと、そこで測られる数字の誤差がだんだん大きくなっていくということがありますので、年に1回、きちんとその誤差を修正して比較的正しい数値に収まるように、その機器を校正するというような内容になっております。

以上です。

委員（佐藤眞弘君） それでは、教育課関係です。69ページ、3款2項3目の12節、こども園の遊具の点検業務なんですけれども、68万2,000円という点検業務、かなりの金額がかかっているんですが、この業務の内容を教えていただければと思います。

教育課長（高橋政彦君） こども園の遊具点検でございますが、庭にございますブランコであったり、あとは木製の綱のついた登るものとか全部で9点ございます。これの安全点検を行うものでございます。法定的に点検をするというものでございますので、毎年点検をしております。

以上です。

委員（佐藤眞弘君） それでは、次に教育委員会の70ページ、10款1項1目の福島県市町村教育委員会の連絡協議会に参加されているようですけれども、この協議会は東北6県で持ち回りで毎年やっていますので、コロナで今年から多分開催されてるんだろうと思いますけれども、そのほか教育委員の研修関係がないようなので、今後、コロナも5類になりましたので、研修をしっかりとやっていただいて、どんどんと教育関係に生かしていただければというふうに思います。これは提案でございます。

以上です。

教育課長（高橋政彦君） 教育委員の研修ですが、令和4年度は、東北大会は岩手県を会場にしておりましたが、コロナで中止となっております。今年度は秋田県を会場として開催されておりますので、教育委員会に関する研修は通常どおり開催となっております。

以上です。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど佐藤眞弘委員からご質問ありました、復興までい寄附金事務手数料、1件当たり幾らかということであります。追加資料では42ページに寄附金の内容がありますが、合計差引きが金額あるところでは、全体で504件ございまして、それを平均しますと1件当たり約9,450円ということになっております。

以上でございます。

住民課長（志賀春美君） 先ほど佐藤委員からご質問ありました、4款2項2目の備品購入費であります。塵芥車のほうの金額につきましては、諸経費を含めまして1,192万7,663円になります。バックホウにつきましては、638万円となっております。

以上です。

委員長（高橋孝雄君） 眞弘委員、それでいいんですか。（「はい」の声あり）

それでは、次の方。

委員（横山秀人君） では、令和4年度の決算について質問をいたします。

初めに、ちょっと村民の方から質問があった件、またインターネットでご覧になっている方について、この決算認定についての意義というか、どうして決算認定、もう終わってることなのに行うのかということをご説明した上で質問に入りたいと思います。

実は、議員になりますと議員必携という約500ページほどの本が渡されまして、ここの中に議会の役割、議員の責務というのが記載されております。そこに決算について、3点についてこの認定のために行う目的が記載されておりますので、この3点を読みますと、まず1点目が、予算が適正に執行されたかどうかを判断する。そして、2点目が、各種資料に基づいて、その行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価する。これが2点目の目的。そして3点目の目的が、こちら今まで2つありますけれども、その過程でこれからの反省事項なり改善事項をまとめる。この3点が、決算認定の議員の職責ということになりますので、これに基づいて粛々と今質問等を行っていきたいと思います。

まず初めに、質問については、収入の未済額、税金等を含めほかにもありますが、そちらについて、今の現状と今後どのような改善を行っていくのかというのを質問したいと思います。

資料的には、まず、ナンバー5のこちらは監査委員からの審査意見書のページになりますが、こちらの4ページをご覧くださいますと、一般会計歳入決算額の一覧がありまして、その中に収入できなかったもの、収入未済額を金額記載しております。村税が約700万円徴収できなかったと。結果として、昨年、946万9,536円が徴収できなかったという金額になっております。これは令和3年度に比べて数百万円上がっている金額であります。

続きまして、資料としましては、実はこの滞納額でなくて、隠れた滞納額がありますので、そちらのほうも確認したいと思います。ナンバー8の飯舘村基金運用状況調書の中に、3ページ目、水田農業確立対策推進貸付基金、こちらのほうに牛の導入貸付金、施設機械導入貸付金ということで、合わせまして540万円ほどの貸付金が残っております。昨年度の決算資料を見ましても同額であります。昨年質問したところ、これは過去のものであり、今徴収が止まっているということでお聞きしております。この540万円もある意味滞納という形になります。

続きまして、その資料の4ページ目、高齢者等に対する肉用雌牛貸付基金、こちらは366万3,620円。昨年の回答では、震災前に貸し付けた牛がまだ返ってきてない。この金額が360万円ほどございます。

そうしますと、この3つを合計いたしますと、既に2,000万円弱の滞納が飯舘村にある。もちろん、税金等を払っている村民が大多数であります。この未納額については、払っている村民から見れば、不公平を感じるものであります。どうしてこのような状況に今なっているのか。また、昨年はどのような徴収体制を取って徴収をしたのか。そして、今後どのような方法を取ってこの金額を回収していくのか。こちらについて回答をお願いします。住民課長（志賀春美君） 横山委員のご質問の村税等の滞納の部分について、お答えいたします。

令和3年度より固定資産税の課税が再開されまして、その部分について収入未済額が増えていっているのではないかなというふうに思っております。震災前は、村の収納率向上特

別対策ということで、各課長も参加しながら、4月から出納閉鎖まで、あと年末、11月から12月までということで、村内の滞納者を訪問して徴収などを実施していましたが、震災以降、村外に避難されている方、県外に避難されている方もいらっしゃいまして、なかなか徴収というのが難しい状況になっております。係としましては、納税相談や臨戸徴収などを行って、あとまた口座の残金を確認しながら、差押えのほうを行っている状況になっております。

今後、国保税や後期高齢者医療保険、介護保険料なども通常課税になっていけば、収入未済額、滞納額が増えていくものと思っておりますので、今後は村税等の収納率向上に向けて、全庁挙げて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

産業振興課長（三瓶 真君） 私のほうは水田農業確立対策推進基金、あるいは高齢者等に対する肉用雌牛貸付基金等についてのお答えをいたします。

この件につきましては、昨年の決算審査特別委員会及び監査のほうからもご指摘をいただいているところであります。ご質問の、今どうなっているのかということにつきましては、まずそれぞれの要綱、制度及び台帳等を確認いたしまして、まず大分古い記録なものですから、その再建の状況等を確認しているというようなところであります、対象者ごとになりますけれども。

今後の対応につきましては、今それらの確認を踏まえて検討することとしておりまして、まだ方向性につきましては、はっきりと定まったものはないというところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） やはり、私も税務係が長かったものですから、差押えとか夜間の臨戸、あとはつらいですけども損害賠償金をもらっている方の子供に親の税金を払っていただけないかというお話もさせていただきました。これはたまればたまるほど、職員、皆さん、今お勤めされている方みんな可能性があるわけです、税務係に移動する可能性があると思うんですけども、とてもストレスになる仕事で、精神的に苦痛を伴う仕事でありますけれども、税の公平をするためにはやらなければいけない。

昨年も同じ質問をさせていただいたんですけども、結果として増額している。また、先ほど住民課長のほうからも回答がありましたけれども、今後国保等の課税も再開するということであれば、早急にこの対応を考えていかない限り、またこの徴収に対するコストがかかっていく。遅れば遅れるほどかかっていくのがもう実情であります。1点質問なんですが、各管理職に関しては徴税吏員の任命は受けていますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 徴税のほう、管理職も受けてはおります。以前は臨戸徴収の際、課題の多い世帯訪問などには管理職が行くような、そんな対策を取っておりましたので、今後そういったことも改めて考えてはいます。

委員（横山秀人君） 昨年に続いての質問になりますので、今年度、まず令和5年度には、再度緊急の会議等を開いていただきまして、どのような徴収体制をするのか。そしてそれにもし費用がかかるのであれば、令和6年度の当初に費用計上するとかという形で、具体的なスケジュールの下、行っていただきたいと思っております。

続きまして、先ほどのこの基金のほうについてであります、こちらについても昨年同様の質問をいたしまして、同様の回答があったと思います。なかなかやっぱり通常の業務の中で手のつけられない基金だと思うんですね、もう。国の補助金が入っているので、何度も会計検査を受けた基金だと思います。ただ、このまま残していくと、飯舘村の負の財産にしかありません。また、調査すればするほど、その子や孫に、親やその祖父母の滞納を払ってくれという話になってしまいますので、これに関しても同じように今年対策会議を開いていただきまして、令和6年度の当初に予算が必要であれば計上して、令和6年度中に国庫に返納するなどして、この基金というもの、ずっと使っていない基金でありますので、この解消に向けてぜひお願いしたい。そうすることによって、これに悩む職員というのがいなくなりますので、通常の業務のほうに専念できるかなと思います。

まずここで、1回質問を終わります。

委員長（高橋孝雄君） 横山委員に申し上げます。質問は簡単明瞭にお願いします。

答弁はありませんか。

総務課長（村山宏行君） 基金のほうで動いていないものということではありますが、特に牛の貸付け、こちらの基金について動いていないということがございます。制度的にちょっと課題があったのかなということではあります。基本的に牛を返す、あるいはいわゆる子牛を売って、その元本をお返しすると、そういった制度でありましたので、なかなかその子牛が生まれず、あるいは借りていた高齢者の方が亡くなったとか、そういったことが影響があって、なかなかその債権というものを認識されないという状況があるのかなというふうに思っております。やはり村の再建、条例のほうですね、ご承認いただきましたので、今後中身を精査をしながら、どうしてもできないものについては不納欠損というそういった手法も考えなければならぬというふうに考えております。ご指摘のようにもう動いていない、なおかつ清算も難しいということもありますので、そういった部分も踏まえながら、再度詳細を見ながら臨戸徴収、あるいはそういった処理のほうに当たっていかうと思っております。

委員長（高橋孝雄君） 横山委員、よろしいですか、答弁。

委員（横山秀人君） 今の答弁で、ある程度今年度、来年度にある程度の形が見えるのかなと思いますので、これで結構です。

では、まず収入について質問を行っていききたいと思います。ナンバー4の資料を基に質問いたします。

まず17ページ、分担金のところではありますが、こちらのほうに総務費分担金の中に飲料水安全確保対策工事分担金、240万円とあるわけですが、これは令和3年度になくて入っているんですが、こちらの内容と、令和5年度以降もこれが続くのかについて質問いたします。

建設課長（高橋栄二君） 飲料水安全確保対策工事の分担金でございますが、これは井戸掘削に係る個人の負担金の部分でございます。

以上でございます。

委員（横山秀人君） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、19ページになりますが、こちら農林水産業費負担金というところで、農業費負担金という項目に92万9,552円の収入未済額がありますが、こちらについての内容と、今後の収納対策をお願いします。

住民課長(志賀春美君) こちらの92万9,552円は、広域農業開発事業費の負担金ということで、平成7年から平成14年度分のものになっております。こちらは、収納未済になっている方は1名の方なんですけれども、既にもう破産をしているということでございますので、こちらのほうの部分については、今後手続を踏まえて、処理のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

委員(横山秀人君) 今のお話を聞いて、ついにここも片づくという言い方はおかしいですけども、整理されるんだなと思いました。ありがとうございます。

続きまして、19ページの一番下、保健体育施設使用料についてであります。スポーツ公園使用料については、令和3年度と比べると幾らか減収という形になったんですけれども、こちらの主な理由というのはどう考えますか。

生涯学習課長(山田敬行君) スポーツ公園施設使用料につきましては、若干40万円ほど減少ということではありますが、利用につきましては、コロナの影響等は特になく、サッカーなり野球等で来ております。近隣のところでサッカー場ができましたという要因もあって、サッカーについては若干減少しているということがありますが、全体的には同程度といたしますか、大きく減少したわけではなく、一番はそのサッカーの部分の利用がちょっと落ちているという部分と見ております。

以上です。

委員(横山秀人君) ありがとうございます。

続きまして、23ページの国庫補助金の中に、デジタル基盤改革支援補助金というのが658万3,000円あるんですけれども、こちらの内容とこの金額において、もう村のデジタル、これに伴うデジタルに関しては、施策に関してはもう十分足りているのかどうか、こちらについて質問いたします。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) ただいまのデジタル基盤改革支援補助金であります。これは決算説明資料、ナンバー7の16ページにあります、16ページの一番上、電算推進事業、ぴったりサービス開始に伴う申請管理システム等ですね、オンライン化の部分、この事業のほうに補填されている補助ということでございます。

委員(横山秀人君) そうしますと、デジタル化ということであってもやっぱり一般財源を使っていくという形になるわけでしょうか。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 国で進めている事業ではあります。100%の補助ではない事業であります。

委員(横山秀人君) 続きまして、25ページの土木費補助金、道路橋梁費補助金の中に道路メンテナンス事業費ということで、令和4年度2,900万円、約3,000万円の収入があるわけなんですけれども、令和3年度は4,700万円ほどのメンテナンス事業費という収入がありました。今回下がった理由というのは何か、教えていただきたい。

建設課長（高橋栄二君） こちらの道路橋梁費の補助金でございますが、橋梁の維持費に係る工事の分の補助金でございます。ですので、今道路のメンテナンス事業ということで、橋梁の点検をして、設計をして、工事を進めるといった形の中の国費の分ということでございまして、その工事費、委託費に伴う率の計上であって、年度間では若干の差が出るという状況でございます。

委員（横山秀人君） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、収入の27ページ、県補助金の中に総務管理費補助金の中に、電源立地地域対策交付金が477万円ほどありますが、この電源立地地域対策交付金の内容と、この算定基準等を教えていただきたいと思えます。

総務課長（村山宏行君） 調べまして、後ほど回答させていただきます。

委員（横山秀人君） 続きまして、収入の部31ページ、教育費補助金の教育費補助金の中に、こちらは被災児童生徒等就学支援事業費（中学校）ということで、81万6,000円の補助金の収入がございまして、昨年から比べて100万円下がったわけなんですけれども、こちらの理由を教えてくださいませんか。昨年、すみません、令和3年度に比べて100万円ほど下がったんですけれども、その理由を教えてください。

教育課長（高橋政彦君） 被災児童生徒支援事業費なんですけど、これは人数によって補助金が来るというものでございまして、昨年度から人数が減っているというものと、希望の里学園の全児童が該当するものではなく縛りがありまして、3月11日関連のお子様、住民票のある方しか該当しないということもございまして、若干減っているというのが現状です。以上です。

委員（横山秀人君） では収入のほうで、35ページの財産運用収入というところにあります、光ファイバーケーブル貸付収入で860万円ほどございまして、これはどなたに貸付けをしている収入なのか、回答をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） これは村内全域に張り巡らされている光ファイバーケーブルを、NTTのほうに貸付けということで入ってきている収入でございます。

委員（横山秀人君） 続きまして、37ページの財産売却収入、不動産の売却収入ということで、土地売却収入で1,100万円がございまして、こちらは誰にどの土地を販売したのか、回答をお願いします。

総務課長（村山宏行君） こちらにつきましては、川俣町に設置をしました仮設小学校、その施設用地を業者の方に販売したということでの収入です。

委員（横山秀人君） 関連としまして、半分というか一部分は売れたということなんですけれども、もう一方のほうは今現状どのような形になっておりますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 今、何名かから問合せがありまして、交渉のほうは進めているという状況でございます。

委員（横山秀人君） 続きまして、収入の寄附金、同37ページになりますが、そちらに農林水産寄附金ということで278万3,000円の農林水産を特定した寄附があったわけですが、こちらの内容を教えてください。

総務課長（村山宏行君） こちらの部分につきましては、村の加速交付金で取得しました農業



機械、こちらのほうのいわゆる保険料ですね。こちらを一旦村のほうで払っておりますが、基本的には使用者側が負担すべきものということで、その分について負担をしていただいた、その分が収入として入っているということでございます。

委員長（高橋孝雄君） 委員長提案でございますが、総務課と村づくり推進課は、かなり資料が膨大でございますので、できれば係長に脇に来ていただいたほうが答弁がスムーズにいくんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） では、暫時休議します。再開は11時にします。

（午前10時45分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

（午前11時00分）

総務課長（村山宏行君） 先ほどの答弁、ちょっと修正させていただきます。

資料ナンバー4の37ページ、寄附金で、農林水産業の寄附金ということで278万3,000円ということですが、先ほど保険料ということでお話ししましたが、誤っておりました。こちらにつきましては、あいの沢のトイレ、こちらの洋式化を図るためということで、NTTの社員寄附という会があるそうです。そちらのほうから寄附を頂いたということがあります。

それと、電源立地交付金関係のご質問でありました、資料ナンバー4の27ページです。電源立地地域対策交付金477万7,000円ということですが、こちらのほう水力発電交付金ということでの充当分でございます。内容的には、風兼のダム、それから大倉の真野ダムです。こちらの水力発電の交付金が入っております、いずれも人件費に充てております。

以上です。

委員長（高橋孝雄君） 横山委員、終わりですか。（「はい、以上です」の声あり）

次の方、お願いします。

委員（佐藤健太君） 私から簡単な確認も含めて、少し質問させていただきたいと思います。

私は、基本的にナンバー7番の決算説明資料のほうで質問させていただきます。

まず1つ目が、7ページの9款1項4目水防に要する経費ということで、予算額が17万4,000円上がっていて、今回決算額がゼロ円ということで、この17万4,000円というこの予算の根拠というか、そういった部分はこういったものが上げられているのか、教えてください。

総務課長（村山宏行君） こちら、水防に要する経費ということで、大雨があった際にそちらで土のうであるとか、そういった手配をするというもので想定して予算化したものでございます。当然、消耗品とそれから材料費、土のう袋等の材料費ということですが、令和4年度につきましては、そういった大雨災害がなかったということで、使用はなかったということでございます。

ただ、備えてですね、土のう袋等は今年度当初、手配しているということでございます。

委員（佐藤健太君） 分かりました。

続きまして8ページ、9款1項6目災害対策に要する経費ということで、上のほう、復興震災記録交流施設電気料ということで、決算額232万4,990円ということで上がっておりますけれども、あの施設はあまり、昨年あたりは利用の回数が多くなかったんじゃないかなと思うんですけども、このくらいの電気代がかかるというのは、これはもう通年通して、やはりこのぐらいはあまり稼働しなくてもかかるということで理解をしてよろしいでしょうか。

総務課長（村山宏行君） こちら旧飯樋小学校の部分でございます。電気料であります、基本的に機械警備を入れておりますので、電源が入ったままでございます。また、中の施設、いわゆる空調の部分、若干回すような形も取っているというところでありますので、このような形でかかっているということでございます。

委員長（高橋孝雄君） 健太委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは次の方、お願いします。

委員（横山秀人君） 資料ナンバー4の決算書について、質問いたします。

39ページの基金繰入金、農村楽園基金繰入れということで、地域づくり事業ということで、みがきあげよう！ふるさと補助金、各行政区の事業に対する補助金だと思っておりますけれども、当初予算に1,723万円を取って、そして補正で420万円ほど減額して、結果としては、実際1,300万円あった予算の中で800万円を利用したということでありますが、この当初予算から、そして補正、そして実績というところで金額が下がってきている、この理由というのを教えていただけますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 令和4年度当初予算ということで、当時、地域づくり事業、基本的には各行政区が取り組んでいただけるものということで、ほぼ均等割の形で予算を計上して設計をして、計上していたというところでございます。ただその後、やはり行政区によってやはり集中して行うところ、あるいは時間をおいて、後年度に大きくやりたいので今年度はというような、そういった行政区もありましたので、そこで変動が出たということでございます。最終的には、3月の補正予算で整理をして、使う分、そちらだけ計上させたというところでございます。

委員（横山秀人君） 続きまして、雑入の中の43ページに雑入という形で総務費雑入の中に、28万円の収入未済額があるんですけども、もう令和3年も同じ金額、28万円の未済額があったんですが、この内容を教えてください。

総務課長（村山宏行君） 調べて後ほど回答させていただきます。

委員（横山秀人君） 続きまして、その総務費雑入の中で共済に係る項目が何点かございます。

共済中途解約返戻金92万円、共済保険金6万6,000円、共済組合助成金18万9,000円ということで収入があるわけですけども、こちらの共済に関するこの収入の内容を教えてくださいませんか。

総務課長（村山宏行君） こちら共済組合ということですので、期間中の異動に伴いますその部分で発生しているということだと考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） では、回答は後でいいんですけども、共済保険金ということで、何かしら、事故か何かあったか分かりませんが保険金という項目があるので、何かあったのかなということで、後ほど回答いただければと思います。

続きまして、45ページ。こちら共済費の雑入になりますが、上から3つ目、福島県沖地震災害見舞金ということで770万円ほど建物ということで入っておりますが、こちらの詳細と、今後も何かしらこの見舞金が入るのかどうかの説明をお願いします。

総務課長（村山宏行君） 村の公共施設ですね、共済のほうといいますか保険に入っているんですが、いわゆる地震の部分について、市町村でかけている部分については該当になりません。で、代わってこの見舞金という形で出されているということでございます。被害額からすると微々たるものということではありますが、このような形で入ってきたということでもあります。

委員（横山秀人君） 続きまして、民生費雑入、45ページの民生費雑入の中で収入未済額が61万7,985円あるんですが、どの項目で未済があるのか、回答をお願いします。

住民課長（志賀春美君） 調べて後ほどお答えいたします。

委員（横山秀人君） 続きまして、収入の45ページ、衛生費雑入の中に訪問診療収入ということで、令和3年度なかった収入があるんですけども、こちらの内容と、これはどこからこのお金が入ってくるのか、こちらの説明をお願いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 昨年、令和4年度から訪問診療というようなことで、村のほうに本田先生が移住されて、クリニックの所属というふうな中で訪問診療を担っていただきました。令和4年度の予算審査のときにもご説明申し上げましたが、その収入について、本田先生の係る経費については村のほうの支出ということでの取扱いの中で、その分の収入についてはクリニック、秀公会のほうの収入から相殺というふうな形で収入に入れていただくということで説明したかと思っております。その金額が、令和4年度の収入で訪問診療に係る部分として460万円ほどの収入があったというふうなことで、秀公会から入っております。

委員（横山秀人君） そうしますと、村民の方が訪問診療を受けて、今それに係る免除とかいろいろありますけれども、実際、国保であれば国保のほうから秀公会のほうにお金が流れて、そこから、秀公会から今度村のほうにこの訪問診療については入るという認識でよろしいですか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 収入といいますか、診療に係る部分については保険収入ですね、各医療機関が医療を提供する際に社会保険だったり、あるいは国民健康保険だったりというふうなところに保険請求、あと一部負担金というのを患者さんからもらうことがあるんですが、村の場合については大方、一部負担金の部分は免除になっている。ただ、保険診療の分については、今申し上げました国保だったり社会保険事務所、そういった部分から請求が来る。そういうふうな流れになっています。

ですので、診療報酬で訪問診療の項目に関わる部分の収入が、それだけ昨年よりあった、多くなったというふうな部分は、一概に本田先生の診療の分が増えたからという理由から、その分を村のほうに入れていただくというふうなことで、整理をしています。

委員（横山秀人君） そうしますと、本田先生が訪問して診療した、その診療代の100%が村に入ってくるという認識でよろしいですか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 診療報酬の部分の保険請求の部分、プラス一定程度の経費の部分を差し引いた形で村のほうに入ってきます。

以上です。

委員（横山秀人君） 詳しい説明ありがとうございます。

続きまして、45ページの教育費雑入に村史売払収入ということで6,000円があるわけですが、実際在庫はどれぐらいございますか。

生涯学習課長（山田敬行君） 村史の在庫の質問であります、私もちょっと見る限り、僅かという認識であります、具体的な数については調べてお答えしたいと思います。

委員（横山秀人君） 令和5年度に新しく村史をつくるというお話でございますので、今後この前の村史については在庫が僅かということで、これは新しくつくる予定とか、そういうのは現時点で計画はありますか。

生涯学習課長（山田敬行君） 過去につくりました村史の追加発行については、今のところ計画はありません。

以上です。

村長（杉岡 誠君） 今し方、ご質問の中で、令和5年度に村史をつくるというようなご認識のお話がありましたが、そのような形では今年の予算はつくっておりませんので、令和5年度から、これまでの村史ができたときが昭和50年代の初頭でありましたから、その後の歴史を踏まえて、さらにもう50年がたとうとしておりますので、そういった歴史、震災歴史を含めて様々確認をしながら村史の追補といえますか、そういったことを検討させていただきたいということをお願いしたので、令和5年度に作成されるわけではないということで、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上であります。

委員（横山秀人君） 令和5年度から開始ということで、訂正いたします。

続きまして47ページ、こちらは教育費の雑入の中にありますが、日本で最も美しい村祭り開催者負担金ということで30万円が入ってるんですけども、この負担金というこの意味はどのような意味でしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） これは東京のほうで日本で最も美しい村まつりを開催しておりますが、そのときに、村の伝統芸能を発表しております。発表したというようなことで、その部分で負担金を日美連のほうから頂いているというようなものでございます。

委員（横山秀人君） 収入項目の中に負担金というものがあつたものですから、何か負担金という払うという意識があつたものですから、質問させていただきました。

同じく、47ページの商工費雑入というところで、これもまた同じ項目なんですけど、道の駅までい館施設管理経費負担金ということで189万円が入ってきています。こちらの内容のご説明をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 内容を確認させていただきます。ちょっとお時間いただきたいと思っております。

住民課長（志賀春美君） 先ほどの45ページの収入未済額61万7,985円なのですが、こちらは借上住宅退去時の修繕等の負担金ということで、2名で61万7,985円が未済額となっております。

以上です。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほどの道の駅までい館の施設管理費の負担金であります。これは道の駅のトイレの部分、これは県のものということになっておりますが、村のほうで管理しておりますので、その部分の管理の負担金を頂いているところです。

委員（横山秀人君） 先に負担金の項目について、括弧して、この後に収入と思われるような項目の説明があると、何か負担金といいますと払うイメージがあるので、ここは来年度はご検討いただければと思います。これ払うほうからすれば負担金かもしれませんが、受ける村としては、ちょっとこの項目のニュアンスが違うのかなと思いますのでご検討お願いします。

あと今、住民課のほうからありました回答のところでも再質問いたします。

民生費雑入、45ページ、借上住宅退去時修繕料等負担分ということで、そうしますと、ここにもう既に6万円を収入したんだということで、これはいつの修繕料の負担なのか。そして、これは実際村民が払わなければいけないものだと思うんですけどもその理由と、今後どのような形でこちら改修をする予定なのか、回答をお願いします。

住民課長（志賀春美君） こちらの61万7,985円の部分につきましては、令和元年度から借上住宅の共用期間が終了するまでに退去しなければならなかった方が、退去する際に修繕であったりごみの片づけ、そちらのほうができなかった方の退去費用を村が代わりにお支払いをして退去していただいたという経過がございます。それで、こちらの方、1名は福島市のほうに令和2年に転出をしております。もう1名の方は、飯舘村に住所はある方になっておまして、1名の方は毎月5,000円ずつ納めていただいて、それでこちら収入のほうに6万円というふうになっておりますが、転出された方につきましては、コロナ等もありませんなかなか納めるのが難しいということで、先日来ていただきまして分納の計画書のほうを提出していただいたということでございます。

私どもとしましては、本人が負担をするべき部分だったのを村のほうで一旦立て替えてお支払いをしたということでございますので、本人さんがこちらはお支払いをすべきものだと思っております。ですから東電の賠償等が入ったときに、一括して納めていただけないかというお話をしながら、なるべく早くこちらの未済のほうがなくなるように、今後も計画的に納入していただけるように話し合いをしていきたいと考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。ちなみにその分納計画書を提出された方は、第1回目というか、それはもう既に計画的に納入はされていますでしょうか。

住民課長（志賀春美君） 計画書のほうではお支払いをするということだったんですが、計画どおりにお支払いのほうはしていただいております。

以上です。

総務課長（村山宏行君） 先ほどご質問ありました件、資料ナンバー4の43ページです。こち

らの一番下、雑入の未済額28万円の内訳でございますが、こちら総務費雑入、中身は2件でございます。

1件が体験住宅の使用料、こちらの未済額18万円。これは過去に行っていた移住体験住宅の部分でございます。それから、もう一つが移住定住支援事業の補助金の返還金10万円でございます。村に移住ということでされた方に一定期間住むということを条件に補助金が出されているわけですが、その期間前に転居されて出ていったというところで、返還の義務が生じているということでございます。その分が10万円でございます。

それから、同じ総務費雑入の中の6万6,000円、共済保険金ということでありますが、こちら該当が1件ということでありまして、内容は旧草野小学校のシャッターの部分が風で壊れておりまして、こちらの修繕料が6万6,000円ということでございました。

以上です。

委員（横山秀人君） 今回の質問でこの未済額についての質問を詳しくお聞きしているんですけども、先ほどの体験住宅の使用料が18万円未済だということで、これはいつ発生して、今どのような状況で借りた方との納入相談等を行っているのか。あとは、同じように移住定住事業で、補助金、これも返還になりますので、これもいつ発生したもので今どんな状況かということで質問いたします。

総務課長（村山宏行君） 今のご質問のいわゆる再建住宅の使用料18万円ですが、こちらにつきましては震災前でございます。八木沢に移住の体験住宅ということで設定をしましたが、こちら未済のまま転居されている方がいらっしゃいます。この分について、いろいろ追っかけて試みたんですが、未済のままというような状況になってございます。

あと、移住定住の補助金の返還分、こちらについては村づくり推進課のほうで回答させていただきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 移住者の引っ越し補助金の返還であります。2年ほど前かなと思っておりますが、詳しく調べて後ほど回答させていただきたいと思っております。

委員（横山秀人君） 申請前の移住体験住宅の使用料ということで、すみません、時期は忘れましたが、条例でこの債権に関してどのような対応を取るかというところで、条例が出たと思うんですね。それに合わせますと、もしかすると時効とかというところに当てはまる可能性があるのかなと思っておりますので、先ほども何回も申し訳ないですけども、早急にこの未入金に関しては対策を取るべきということで、このまま置いておかないで、調べた上で対応をお願いしたいと思っております。

あと45ページ、先ほど住民課長のほうから借上住宅の修繕料の建て替えについて、分納計画書を出してもらったけども、これはそのとおりに実施されていないということであります。これについても時効の問題が出てくると思っておりますので、この分の計画書、また幾らかでも納入いただくような形で、このままですとまた達成されないままずっと残っていく可能性が高いので、ぜひ早急に対応をお願いしたいと思っております。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） 私のほうから何点か質問させていただきます。

資料ナンバー7、令和4年度決算説明資料でお聞きいたします。

7ページ、9款1項2目非常備消防費についてお聞きいたします。団員活動服、長靴、制服等、10節需用費の消耗品費に予算が100万円とあります。その中で36万2,826円の中身を教えてください。

総務課長（村山宏行君） お時間いただいて、調べてから回答いたします。

委員（飯畑秀夫君） その100万円、予算であるわけですから、その36万円ではほかに残った金額があるわけですが、それでは、もし消防団で団長、消防団員から何か要望等あれば使えるというか、その中で制服等何か必要なものが買えるのかどうか、お聞きいたします。

総務課長（村山宏行君） 基本的にこの団の活動に要する長靴とか制服、こちらについて整備をしているものでありまして、当然新しい団員が加わった、あるいはほかの部分で古くなった、使用に耐えない、そういったところについては随時更新をしているというところがございます。当然、そういった団長等の要望の部分については、対応しているということでございます。

委員（飯畑秀夫君） 私も消防団に入っておりますが、今年はすごい猛暑の中、いろいろ消防活動の中ですごい暑い中、消防の制服は年中同じなので、すごい厚手で暑いんですよ、夏。その中でやっぱり皆さん、消防団員から聞いたのは、消防団統一した半袖が昔はあったみたいなんです、今は半袖の支給等はないみたいなんです、いかがでしょうか。

総務課長（村山宏行君） ご指摘のように半袖の支給をしていないというふうに認識しております。ただ、広域で聞きますと、会合等で半袖の部分で統一するというようなところも聞いておりますので、団長の部分については今年度対応しているというところがございます。

委員（飯畑秀夫君） ぜひとも予算があるのであれば、可能であればそのように進めてもらいたいと思います。

続きまして、その下の9款1項3目消防施設費の消防防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金、18節に24万円とありますけれども、その24万円は、これは県のほうに入金する負担金でしょうか。

総務課長（村山宏行君） こちら協議会のほうの負担金ということで、これは多分各自治体、応分の負担という形で求められていると思いますが、納入先は、ちょっと消防庁なのか、あるいは県なのか、そこは確認させていただきます。

委員（飯畑秀夫君） ドクターヘリとかも関係すると思うんですけど、このドクターヘリに関して、令和4年度は村のほうにドクターヘリ、何回来たのかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 調べてご回答させていただきます。

委員（飯畑秀夫君） 続きまして、資料7の9ページ、2款1項5目財政管理費、財政管理に要する経費としまして、10節需用費、電気料とあります。旧草野小学校電気料、水道料があるんですけども、その金額が増えておりますけれども、この電気代というのは、草野小学校草野体育館の電気代ということでよろしいですか。

総務課長（村山宏行君） 9ページの部分であります、草野小学校の電気代、今現在こちらのほう振興公社とほかの何社かで村のほうでお貸しをしているというような状況でございます、そちらの電気料が発生しております。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） 総務課長言ったとおり、今ほかに貸出しをしているということなので、これ村で負担しているのか、その貸し出した事業者から村で建て替えてもらっているのか、お伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 基本的には子メーターをつけて、応分の負担をしていただいております。

委員（飯畑秀夫君） 分かりました。

続きまして、資料ナンバー7の20ページ、7款1項1目物価高騰対策事業者支援金116件ということで、700万円の予算で580万円が執行されております。その中身についてお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 物価高騰対策事業者支援金であります。これは村内の事業者と商工会が認める商工会会員、会員の事業者と商工会が認める事業者に対して、1件当たり5万円の物価高騰の対策支援ということで、交付した内容でございます。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） 予算には700万円ということで多分140社取ったと思うんですが、その残り116社のほか34社は棄権というか、この補助金は頂かなくてもよろしいということで処理してあるのか、お伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 予算では140件ほどの予算化をしたところではありますが、それぞれの事業者が物価高騰対策に企業努力なりで対応できているということで、申請がなかったというふうに認識しているところであります。

委員（飯畑秀夫君） 続きまして、同じ資料27ページ、4款1項3目。狂犬病の予防接種等の消耗品費についてお伺いいたします。

予算費5万7,000円。これって例えば決算額2万7,478円とありますが、これは注射する狂犬病の負担だと思うんですが、これ幾らぐらい負担割合等、またこれ頭数はこの320頭とありますが、何頭分を見ているのか、お伺いいたします。

住民課長（志賀春美君） 調べて後ほどお答えいたします。

委員（飯畑秀夫君） 同じ資料の40ページ、3款1項1目社会福祉総務費についてお伺いいたします。

3款1項1目、3番目、療養介護給付事業についてお伺いいたします。この事業、中身ですけれども、これは仕組み的なものをお伺いしてよろしいでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） この療養介護給付費でありますけれども、対象者2名というふうなことで、この説明資料に記載されております2つの病院のほうに入所されている方について、村で補助費として支出をしているという内容になります。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） この2人の対象者の方に741万2,287円、これは家族の中で、この介護というか面倒が見れない基準ですね、その収入とか家族、兄弟等がないとか、その中身を教えてください。

健康福祉課長（石井秀徳君） 家族で介護できないというふうなことではなくて、病院で入所



せざるを得ないという方についての補助費というふうなことになります。

委員（飯畑秀夫君） では今の件に関しては、収入等は関係ないということによろしいでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） この該当者についてはそのようになります。

住民課長（志賀春美君） 先ほどの4款1項3目の消耗品2万7,478円ですが、事業の概要のところに書いてある犬の鑑札、あと狂犬病の予防注射済票を購入した金額になります。注射の頭数、注射済みの頭数が159頭、登録している頭数が320頭になります。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） ありがとうございます。今の登録、注射を打ったのが159頭、登録されているのが320頭とあるんですが、実際震災からもう12年過ぎていますし、実際その数、多分いないのかなと個人的には思うんですが、その頭数、完全に把握しているのか、3年か5年に1回調査しているのか、お伺いいたします。

住民課長（志賀春美君） 避難している状況の中で、そちらのほう登録しているのが、全体では台帳上では469頭という登録数になっているんですが、きちんと鑑札をつけて登録、確認できているのが320頭というふうになっております。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） 失礼しました。鑑札がついている。鑑札がついてても、もう亡くなっても、死亡届というか、それは亡くなったら多分返さなきゃいけないんですよね。それを少し周知するようなことを、もうしているのかどうか。今後してもらいたい、要望しておきます。

続きまして、41ページの3款1項1目サポートセンター運営業務についてお伺いいたします。委託料といたしまして4,263万9,940円の決算額ですが、その内容等と成果をお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） こちらにつきましては、サポートセンター「つながっぺ」の運営について、村社会福祉協議会のほうに委託をして運営をしているといった状況でございます。ここに記載ありますように、つながっぺの延べ人数、参加人数につきましては、1,773人というふうなことでありますし、中で相談業務等々もやっておりますので、相談件数としましては約4,500件の相談業務があったというふうなことであります。コロナ禍の中で、非常に開催の部分については、人数を制限したり感染対策しながら実施してきたというような部分であります。村民の中で高齢者が多く帰村されている部分はあるんですが、非常に楽しみにしている高齢者が多くいらっしゃいました。ただ、本来、大体開催日だと20人ぐらいで実施できていた部分なんですが、コロナ禍ということでその部分についても制限せざるを得なかったというふうな状況の中でも、きちんと感染対策しながら実施していただいて、非常に何ていいでしょうか、高齢者にとっては楽しみな部分でもありますし、また開催する行政区によっては、村外からもわざわざサポートセンターに通いながら来ている方もいらっしゃいましたので、そういった部分では有意義な事業なのかなというふうに思っています。

委員（飯畑秀夫君） ありがとうございます。石井課長言うとおりの、村民の方が本当に楽しみ

にして、毎回サロンに来るのを楽しみにして、また皆さん話し合いながら、一緒に運動しながら、健康維持につながるのかなと思います。

その事業なんですけれども、これ補助金だと思うんですけれども、これも令和7年度までなのか、この事業はいつまで続く予定なのか、お伺いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 交付金事業として実施できる部分については、まだいつまでという部分はありませんけれども、この部分についても、今全体の部分も含めて国のほうに要望していくということで、いつまでできるという部分ではお答えできる部分ではないのかなと思っています。ただ、交付金がないから終わりだということではなくて、形を変えながらもやっぱりこういった部分については、必要不可欠なものでございますので、1か所に集めることが果たしていいのか、あるいは各行政区でサロン実施してもらっていますが、そういった部分を拡充しながら高齢者が集える場所をつくっていくというのは非常に大切なのかなと思っています。ですので、今いつまでという部分についてはお答えできないかなと思っています。

委員（飯畑秀夫君） ぜひとも継続、または今石井課長言ったとおり、村民の方が集まる場所、健康維持の場所が何かの形で継続できるようお願いいたします。

続きまして、51ページ、6款1項4目畜産振興費についてお伺いします。

畜産振興に要する経費といたしまして、18節家畜飼料緊急支援事業補助金としまして4,243万8,000円とあります。1頭当たり6,000円、和牛17件、養豚1件、養鶏1件、これ資料請求お渡ししましたけれども、多分頭数と数をお伺いしたんですけれども、この資料を頂いたものがいっぱいあるので探して、資料作成の方本当にお疲れさまでした。この資料の中の92ページだと思うんですが、頭数の数が書いていないので、教えてもらってよろしいでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 頭数と数であります。ちょっと確認をして後ほどご報告したいと思います。

委員（飯畑秀夫君） 私のほうからは以上です。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど横山委員からご質問ありました、ナンバー4の43ページ、総務費雑入の収入未済額のうち移住者の引っ越し補助金に係る10万円の時期であります。令和元年5月に転入された方が、令和3年3月末で転出したということで、その時点から補助要綱に基づき5割の額、20万円のうち10万円を補助金返還ということで返還が発生したものであります。

以上です。

生涯学習課長（山田敬行君） 先ほど横山委員からご質問ありました、飯舘村史の在庫状況であります。昭和約50年頃3巻発行しました。その在庫状況であります。1巻通史については17冊、2巻資料編が10冊、3巻民俗が10冊、合計37冊であります。

以上です。

#### ◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） それでは、ここで昼食のため休憩します。再開は13時10分からします。

（午前11時47分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

（午後 1時10分）

産業振興課長（三瓶 真君） 私から、午前中に飯畑委員からご質問がありました、令和4年度家畜飼料緊急支援事業費の補助実績についての頭数ということで、これからご回答申し上げます。なお、この事業につきましては、ご承知かもしれませんが購入した飼料の量によってこの補助額を算定するものでありまして、これから申し上げる頭数につきましては、昨年度末時点で、今回その交付対象となりました、各農家が飼っていた頭数ということになりますので、前置きの上、お聞きいただければと思います。

まず、牛でありますけれども、牛については村内外合わせまして1,867頭であります。次に、豚でありますけれども、豚については1,845頭です。そして、鶏でありますけれども、鶏につきましては、ご承知のように昨年、高病原性鳥インフルエンザが年度途中から発生をしておりますので、それ以前に飼っていた羽数ということで11万2,000羽ということになっております。

以上であります。

委員（飯畑秀夫君） 回答ありがとうございます。飼料、牛の餌の購入に対しての補助金ということで、これは農協等いろんなところから買った実績に応じて交付したものでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 委員おただしのとおり、農協をはじめ各飼料メーカー等から購入した飼料に対して、その量に対して1トン当たり6,000円を補助金として交付したものであります。

委員（飯畑秀夫君） 村内外で1,867頭の飯館牛がいるということで、本当にこれからもっともっと増えていけばよいのかなと思っておりますけれども、これは和牛と書いてありますけれども、乳牛に対してはなかったのか、お伺いいたします。

産業振興課長（三瓶 真君） すみません、ちょっとそこは確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 午前中、飯畑委員から質問ありました、資料ナンバー7の7ページ、消防防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金ということであります。こちらについての内容でございますが、支出先はこの協議会でありまして、こちらの本部は埼玉県にございます。全国組織ということであります。内容は、災害派遣時の費用、それから運用に関する連絡調整でありますとか乗員の技術向上対策、そういったことに使われているということでございます。

ご質問ありました、村に飛んでくるもの、これはドクターヘリでありまして、それは医大が持っているものでございます。ちなみに、昨年度の実績は1件のみ、7月に1件ということであります。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまの乳牛は含まれないのかということであります。先ほども申し上げましたとおり、今回は購入した飼料に対しての補助ということですので、明確に乳牛、和牛の別を定めていたわけではありませんが、今回交付したその対象畜

産農家の中には、乳牛を使用する形態も含まれておりますので、購入した飼料の中には乳牛用の飼料もあったものと推察されます。なお、資料92ページの、表記としましては和牛としか書いておりませんでした、そのような事情でありました。大変失礼いたしました。

委員長（高橋孝雄君） それではほか、質問する方。

委員（佐藤八郎君） 令和4年の予算が庶民のためにどう使われ成果になったか、そして課題があったのか、これからどういう方向づけになっていくのか、何点か伺っておきます。

最初に、あいの沢の19ページですけれども、あいの沢の管理の在り方、内容、地元への周知などについて、資料を頂きまして内容がきちっと書いてありますけれども、大事なものは、あいの沢は地権者なり関係者がいて、その方がどんな理解をして行っているのか、どんな役に立っているのかなという部分も含めて伺っております。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） あいの沢の管理運営でございます。追加資料では61ページにあいの沢の管理運営の仕様書を添付させていただいております。あいの沢につきましては村民の交流、それから村内外の方との交流拠点というようなことで、古くから村の憩いの場、交流の場として整備してきたところであります。

この追加資料にありますように、管理に関する基本的な考え方ということで、この（1）から（6）まで、村の観光資源の情報を村内外に発信できるような管理運営を行うことから、あいの沢の園内の紹介、それから施設の維持管理を適切に行う、また個人情報保護を守りながら効率効果的な管理運営を行っていただくということで、施設の管理についてはお願いをしてきたところであります。村の中心施設というようなことで、しっかり管理運営をしていただいて、またさらには森活用に努めてまいりたいというふうに思っております。

地元の方への理解ということではありますが、特に特段年度内にこういったことという説明等は行っておりませんが、毎年借地料なりそういった部分もお支払いする中で、適切に運営しているということでご理解いただいているのかなと思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 前はあいの沢の堤を中心とした説明とかそういう懇談というか、関係者とのあったんですけれども、コロナがあったりいろいろで難しいんでしょうけれども、令和4年度においての土地の貸借の関係では、借りているものを売っていただきたいとかという交渉なり話合いの場はあったのでしょうか。進捗状況はどうか、伺っております。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 借地に関連してのそういった交渉とかそういったものがあつたのかということではあります、令和4年度内にはそういった交渉とかそういった部分の話は行っておりませんでした。できれば村のほうで購入させていただきたいということで借地についてはお話、何年かしてきたところはありますが、令和4年度についてはそういったことはありませんでした。なお、昨年度、全体的なあいの沢の今後どういうふう整備、使っていったらいいかという構想の検討もさせていただいておりますので、そういった部分が煮詰まってからでない、またさらに地権者さんのほうに説明するというのは

村の全体的な計画もありますので、時期尚早という部分もありますので、そこをしっかりと計画、道筋を立てながら、内容を説明させていただいて、ご理解を今後賜りたいと考えているところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） それでは、20ページの産業団地の調査内容について、いつどんなことを、何か所を選んで、どんな方々で検討されているのか伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 産業団地の整備関係でございます。追加資料で、63ページから66ページまで、4ページにわたって資料をつけさせていただきました。令和4年度の事業の中で、業者のほうに調査委託を行ってきております。その中で、業者に委託ということでありますので、その委託業者の中で産業団地にふさわしい部分を村の全体的な候補地選定の方向性を持ちながら、調査をしていただいたというふうなことであります。

内容については、63ページにありますように、産業団地のまず方向性、インフラが存在し整備が容易な村の中心となる立地、それからアクセスしやすく人が集まりやすい、また産業集積の拠点となり得る立地という、この大きくは3点の方向を見据えて、そこに合致するような場所が村内にどこに有するかということで、まず選定をしていただいたところであります。

64ページにありますように、13候補地ということで、業者のほうでそういった調査の中で検討されてきたというふうなことでありまして、その中で、最終的に総合評価を行って、66ページにありますように、最適候補地を選定していただいたというような経過、流れになってございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） この間、高速が相馬から完成しているわけですがけれども、村へのアクセス関係、道路も含めての内容については、この産業団地の調査なり検討の中ではどういう位置づけをされたり、どういう思いを抱いていらっしゃるのか、伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどありました高速道路の整備、中央道路の関係等も進んできたわけではありますが、当然先ほど申し上げましたように、この追加資料の63ページ、2番目、アクセスしやすく人が集まりやすいという部分では、そういった国道沿い、それから高速道路、そういった部分も加味しながら選定してきたというふうな経過があります。全ての高速道路に近いとか国県道により近いとかというようなことでもなく、可能性のある部分をまずは全部拾い上げて、その中でやはり一番利便性がいいというふうなところが最終候補地として残ったのかなと考えておりますが、当然高速道路、それから今後の相馬地方の要望等にも入れてありますが、そういった高速の整備とか道路整備、そういった部分を要望しながら、将来的に一番使い勝手のよいというか、場所として適正ではないかというふうな部分、将来的な部分も見据えて場所の選定に至ったというような結果だというふうに思っているところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 私もずっと飯館全体なり周りとの関係を見れば、県道12号線と4号と6号との関係で、今度高速で結んだときに一番いい部分かなと今年度決めたようですけど

も、方向づけはね。だから、今後どういう産業をする企業が入ってくるか分かりませんが、そういう意味も含めて、非常にこの高速なり常磐道、東北高速道路、福島の高速ということで一番大事なのかなと思っていますけれども、その辺、アクセスはどういうふうには、この12号線とこの産業団地、今後方向づけとして出してる部分とのつながりは、見通しとしてはどうなんでしょうか。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 今ほどありました県道12号線沿いということで最終候補地、選定をさせていただいたところでもあります。当然、県道12号線については、高速インターからのアクセスもいい路線でもありますし、中央道路から若干入り込みますが、当然今までもそうですが、かなり交通量の多い、そして整備された道路でありますので、その利用が中心になってということで、今回の選定に至ったというようなこともあるかと思っております。

今後どんな企業がという部分も先ほどもありましたが、できるだけ雇用を生み出すような企業さんに来ていただきたいということで村では希望しているわけでありましてけれども、そういった部分を含めると、やはり先ほどからある道路アクセスについては、重要なのかなというふうに考えているところであります。当然、今まで村の基幹道路ということで中央を走っておりますので、最大限に有効な道路、そして場所を選定しているのかなということでありますので、今後企業の誘致に期待を持っているところであります。

以上です。

委員(佐藤八郎君) 続きまして、27ページの公害対策及び河川などの水質検査、これ実態、場所と回数、結果。基本的な部分はどんなことを注意されているか伺います。

住民課長(志賀春美君) 公害対策及び河川等水質検査事業ですが、こちらは河川8か所と沼4か所の水質検査をやっております。資料の74ページをご覧くださいと思います。河川につきましては7月29日、あと令和5年1月27日に、2回検査のほうをやっております。あと、沼につきましては6月21日に検査をしております。生活環境の保全に関する環境基準というものに従いまして、それぞれの項目のほう、基準値内に収まっているというふうに数字のほうはなっております。河川につきましては、放射能の測定濃度、一番左側になりますが、こちらは放射線の部分は検出されていないというふうになっております。

以上です。

委員(佐藤八郎君) 細かくてあれなんですけど、放射線が全村にまかれて、主に高いところから低いところに水が集まって流れてくるという流れの中での検査なので、大変ここで暮らすことも含めて下のほうに流れてくる川ですから、十分大事なところですけども、ここ二、三年見たときに、この検査での変化は見られるのか。例えば、放射性物質の検査測定値が下がっているとか、相変わらず検出されないできているとか、そういう例えば同じ検査するにも、集中豪雨があった後の検査と前とでは違ってくるというふうに素人ながら思うんですけども。つまり、ほとんど全村が山の中で、山の部分の放射性物質が除去されていない中でなので、そういう災害的なものが起きた場合は、川に流れ込んでくると自然には思うんでありますけれども、そういう部分では、特に変化はないものかどうか。

住民課長(志賀春美君) 基本的には、雨の降った後とかには検査は行っていないということ

で、昨年度の検査結果等を見ましても、検出せずとか基準値以内の数字でほとんど検査の中身的には問題ない、変化がないというふうに私どものほうでは考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 村長、専門なので伺いますけれども、もう森林、いわゆる除染しない約84%の面積にある放射性物質は、移動するということはもうないのでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 私専門家というふうに言われても、実態をきっちりと把握しないと正確な答弁はできないのかなと思います。一般的な知識レベルで申し上げると、いわゆる溶存態と懸濁態という2つの様態がある中で、当初、放射性物質がこうした状態ではイオン化されているような状態、あるいは溶存体ということで、いろんな様々な物質に流れ込みやすかったり吸収しやすい状況があったかもしれませんが、あれから13年目に入らる中で、ほとんどのものはいわゆる化学結合しながら懸濁態と呼ばれるものになっているだろうという予測は立つかなというふうに思います。

ただ、未除染地の山林に関しては、そういった全体調査、国のほうからも報告いただいています。管理をしてるといいますか、森林の中で木に吸われてまた落ち葉となると、そういうような動きもあるかというふうには聞いているところです。

ただ、農地やあるいは河川等々にあるものについては、ほぼ懸濁態として、いわゆるほかのものに吸収しづらい状況であるということと、大きな雨が降ったとしても、下流域で大きく放射線量が上がったという話を私はここ数年は聞いておりませんので、上流域である飯舘村においても、そういう流出はなかなか少ないのではないかなという予測は立つだろうというふうに思うところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） これ、沼というかため池は、後でまた別なほうでやるんですけども、これ定着したため池、4か所の変化は特に令和3年度、令和2年度から見て令和4年度も、そう変わりなかったのでしょうか。

住民課長（志賀春美君） ため池4か所につきまして、年2回、水質検査をやっておりますが、特段の変化は見られないということでもあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 28ページに移りますけれども、クリアセンター処理水について、ここでは水質検査のということ、内容を聞いておきます。

住民課長（志賀春美君） クリアセンターの処理水の水質検査につきましては、追加資料の75ページになります。こちらのほう、最終処分場の放流水を年に1回検査をしております。そちらのほうは、特に数字が高くなっているところもなく基準値以内、あとは計測の結果検出せずということで、問題ないというふうに考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 年に何回、どんな場所から、誰に検査を委託して報告をもらってるのでしょうか。

住民課長（志賀春美君） 調べて後ほどお答えします。

委員（佐藤八郎君） では、35ページの放射線の相談支援業務、内訳と関係機関へのつなぎな

んかはどういうふうにされてきているのか、伺います。

健康福祉課長（石井秀徳君） 放射線相談支援業務についてであります、追加資料の76ページをご覧くださいと思います。

生活支援相談員が訪問先でいろいろ相談を受けるという中で、放射線に特化した質問については、昨年度5件があったと報告を受けております。その中で、多くはこの食品モニタリングによる状況ということで、昨日測ってみたら高かった、やっぱり高く食べないわという話がほとんどだったかなということで報告を受けています。あと、除染に関するものについては、裏山がまだ線量が下がってないんだという話を受けたということであり

ます。それをつないだかという部分であります、職員、放射線に関しては本人からそういった部分がなくて、自分との確認的なことでもありますので、特につないでおりませんが、放射線、除染に関するものについては担当課のほうに話をされているのかなと思っています。

ただ、それについて追跡調査はこちらのほうでしておりませんでしたので、今の現在ではそういうことでもあります。

委員（佐藤八郎君） ここでは5件という流れですけれども、相談したり持参してこないとやらないという放射線調査、ここでは相談業務ですから違う部門で聞けばいいんでしょうけれども、それでいいのかどうかって非常にずっと疑問に思ってるんです。例えば、村に住んでいて野山が近いところとかそういう方々の食料調達の中で、山菜、キノコがどういふふう利用されたり。大分聞く話だと、1キロは食べないから大丈夫でしょうなんていう話もね、冗談かどうか分かりませんが、非常にそういう……だから村がもう取らない、売らないとかっていろいろ、近寄らないまでは言わないかもしれませんが、だから非常に、相談受けたからあとは食べた情報を聞いたりしないのかどうか、その辺はどうでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 村としましては、広報お知らせ版等で村でのいわゆる山菜、キノコ類の摂取を控えてください、あとは取ることも含めて、それから食べることも含めて控えてくださいという案内は、随時しているのかなと思っております。

ただ、その中でも、高齢者の中では食べたんだっていう話も聞かないことでもないです。何件か聞いてはおりますが、ただ、どういうふうな形で食べたかっていうふうな部分ではなくて、それも含めてなんです。今集団健診、今年もやりましたけれども、それに併せて内部被ばく検査も原安協のほうの協力をいただきまして無料で検査を実施しました。そういった中で、お話、その専門の方、大学の方々と内部被ばくの検出された方については、いろいろお話をしているようですが、村としては食べた食べないを把握しているかということ、その程度でございます。

委員（佐藤八郎君） 私、亡くなった方全ての亡くなった病名聞いたわけではないんですけども、いろいろ何人か70代の人亡くなった話を聞くとね、ほとんどがん関係だということで、どうも放射線被ばくってのがね、やっぱり細胞を破壊したことでの因果関係がなかなか難しいんですけど、それと病原の細胞の侵された部分の合併が起きてがんになって



いくのかなと危惧しているんです。そういう意味では非常に、特に村に住んでいる高齢者の7割近い方がおられますので、やっぱり長生きするわくわくどきどきした暮らしを営む村という部分では、なんて言ったら、帰村した方々が長生きしないと大変だというふうに思うので、もっと何か具体的なものはいいのか、検討はどうされたのか伺っておきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 高齢者に限らずですけれども死亡の原因、3大要素としましては、いわゆる悪性新生物がん、それから心臓病、それから脳卒中、そういった3大疾病原因というふうなことは、これは全国的に言われておまして、飯舘村本村でも同じような流れになっております。その中で、飯舘村でのここ数年の死亡原因としましては、やっぱり第1位はがんというふうなことであります。ただ、その年齢階層順に、いわゆる死亡原因を調査しているわけではありませんけれども、飯舘村自体も高齢化が進んでおまして、そういった部分もその要因としてはあるのかなというふうに思っています。ただ、委員おっしゃるようにその因果関係がどうなのかっていう部分については、はっきりしたものはないわけでありまして、全体としまして、村民に限らず福島県、あるいは全国の死亡原因としては、そういうふうな流れになっているような状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 食べない、取らない、売らないだけのお知らせでは、体に健康を害するというふうには感じないんですね。そういうことをやらなければいいんだなとなっているので、やっぱり課長も聞いているように、結構食べてるんですよ。やっぱり節のものとか、昔からの生き方ですから、だから特にすぐ病気の要因になるような食べ方はしていないということで、工夫したり少量にしたりしてるようですけど、中にはいっぱい取って配布して歩いている人もいますけど、いろいろあろうかと思えますけれども、本当に比率としては要因になるんだと、健康を悪くする要因になるんだというものをやっぱり健康福祉課のほうとしてきちんと周知すべきじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） この件に関しましては、震災以降そうではありますが、やはり基準を超えているものについては食さないというのが原則でありますし、やはりそういったものも含めて、今後も周知をしていきたいというふう考えております。

委員（佐藤八郎君） 続きまして、37ページの統合診療所の運営事業の運営委託の実績と成果をまず伺っておきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 追加資料でも示させていただいておりますが、追加資料の77ページをご覧くださいと思います。診療所の成果、成果ってなかなか難しい部分がございますが、今現在、震災以降、帰村してクリニックにて診療を開始しておりますが、去年は火曜日、それから木曜日の診療、2日でありますけれども、火曜日については午後の診療も加え終わったということで、再開からは若干でありますけれども、診療の時間が増えているということでもあります。

それから、先ほども答弁させていただきましたが、令和4年度から村に住んでいただけの本田先生がクリニック所属として訪問診療していただいて、そういった枠も広がってきたということもございます。

77ページにありますその患者数、利用人数でございますが、4月から翌年3月までの利

用としましては1,987人、約2,000人の診療をしたということでもあります。これが成果かと言われるとなかなか難しい部分がございますが、実績としてはそういう内容であったということでございます。

委員（佐藤八郎君） 病人はいないほうがいいんですけども、いた場合の処置がどうされていくかという部分で、診療所にかかって、そこからもっと大きい病院とかに紹介する件数なんかはどの程度あって、診療所に通う方々の主な健康状況というのは、内科なのか、外科なのか、眼科なのか、歯科はやってないでしょうけれども、それをどのように一つの村民の健康のアドバイザーとしての役割として、診療所はどんな役割を果たしているのか。確かに本田医師が入ったことで、非常にありがたいという声が多いので、その辺はよくなったし、院内処方もあっていろいろありますけれども、実態としてはどんな傾向にあるんでしょうかね。村民の体、健康というのは。

健康福祉課長（石井秀徳君） 詳しく患者の病名だったりという部分を把握していない部分もございますけれども、私も震災前でありましたが診療所を担当していた経緯からちょっとお話しさせていただきますと、村民の方々はどうしても慢性疾患、いわゆる高血圧、それから高脂血症、いわゆる脂質異常、こういった方が多く見られます。加えて、高齢者になりますとどうしても膝の痛みとか肩の痛み、いわゆる若いときといいますか、ずっと農作業等の仕事をして、そういった部分から来る長年の疲労からくるものということで、肩とか膝の関節周囲炎、こういったものが多かったかなと思っております。今現在戻られている高齢者についても、どうしても高齢者が多い部分でございますので、同じく循環器系の病名が多く、あとは痛みに関する部分かなというふうに思われます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 高血圧の部分は大方ね、血圧は薬でかなりできるのかなと思いますけれども、あとリハビリ関係なりをしようとする方は、統合診療所ではどれだけのリハビリが可能なのか。隣町川俣なり南相馬なりへの紹介といいますか、そのつなぎというのはどんな役割を果たしているのか、伺っておきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 残念ながら、今いいたてクリニックのほうでリハビリの診療処置等々はできない状況になっております。近隣の医療機関のほうでリハビリ等必要な方については、今自分で行ける人は自家用車でということがあるんでしょうけれども、トーンの送迎を活用しながら、今そういったリハビリだつたりに通院するというところで利用しているという状況であります。ただ、何件かというとなかなか難しい部分がございますので、今現状としてはそういう状況であります。

委員（佐藤八郎君） これ全体の委託なので、診療所の運営、全体の委託なのでね。そうすると、今までの流れのことしかやらないという委託の内容なのか、この高齢者が多い、高血圧が多い、リハビリを必要とする人が多いといういろいろ変化が起きたときに、どう対応していくという方向づけなり、そういう業務改革といいますか、改善といいますか、そういうことは、委託業者ときちんと協議されているのか、村としてきちんと要求されているのか、伺っておきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） おっしゃることは、そのとおりでございます。指定管理先であ

ります商工会との協議については、担当者レベル、あるいは副村長、村長レベルでもお願いをしているという状況でございます。ただ、患者数、それからいわゆる診療の報酬も含めて、そういった部分のバランスといいますか収支の部分で、今現在、大体1日平均20人の患者でございます。これが5日間の診療あるいはリハビリの部分も含めた科目の増となりますと、そこにまた経費がかかってくるとなりますと、なかなかそのバランスが難しいかなというところでございます。

ただ、帰村する人口、それから患者数、そういったものを加味しながら、徐々にではありますけれども診療日の増だったり、あるいは診療時間の増、こういったものを要求をしているところでございますが、今のところすぐに移行するというふうな回答はなかなか得られていない状況でございます。

委員（佐藤八郎君） この議会でも村長から提案理由の中にありましたけれども、令和9年で医療費云々という話になってきますと、今4年ぐらいでお金を出しての高齢者、後期高齢者になっていけばあれでしょうけど、いずれにしろ物価高の中で経費負担が増えていくという見通しにもなっているわけです。そういう中で今、予防事業にも力は入れてきましたけれども、運営全体を委託するのに任せっきりとかね、やっぱりきちっとこの中にも入っていただいて、それなりに実態と合った改革をしていかないと、うまく運営が、お金やっちは委託期間終わったからはいはいっていうふうになかなかね、そういう問題ではないので、村民の命と健康を伸ばしていくのにはね。その辺では、見通しはどうでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 医療の部分については商工会のほうにお願いしているという部分がございますが、いわゆる病気の予防だったり介護予防だったり、そういった部分については、今現在村の健康福祉課で運動教室をやったり、あるいはサロンでの理学療法士なり作業療法士をお呼びして、そういった形でのもう自分でできるものというふうな部分で実施をしているところでございます。

後期高齢者医療連合と、それから国保もそうなんです、村の事業としてそういった医療費が高騰しないような流れの中での運動だったり栄養教室、そういったものも今現在進めているところではございますが、なかなか全ての方がそんなに居住しているわけではございませんので、なかなかその効率がいいという状況ではないものですから、きちりした形で明確にその成果が見えるというものではないんですが、そういったことを随時、今実施しているところでありまして、これからも力を入れていきたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） 続きまして、45ページの食品放射性物質測定業務1,854件あって、プラス3地区という報告がありましたけれども、これ実地報告、実態報告というか、課題なんかあれば、最初に伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 食品放射性物質の測定につきましては、追加資料の82ページのほうに令和4年度の結果ということで記載をしているところでございます。先ほど出てきました3地区につきましては、この食品放射性物質の検査について、一義的には業者委託という中でお願いをしているところではございますが、現在小宮と飯樋町と前田行政区につきましては、地域の方々自らが集会所などを会場に、そうした機器を操作しながら、そうした検体を預かって検査をしているという実態がございます。

課題ということではありますが、今この事業につきましても、今国の交付金を受けて行っているという中でありまして、ここに記載のとおり、かなりの金額を村運営に要しているという部分がございます。今ほど申し上げました3行政区のように、地域の方が担い手となっただけであれば、その費用も抑えながら継続することもできるかなという部分もありますが、この事業を今後継続するに当たっては、そうした検査に当たっていただく人の手当をどうするか。あとは、この機器も今日の質問にもありましたように、定期的に校正をかけて正しい放射線量が出るように修正をしていかなければならないという、その維持のためのメンテナンス費用がかかってまいりますので、そのあたりのところが、今後国の交付金等がなくなったときにどういう形でこれを続けていくのかということも、課題になっているかなというふうに認識しているところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 村として産業課で検体確保はする、定期的に検体を自分たちで確保して検査に提出しているなどということは、していらっしゃるのか。今までかつて、13年たちましたけれども、そういう実態はあったんでしょうか。どういうふうになっているでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） この食品に関しましては、まずこのこちらの検査については、目的が、その村内で取れる野菜その他のものに関して、不安をある程度解消するために行っているという面もございます。したがって、村が検体を採取するというよりは、地域の方が自分の畑や近くの山林、農地などで取れた様々な植物等について持ってきて、それを測って、実際にどのぐらいあるかを確かめるといったような流れになっておりますので、ここに関して村が直接検体を取るといったことはしておりません。

ただ、そのほかに、これまで営農再開などを予定している場所につきましては、吸収抑制対策のために必要な土壌などの検体、そうしたものは村のほうで予定しているところの土壌を採取して、それを検査にかけるなどということも行っているところでありますが、食品については、そういう目的でありますので行っていないというところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 村独自に検体確保しないので、それに関心のある方が持参して測るとか、どうしてもそのことを知りたい人が測るとか、3地区は熱心に同じところから定点点検やってるのかどうかは分かりませんが、実際にやっぱり村が責任を持って定期的になり、いろんな作物栽培の1品、2品、必要なだけ検査するというのは可能なんだと思うんです。方法が偏ったり、そういう関心ないところは全然検査結果がなかったりするんではない検査業務が、私は必要なんじゃないかなと、村全体に復興、再生させていくためにはと思うんですけれども、いかがでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまの内容をお聞きいたしまして、まずその食品の摂取、食べることであったり出荷、販売、他人に譲るといったことも含めてでありますけれども、そのためにはまず、県、国の定める基準をクリアするというところで、そうした試験栽培を避難指示解除前後、今もですけれども各地で進めております。そうした試験栽培の結果につきましては、村のほうで、試験栽培したところから取れた野菜などを、その県等が定め

る基準にのって広く、その1地区のみではなくて指定された場所で栽培をして、村が測って、そしてその実態を確かめてきたという経過がございます。

現在は、そうした結果を踏まえて基準値を2年、3年やってみて、大丈夫だということでありましたので、その制限が解除されているというふうになっているものと認識しております。

なお、これから、現在も新しく取れた作物であるとか、そうしたものについては出荷前にきちんとその県の検査をしてから出すという中で対応しているところでもありますので、そうした基準にのったやり方で、今後も全村的には生産物等の放射線対策というか、基準値をしっかり確認するというをやっていきたいというふうに思います。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 食品放射性物質の測定ですから、測定業務をして、今課長が言ったように販売可能だというふうに全村がなるというのは私はないと思うんです。そういう意味では、避難地域が指定される原発事故が起きたときに、石橋地区、ずっと佐須、大倉、八木沢のほうは、放射性物質の放射線量率が低いんだという話もあったりいろいろしました。つまり、低いということは、放射性物質そのものが落ちた量が少ないのかどうかは分かりませんが、低いものだけ落ちたんだかそれは分かりませんが、いずれにしても、そういう変化があったわけです。そうすると村も全体がいつまでも県や国の許可が下りない限りできないできないということになるのか、そういうのをきちんと確かめるのにも、やはり村独自の食品放射性物質検査というのは、非常に重要なんじゃないかと。だって、今でもSNSあたり見れば、静岡にしる富士山の山沿いにしろ、キノコにしる雑草にしる、まだいろんな物質が線量値が高いなんていう部分もあるし、東京湾にしたって魚にどうのこうの問題もあるしいろいろあるんですけど、ただ、村自体はどういう状況なのかという、今実証栽培もやって交渉もしていくんだということでもありますけれども、だからそういうものがきちんとなっていけないと、なかなか安心安全な食料……本来飯舘は山菜、キノコが絶対豊かな村で、自然豊かというふうになっているわけですけど、そういう部分は自分らで発行していかないと、なかなか待ってるだけでは駄目なのかなとずっと思って、令和4年度はどうだったのかなと思って聞いています。

産業振興課長（三瓶 真君） おっしゃるように山菜、キノコが早く食べられるようになるということが本当に待ち遠しいといえますか、そうしたいものだというふうには考えます。今、委員のほうからお話ありますことがちょっと大きく2つに分かれるかなというふうに思っております、1つはそうした全国的に見ても、これは大丈夫だという県や国の許可という点での放射性物質の検査につきましては、村なり県なりが主体になりまして、定められた要件の中できちんと定められた作物を栽培して、その結果を確かめていくという流れになってまいります。実は、山菜、キノコにつきましても、そうした仕組みというのはできているんですけど、今ほどの82ページにありますとおり、まだまだそうした山菜、キノコ等につきましては放射線量が高いということで、恐らく2年、3年、過去の経過を見ましても継続して高いということで、なかなかその基準に今当てはめることが難しいということでもあります。いずれにしても、そうした国、県が定めた基準をクリアしない

と、ここは制限解除になっていかないという面が一面あります。

もう1点の今回のこの食品放射性物質検査につきましては、避難した村民の方々などが村に戻ってきて、自分たちで野菜をつくって食べたり、また自分で取った山菜や何かを食べたいといったときに、その安全安心のために参考にこうした機械を使って測るといったような仕組みの中で運用しておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。再開は14時30分といたします。

（午後2時10分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

（午後2時30分）

住民課長（志賀春美君） 先ほどの佐藤八郎委員の質問です。クリアセンターの処理水の水質検査については、追加資料の75ページになります。こちらの検査は、年に1回行うものがほとんどであります。43番につきましては月に1回検査をしております。こちらの検体の採取の場所につきましては、クリアセンターの最終処分場の一番下流のほう、その水を取って検査をしております。委託業者につきましては、福島市の株式会社福島理化学研究所というところに委託をしております。検査をお願いしているということでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） それでは、49ページにおける、県の営農再開支援事業の長泥地区なのか、土壌検査手数料ということでもありますけれども、内容と実績はどのようになりますか。

産業振興課長（三瓶 真君） 資料ナンバー7の49ページ、営農再開支援事業の土壌検査についてのご質問であります。こちらの土壌検査につきましては、村内でこれから作付を行う場所について、その吸収抑制対策でありますカリ剤を散布する前に土壌検査ということで行うものになります。これは、令和元年までは堆肥の追肥のためのものだったんでありますけれども、令和2年からは市町村で、その散布のための土壌検査を実施することになったため行っているものであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 圃場をどのように検体を取って、どこに検査を委託して、結果の交渉はというふうにされてきているのか伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） こちらの土壌検査についてであります。検査を行っておりますのが、主には菊地種苗株式会社というところで、そちらのほうに土壌検査の委託をしております。また、一部JAふくしま未来の飯館総合支店においても実施しているところであります。

土壌検査の結果で放射線濃度などを測定しまして、どのぐらいの量のカリ剤をそこに入ればその吸収対策の基準までちゃんとなるかということを見ながら、その検査結果によって、散布するカリ剤の量などを決めていくということになります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） そうすると、そのカリ供給量を決定するために検体を取っているだけで、線量云々、土壌線量の測定ではないということですか。

産業振興課長（三瓶 真君） この土壌検査の大きな目的としては、カリ剤散布のための土壌検査を実施するということでもあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） その土壌検査では放射線量土壌含有率は分からない検査ですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 線量についてもその中で調査をしております。

委員（佐藤八郎君） その公表は、どこでどういうふうに見れば、私ども分かるようになるんですか。

産業振興課長（三瓶 真君） すみません、土壌検査の結果の公表につきましては、行っていなかったかなと思うんですが、なお確認をさせていただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 51ページの鳥インフルエンザ対策事業で、るる予算があって、114万5,001円とありますけれども、これ全体としての費用額、災害としての処理なのか。病原菌処理ということでの国県等の関わりでの財政支出内訳はどうなっていくのか、伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 鳥インフルエンザに係るご質問ですが、追加資料の93ページをご覧くださいと思います。ご質問の鳥インフルエンザに係る予算措置の関係でありますけれども、こちらに記載がありますように、まずこの四角の中ではありますが、今回の高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、家畜伝染病予防法、これに基づき、国、都道府県の責任において、県が殺処分、埋却消毒、移動制限等の防疫措置を実施するということでもありますので、主担当としましては県ということになります。

その下の黒丸の1つ目ではありますが、県の財政負担について、今回発生した対応分については、予備費対応で約1億2,300万円ほどであったというふうに確認をしております。内容といたしましては、防護服を購入したり鶏の埋却消毒、あとはバス等を出したその委託費等だそうでございます。この費用についての8割については、国の特別交付税措置ということで、残りの2割は県が持ち出しだそうです。

村の負担でありますけれども、今回人件費のほかに消耗品等需用費がかかっているわけですが、この需用費等についてはその半分、2分の1が特別交付税措置されます。ただ、人件費等については、これは特別に措置等はないということでもあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 誰も好んで起こしたことでないのに、村の職員が対応しなくちゃならない部分もかなりあって、今説明を受けていると、人件費分は持ち出しで払ってくださいという、非常に何かほかの災害とも比べても、ちょっと考え方が違うのかなと思うんですけれども、これは飯館がたまたまあのぐらいの規模だというのはありますけれども、テレビ報道なんか見たら莫大な、鳥取とかああいうすごい自治体持ち出しが大きいんでないかと思うんですけれど。いや、豚とかも今後考えられるのは、幸い村でまだないので、この点についてはどういう、今後これでいいということで処理しろと、そして後の特別交付税で需用費だけは見ると。合わせてかかる費用全体を見たらいいんじゃないかという要求はしていますか、村長。

産業振興課長（三瓶 真君） 関連してまずお答えいたしますが、確かに費用については人件費は何の対応もないというような部分でありますけれども、実は今回の反省を受けて、県のほうといたしましても、人員の動員の見直しを今図ったところのようであります。

具体的には、この鳥インフルエンザの殺処分に関しましては、基本的に24時間体制で対応しますので、クールと呼ばれるその時間割ごとに8時間とか6時間で区切って、それぞれ順番で交代で人員が対応に当たるといったことなんですけど、どうしても一番最初の1クール目と呼ばれる発生からの初動の部分に関しましては、発生元に程近い地元の自治体の職員を当てにしなければいけませんので、そこは自治体の職員に協力をいただくという形なんですけれども、それ以降の2クール目以降につきましては、県のほうの動員体制を当初計画の600人から現在800人に変更して、2クール目以降はほぼ実働部隊は県のほうで行うと。なお、そのほかの後方支援といいますか、そうしたものについては、引き続き市町村に対応をいただくというようなスケジュールといいますか、その組織を組み直しているという状況でありますので、そうした負担につきましては、今回よりは村のほうの負担は少なくなるというようなことが見通しとして出ているところであります。

また、ご質問にありました、かなり大規模な災害については、一定程度規模を超えますと、今度は自衛隊が出動する案件ということになってきて、そういった対応がされるようであります。なお、これに関して、広域的に採用しなければならないということもある中で、特別村としてそこを、人件費の部分も含めて対応してほしいという要求等はしていないということであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） いや、起きないでほしいんですけども、今後も含めて鳥、豚、あるわけですね。牛はないんでしょうけども。そういう部分で、今後起きたとき県が見直ししていると。それで今後費用負担は減ると言っても、自主財源の乏しいところと自主財源があるところで起きた場合とでね、飯舘なんか直撃を受けて一般財源からと言われても、当然起きた当初は村の職員が対応になるのは目に見えてますよね。だから、何万頭以上、何羽以上がどうで、自衛隊出動はどのくらいの規模で、そういう何か基本になるものがあって、そのことも村に通知されているんですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 私の記憶でありますけれども、今回の鳥のような場合ですと10万羽でしたかね、それを超えると今度は自衛隊対応になると、そういう基準が決められているようであります。どういった法律に基づいてということについては、今ちょっと確認をしております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 今後村おこし再生のために、豚、鶏もやっていく中で起きてくる課題だなと。何せ原因が渡り鳥なのか野性のあれなのかよく分からないと言われておりますので、自主財源のない村にとっては、自主負担というのはかなり大きいのかなと心配しております。

続きまして、60ページのため池の調査結果、調査測量、成果、1,176万何がしというものがありますけれども、これ全体的に今までやられたところ、これからやるところ、調査し



た中での成果というのとは何か、伺うものであります。

建設課長（高橋栄二君） 放射線の状況ということだと思いますけれども、当然、放射線の除去をする工事ですので、工事をする前、あと除去の工事が終わった後につきましては、当然数値が下がるということで、資料の100ページから、令和4年度分のため池放射線対策工事における実施箇所の一覧表、さらにはその結果について、8か所のため池についてお示しをさせていただきますので、参考にしていただければと思います。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 工事内容はずっと同じなのか、1年かけたり2年かけたりするものもあるのか。過去にはどういう流れでやってきたのか、と思いますけれども、例えば令和2年度にやったため池の放射線測定値、工事が始まる前の測定値と、令和4年度の始まる前の測定値を比べたときに、どの物質の要素が幾らになって、低くなっているのか上がっているのか含めて、そういうものは全体としてどういうふうにつかんでいらっしゃるのか、伺います。

建設課長（高橋栄二君） その年度ごとで放射線の濃度についての変化というご指摘かなと思いますが、当然ため池ごとによっても放射線の線量の値はそれぞれ違うということもありまして、年度間での比較というのはなかなか難しいのかなと、評価したらいいのか、難しいのかなという状況だと思われまます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 10年目と13年目で下がっているとか上がっているとか、土砂の入り込みによって違うとか、何かそういうつかみ方はできないものなんですか。ため池を管理している村として実態としては、どうなんですか。

#### ◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午後2時49分）

#### ◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後2時49分）

産業振興課長（三瓶 真君） 先ほど佐藤八郎委員のほうからご質問いただきました、土壌検査の部分について確認をいたしましたので、お答えいたします。

まず、放射線量についてであります、大変失礼しました、私のほうで答弁誤っておりまして、内容についてはやっぱりカリウムのみ検査というところでありました。大変失礼いたしました。やはり、その後の公表につきましても、これはそれぞれの圃場においての必要量を算定するための検査ということもありまして、外部への一般的な公表は行っていないということでもあります。

以上です。

村長（杉岡 誠君） ちょっとため池の件は調べさせていただきたいと思いますが、私昔の経験上の話でいうと、大学の研究レベルでは、たしかある研究機関のレベルでは、ため池の中に流入する量と、そこから流出する量の差というものをたしか学術的に検査していると

ころはあったかなと思いますが、直近において農政のほう等々でその辺の情報を把握しているかどうかは後で調べさせたいと思いますけれども、一般的には、再流入量が過多になるような状況はないというようなことを私は聞いた記憶がありますので、その後の直近の状況については、なお調べさせたいというふうに思っております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） それでは、70ページの貸付金ですけれども、これ内訳、運営費についてまず伺います。

教育課長（高橋政彦君） 追加資料で110ページに載せてございます。令和4年度から始まりました、通学費等貸付事業です。飯舘村から高校に通うということで、高校のある高校の地区によって若干単価が違いますので、その高校のある場所によって単価が適用されるということになります。令和4年で4名おられまして、全員1年生、2年生の学生だったものですから、令和4年度の免除対象者はいなかったということになりますが、ご覧のとおり的人数になっております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 説明では、卒業すれば無料というか免除というように聞いた、自分の勘違いか分かりませんが、だってほとんど卒業するんでしょう。

教育課長（高橋政彦君） 無事に卒業すれば、その貸付額は免除という制度になってございます。今現在、今年度高校3年生の方がいらっしゃいますので、今年度末には無事卒業すれば、免除となる対象の学生が出てくるということになります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） これは村内からの場合だけに限るんですか。飯舘村村民の対象全員じゃなくて、村内からだけの話ですか。

教育課長（高橋政彦君） 110ページの（1）番に書いてございますが、村内からまず通うに当たっては交通機関がないということもございまして、通学に係る支援の費用となります。4番目には、避難の場所ではなく、純粋に下宿とかアパートとかをお借りして遠くの学校に行くという方については、（4）番のほうで対応させていただいております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 77ページの男女共同参画計画の策定委員の委員会の内訳と成果、計画書なるものを作成されているのかどうか、伺っておきます。

生涯学習課長（山田敬行君） 男女共同参画計画のご質問であります。追加資料の119ページです。こちらに昨年です、国の関係法令が制定されまして、昨年11月に男女共同参画計画を策定しました。2番目に9人の委員からなる委員で、7回の協議を経て策定ということ。それから計画期間は本年度、令和5年度から10年間の計画ということでありまして、4番目に計画の概要ということで、（1）基本理念ということで「ともに認め合い、思いやり、輝くいたて」と。（2）基本目標としては、ご覧のとおり3つの目標ということでありまして、計画書という形で十数ページで策定しております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 委員の男女比は、どういうふうになっていきますか。あと、計画書はでき

ているんでしたか。

生涯学習課長（山田敬行君） まず委員の男女構成比であります。9人のうち女性が6人、男性が3人ということになります。計画書の配付につきましては、議会のほうにも特に配付してなかったかと思しますので、改めて配付したいと思います。

委員（佐藤八郎君） 78ページの読書活動とありますけれども、92冊購入ということで、これは購入するに当たっての意向と申しますか、どういうものを購入されているのかの内訳と、購入するに当たっての子供さんなり関係者への意向調査なんかはしていらっしゃるのかどうか、伺っておきます。

生涯学習課長（山田敬行君） 読書活動へのご質問であります。こちら追加資料の120ページをご覧くださいと思いますが、こちらが令和4年度に図書購入した内訳、92冊の中身であります。ご覧のとおり児童書、雑誌、小説等であります。この購入に当たっては、もちろん予算の範囲内ということと、交流センターの職員だけでなく、こちらに記載しておりますが、希望者の要望も踏まえながら、図書館というのは住民の知る権利を社会的に保障するという観点から、住民の要望と学校等の要望を踏まえながら購入しております。以上であります。

委員長（高橋孝雄君） よろしいですか。

ほかに質問される方お願いします。

委員（渡邊 計君） この決算委員会というのは、ここでいろいろ委員から足りない説明、あるいは委員から来年どうなんだとこういうことを、継続とかもいろいろ出てくる意見もあると思うんですが、いかに来年度に生かすかということが大事なので、私も前年よりは半分、今回書類見て少なくなったなど、質問する箇所が少なくなったなど思うということは、書類が大分よくなってきたのかなと思っているところであります。

では、資料ナンバー7で質問していきます。

資料ナンバー7のまず11ページ、12款1項2目の中で公債費利子償還。ここに帰還環境整備交付金基金繰替運用利子とあるわけですが、予算額が100万円ですか、100万円の予算額に対して僅か1,397円。こんなに大きな開きが出たというのは、どうしてこういう開きが出たのか、理由をお伺いします。

総務課長（村山宏行君） 今回の決算の部分であります、多分利子のみということなんです、もともと100万円ですね。こちらについて調べまして、後ほど答えます。

委員（渡邊 計君） では、次に進みます。

18ページ、6款1項8目、ここに宿泊体験館きこり宿泊棟改修工事プロポーザル報償として一般報償50万円上がっておりますけれども、これも決算額がゼロとなっております、これはどういうことでこういうゼロ結果になったのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 宿泊体験館きこりの宿泊棟改修工事プロポーザル報償であります。当初改修内容を店舗を見ていただいて、どういった改修内容にしたらいのかという検討をいただいて、改修しようというふうなことで予算をしたものであります。村のほうで改修内容を精査をして、きちんとこういった内容で改修するというので、項目、それから改修内容を決めて入札、発注ということで進めましたので、プロポーザルの

形ではなくしたということで、村の要望に合った内容に精査しながら進めたということで、プロポーザルの報償費が必要なくなったというような経過であります。

以上です。

委員（渡邊 計君） これは入札で行ったことだと思うんですけども、入札時に村の意向を業者のほうに説明しておいて、それに業者が応えて入札、あるいは設計を行ったということでこういう結果が出たと、そういうふうに理解してよろしいんですね。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） はい。そのとおり村のほうで仕様書を固めて発注したという結果になりますので、ご質問のとおりだと思います。

以上です。

委員（渡邊 計君） では、次に20ページ、一番上、プレミアム付商品券発行業務他ということで上がっておりますが、プレミアム商品券に関しては書類を頂いておるわけですが、追加資料57ページのほうで頂いておるわけですが、このプレミアム商品券、過去令和2年、令和3年、令和4年と3年やっていただいた中で、最初の年は資料の中で発行割合が76%ということでしたが、令和3年度100%、令和4年が95.42%と大分好評を博しまして、皆さん使い方を分かったと。それとあと、使っていただくほうの商店のほうも大分使いやすくしていただいたということもありまして、どんどん成績が上がってきて、その中でも券は買ったけど交換しないよ、使っていないよという割合が大体平均で約0.5%弱ぐらいの平均になってきているわけですが、この未完割合も大分毎年下がってきている。これよく村民に今年になって言われるのが、今年はプレミアム商品券やんないのかと、大分言われます、村民のほうから。そして、特にここに来て物価高騰及びガソリン代の高騰、そういうことで村民からは、ぜひ本当はやって欲しかったんだと。私たちは、説明とすれば、これまでは国からの補助金でやってたんだけど、令和5年度は出ていないのでと説明はしておりますが、村民からは村でやる金ぐらないのかというお話も大分いただいております。

それで、統括的な話になるんですが、これらに関して、来年度以降自主財源でできるのかできないのか。私はできるだけ金額はあると思っているわけですが、村長のご意見をお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 令和4年度の決算の件については、この資料のとおりでありますので、今しがた委員のほうでご説明いただいた部分かなと思いますが、ご質問の来年度というのは令和6年度の件かなというふうに受け取らせていただきましたけれども、令和6年度に関しては、今後の検討の中でという部分があるでしょうし、以前から一般質問等々でもお答えしていますけれども、村の自主財源のみでやるというのは非常に厳しいというふうに私は考えておりますので、有用な財源の確保ということも含めて、検討を重ねさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

委員（渡邊 計君） 村の自主財源、これは恐らく1万円で1万5,000円使えるという券でありますけれども、これ1万7,000部、令和4年度の場合発行しているわけですが、これ手数料だ何だかんだ含めて9,300万ぐらいあるとできるはずなんですよ。そこから計算すると、村の財源から私は出せるのではないかなと。今回何だかんだ、今年度入ってから

一般財源から約1億円近い金が出ておりますけれども、村民が非常に希望してるんですよ。特にここに来てガソリン代の高騰。村外から通勤している村民、あるいは村内で働いてくれている人、そういう人も買えるということになると、このガソリン代に対してだけでも物すごい助かるわけですよ。これ一般質問でも何でもないですから、一応そういう住民からの声があるということで、来年度以降の予算に生かしていただきたいということで、次の質問に入ります。

次、道の駅のまでい館の管理運営費であります。これも資料を頂いて、資料の60ページに入っておりますけれども、この中で需用費、その中に消耗品、光熱水費、修繕費ほかと入っておりますけれども、事業費の中の修繕費ほか、でもこれ令和3年度の地震災害に対していろいろ修繕とかもしましたけれども、この修繕費というのはどこまでの範囲で修繕費に入っているのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 道の駅の修繕費であります。通常、運営管理している中で、経常的に運営している中で必要な部分の修繕ということで簡易的なもの、そういったものはこの指定管理の中でやっていただいている。また、大規模な被害、災害等が起こったり、そういった部分で建物に大きな被害が及んだ場合には、これは通常の指定管理の中では難しいだろうということで、村のほうでその大きな部分については修繕を行ってきたという結果でございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） 以前エアコンが壊れたということで修繕もしました。でも、結局ここに140万8,000円しか上がっていない。エアコンなども300万円ちょっとかかったのかな。ということは、140万円の修繕費で140万円ぎりぎりの修繕じゃあ絶対追いつかないということになると、これらは大体実質的に100万円ぐらいの見込みでの修理費であれば、いろんな人件費、何だかんだ考えたり材料費の高騰もあるので、そういうことでの範囲での140万8,000円という算出でよろしいのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 経常的なそういった管理料、その中ではこの程度の修繕費用、それで行っていきけるだろうというようなことで、道の駅のほうとの協議をする中でこういった金額で決定してきているところでもありますので、大きな部分が発生した場合には、先ほど申しましたように協議の上で村のほうでということも考えられるというようなことで、基本的にはこの額で十分対応できるのではないかと考えているところでもあります。

委員（渡邊 計君） あとは、その下、委託料で955万5,348円。この委託料というのはどんなものが含まれているのか、説明ください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この委託料につきましては、それで道の駅を管理していく上で、建物を管理していく上で必要な業務が全てであります。例えばということでもありますので、例えば警備保障、消防設備の点検、あるいは自動ドアの保守、衛生設備の保守、廃棄物の運搬業務、そういった部分、管理運営の中で必要な業務全てをこの委託料という部分で予算を、指定管理を見ているところでございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） ではその下、使用料及び賃借料、これは何の使用料であり何の賃借料な

んでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 基本的に設備等のリース料であります。具体的な部分についてはちょっと確認させていただきたいと思います。お時間いただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） では、管理合計は3,200万円で、その下の一般管理費というのは消費税10%ということで理解してよろしいんでしょうか。この一般管理費というのは、この320万円は何に当たるんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 一般管理費で見えておりますのは、消費税相当分ということではなくて、道の駅につきましては、道の駅の販売とかの運営のほかに、村の情報発信拠点施設の位置づけになっております。でありますので、そういった部分から通常の運営費というか指定管理の中で、情報発信の部分を含めてということで一般管理費という名目で10%、その部分を指定管理料で見ているという内容でございます。

委員（渡邊 計君） 今情報発信ということでしたけれども、どのくらいの、いろんな種類あるんでしょうけれども、情報発信の内容をお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 細かい情報発信の内容ということではなくて、道の駅がそこに存在し、そして中心になって交流拠点として動いているというふうなことであります。そこを利用される方、また道の駅のほうでもホームページ等で情報発信しているわけありますので、村の中心拠点施設ということで位置づけて10%を見込んでいるという内容でございます。

委員（渡邊 計君） ということは、道の駅の指定管理費の中には、そこで働いている人たちの従業員の人々の給料は含まれていないということで、従業員の給料というのは売上げの中から賄っているということでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 当然、道の駅で働いている方の給料等も発生しているわけあります。情報発信なりそういった部分については、そういった人の動きも必要なわけあります。そういった部分をひくくめて、全体的に見て10%というふうなパーセントで見させていただいている内容でございます。

委員（渡邊 計君） 全体的に見て10%というのは、要は320万円が従業員の給料に当たるというか補填というか、それであとは売上げの中から賄ってやっているということの理解でよろしいんでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 担当課長のほうで説明の少し足りないところを私が補足をいたしますが、これは需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料等々は、道の駅からほかの事業者さんのほうに払うようなお金がほとんどでありますので、当然それに対する事務とか様々な取組がありますので、そういったことに係る、要は管理経費ということで10%分を見ている。さらにその中には情報発信ということで、例えばインスタグラムなんかではほぼ毎日、たくさんの情報発信を今道の駅でやっておりますが、そういったことも含めて入れているということでもありますので、この道の駅に係る人件費をこの指定管理料の中で全てを見るのではなくて、誰がそこを管理したとしてもかかる経費がありますので、そこにかかる事務経費を含めて、10%を村のほうから指定管理料に上乗せをして、お支払いをしているという形であります。

以上であります。

委員（渡邊 計君） 10%を上乗せして、この320万円を上乗せしたほかに、要は道の駅の売上げ、その中で従業員の給料、要は正社員及びパートさん、いろいろいるわけですが、そういう人の給料を賄っていると、そういう理解でよろしいんですね。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） はい。委員のおっしゃるとおりでございます。

委員（渡邊 計君） この道の駅に関して、統括的になりますけれども、もう1年半以上駅長がないという状況に至っておりますが、その中で、駅長1人いなければ幾らになるのか分からないですけれども、かなりの人件費削減になってはいますけれども、しかしながら、管理していく中で果たしてこの駅長不在がいいのかどうか。福島県全体の道の駅、幾つあるか分からないけれども、その中で道の駅という名前の中で駅長がないところは、飯舘とあとどこなのか、あるとすればあと1つ、2つであろうと思うんですけども、ほとんどのところが駅長不在なんていうところはない中で、1年半以上たっている中で、来年度に向けてどうしていくのか、執行部の考えをお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） そういった役員体制等につきましては、道の駅側の経営者会議の中できちんと決まってくるものだというふうに理解しているところであります。

以上です。

委員（渡邊 計君） 要は、までいガーデンビレッジの会社のほうで決めることだという今お答えですが、村として、委託する側として駅長がいつまでも不在でいいという考えが、執行部には根強くあると。そのように理解してよろしいんですね。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 駅長不在でいいのか悪いのかという部分ではありますが、そういった判断については基本的に会社のほうできちっと経営者会議のほうで判断するものかなと思っているところであります。

以上です。

委員（渡邊 計君） これ、毎年大きな金が動いていくわけですので、会社側で判断するとしても、執行部からの考えとして道の駅の駅長が必要であると思うなら、それなりの要望をしていくべき必要があるんじゃないのかなと私は思うんですが、ぜひ来年度の予算の中でもいろいろ検討いただきたい。

次、24ページ、2款3項1目の上の升の一番下のほうに、社会保障・税番号制度システム負担金ということが出てはいますが、112万円ほどの予算で111万9,800円と、もう100%近い利用ですが、これはマイナンバーカードか何かの発行の手数料か何かなんだろうかと。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ただいまのご質問の前に、先ほど質問ありました内容で、道の駅のリース料、複合コピー機、パソコン、そういったもののリース料というようなことでありますので、ご理解いただきたいと思います。

#### ◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。再開は15時40分です。

（午後3時21分）

#### ◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

（午後3時40分）

総務課長（村山宏行君） 先ほど渡邊委員からご質問のありました、資料ナンバー7の11ページです。12款1項2目公債費利子償還であります、事業の概要の2段目、こちら訂正をお願いいたします。これは一時借入利子ですね、一時借入金利子に修正願います。

それで、内容は、こちら実績では決算では1,397円ということですが、こちら例えば年度末あるいは年末12月、例えば工事とかが終わって業者のほうにも支払いが集中する場合もございます。そういったときに、銀行のほうからまた借入れをして、そして補助金が入ったらそれを精算して利子分を払うという、そういった形で財政のほうを運用しているというところがありますので、その利子の分をここで計上したということがございます。

委員（渡邊 計君） 今の説明で、要は支払いに間に合わないということで銀行から借りて、その利息分だということですが、これ1,000万円程度でできるのであれば、毎年同じぐらいの金額かどうか分かりませんが、わざわざ銀行から借りなくたって予備費を充当するなんていう考えとか、そういうことはできないんでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 基本的には村の財政、なるべく有利な部分ということで、定期であったりそういったのを分けて、それで財政運用をしているというところがありますので、いわゆる瞬間風速に耐えられる分というのが、なかなか予測がつかないというのがございます。そのために、やはりこの借入れのところでは100万円のほうを予算として見ているというところでもあります。ただ、実際は当然村の運用の中で間に合うというところもありますので、最終的な決算としては1,397円の利子で済んでいるというところがございます。

住民課長（志賀春美君） 先ほど渡邊委員ご質問の2款3項1目の負担金補助金の費用につきましては、111万9,800円はマイナンバーカード作成時の費用となりまして、地方公共団体情報システム機構のほうにお支払いしている金額であります。

以上です。

委員（渡邊 計君） ここでマイナンバーのことにちょっと触れたいので、ちょっとこの予算で聞いたんですけども、総括的な話で行きますと、来年度6月からシステムを組んでマイナンバーで住民票及び印鑑証明が取れるということですが、私今回必要あって今日、印鑑証明と謄本を取ったんですが、マイナンバーカード、これは今のところ単に免許証と同じ写真が入っているので身分証明書として扱えるということなんですが、来年度、コンビニから印鑑証明書等は取れるんですが、マイナンバーカードがあれば。しかし、本庁で取る場合には、以前ですと住民カード、今ですと住民登録証ですか、印鑑登録証、それがないと印鑑登録とか謄本とかその他の書類が取れないということになりますと、住民票と印鑑証明書に関してはコンビニで取ったほうが早いと。役場に行くんだったら道の駅のセブンイレブンに行ったほうが早い。しかしながら、ほかの書類とかいろいろまとめて取るとなると役場と。何かこのマイナンバーカードの意味がないような。コンビニのほうにはシステムあるけど、役場の庁舎内にはそのシステムがない。何かこれちょっとおかしいなと思って聞いたんですが、今後のことですので、ぜひコンビニと同等で本庁でもマイナンバーカードで書類が取れるような体制を取っていただきたいなと思って、今ここでマ



イナンバーに触れたんですが、ぜひ、このことに関しては検討していただきたいんですが、今現在でどんなふうな考えでおられるのか、お伺いいたします。

住民課長（志賀春美君） 渡邊委員おただしのとおり、現在マイナンバーカードで住民課の窓口では印鑑証明を取ることはできません。印鑑証明を取るためには、現在のシステムを改修しなければならない。それには費用が結構かかるというお話を聞いておりますので、まずはコンビニ交付で住民票、印鑑証明書を取る方がどのくらいいるのかというのを様子を見てから、検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 私はこのマイナンバーが始まったとき、そういうシステムはもう国が全てつくっておいて、我々はマイナンバーカードを持てば日本全国どこでもいろんな必要な住民票とかいろんなものを取れるんだろうなと思っていたんですが、実際蓋を開けてみると、システムに関しては各自治体でつくりなさいと。えっと思ったんですね。それで、結局予算がいっぱいあるところであれば、いろんなものを取れますけれども、予算がないとか、あとはどこまで必要かということ考えた場合に、自治体によって取れるものが変わってくる。これおかしいだろうなと。マイナンバーをつくるときに2万5,000円分のマイナポイントだなんてもらってやりましたけれども、この金額で日本人全て1億2,000万人の費用にしたら、国で簡単にシステムできるはずなんですよ。こういうことに関しては、執行部及び我々議員からも国に今後強く要望していかなきゃいけないことではないのかなと。各自治体でつくるシステムではないだろうと。そういうことを、執行部もそう思うのであれば、議会もそう、私も思っていますので、今後国に要望なんかあるときはそういう要望をしていきたいなと思っております。そういうことで今マイナンバーに触れました。

では次に、質問を変えます。

27ページ、4款2項1目。この中に不法投棄対策事業ということで資料として頂いております。資料が73ページです。ここに不法投棄対策等業務の実績についてということで、災害ごみとしては14回収で、これは家の中の火災が多いのかなと。あと粗大ごみが5月29日、10月16日に回収して、これも意外と家庭内のごみが多いのかなと。トラック、この台数というのはこういうものを一つ一つの台数なのかと思うんですが、そこで以前、去年までもらったものの書類の中には、個数じゃなくてトン数でいただいたわけでありすけれども、トラック何台とかということでいただいたわけでありすけれども、これが一つ一つの戸数であるならそれでもよろしいんですが、先ほど別な委員からの質問の中で、今後対応を考えていきたいということでありましたが、これまでの対応は、どのような対応をしてきたのか。それと、今後どのような対応をしていくのか、それをお伺いいたします。

住民課長（志賀春美君） 不法投棄の部分であります。こちらは、県から委託された不法投棄監視員の方が月1回以上見回りをして、県のほうに報告するというようになっております。それで、村のほうにもそちらの報告が来ておまして、報告があった場合については、村のほうでもそちらの不法投棄の現場を確認しながら、処理をしているという状況です。昨年までは、不法投棄の場所に手作りの看板などを立てておりましたが、今年度予算を取りまして、警告不法投棄監視中という看板を作成しまして、5か所の場所にそういった看

板を立てて、注意喚起をしているということでございます。捨てられているごみが年々増えておりますので、なるべく不法投棄をなくすように、見回りのほうも重点的に村のほうでもやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） これまでも看板とかいろいろ立てたんですが、この後も立てていくと。最近ではダミーのカメラなんかもあるので、一番いいのは本物が一番いいんでしょうけれども、そこまですると経費が大変です。ダミーをつけてみるとか、あとは去年小宮地区、去年かおととしか、小宮地区でもあったんですが、結局1人がちょっとごみを投げるとみんなそこに投げちゃうんですね。特にそれは弁当のごみでしたけれども、それが1つ、2つ投げるとみんなが同じところに投げる。ですから、やっぱりこういうことに関して、今、説明で県のほうからの委託と言ったのかな、監視している人がいると言うけど、こういうことに関しては村民からももっと情報を吸い上げるようにして、早め早めの対策をする必要があるのかなと思いますので、その辺ご検討願えればと思います。

それと、次に28ページ、4款2項2目の中にごみ収集量が書いてあるわけですが、可燃ごみが260トン、それから不燃ごみが16トン、そして資源回収が62トンとありますが、この資源回収したごみの内訳が分かりましたらお願いしたい。それと、この資源回収ごみを回収した後、どのような処分というか処理をしていったのか、お伺いいたします。

住民課長（志賀春美君） 調べて後ほどお答えいたします。

委員（渡邊 計君） では、次の質問に行きます。

では、37ページ、4款4項1目7節の報償費の中で、訪問診療時の運転業務報償ということで、1月から3月までで60万円の予算が上がって、決算額は15万5,275円ということで、これも説明資料を頂いておりますが、この説明資料の中段辺りに1月が2日で2万1,370円、2月が11日で11万7,535円、3月が2日で1万6,370円ということですが、1月、2月は日数で割ると1日当たりの単価が同じなんですが、3月がちょっと単価がずれてきているんですが、これはどういうことでこのずれが出たのでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 単価契約をさせていただいておりますが、半日単位の運転の場合は5,000円で、1日というふうなことであれば1万円というふうなことでお願いをしているところであります。1月、2月につきましては、1日当たり1万円というふうなことで、ほぼ1日の勤務だったかなと。3月については1.5日、ここ2日になっておりますけれども1日半ということで1万5,000円。端数については、自宅からいいたてクリニックまでの通勤にかかる費用を通勤手当というふうなことでお支払いしているところでございます。

委員（渡邊 計君） それで、冬季間運転手を雇い報償費を払っているということですが、これ1月は2日しかない、3月は1.5日で2月は11日、これどういう契約しているのか。2月が11日あって11万7,000円ぐらいだったら何とかなるのかなと思うんだけど、1月、3月がこんな金額では、それこそ契約してやっていけるのかなと思うので、その辺の契約内容とか、人員は名前出せないでしようからどんな人を雇っているのかという説明をお願いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 確かに1日の業務、なかなか難しい部分もございまして、運転

にたけて、飯舘村内の道も含めて理解をされている方ということをお願いをしています。実際は、働き盛りということではなくて、65歳から75歳手前までということ、その中で運転がたけている、あるいはなるべくお酒を召し上がらない方も含めて、そんなことでお聞きしながら人選をしているという状況であります。この1月、2月、3月という部分については、当初から予算を取っていた部分ではなくて、なかなか本田先生の運転も含めて、冬場の運転がなかなか容易でない、やっぱり慣れていないという部分もございましたので、補正予算で対応させていただいて、まずは1月から3月までの3か月間で一月当たり大体20万円ということで予算措置をさせていただいたんですが、実際メインで訪問診療する日は水曜日と木曜日、この2日間に一定程度集約されている。あとは、緊急的な部分としては、近所1件とかいう部分でありますので、そういった部分については先生個人で対応されてるということから、この日数の多い少ないが出たのかなと思われまます。

以上です。

委員（渡邊 計君） 日数が多くて、ある程度給料取りみたいな給料が取れば誰でもやりたいと思うんでしょうけども、この日数が月に2日とか3日では大変だろうと思うんでね。その辺、それを分かって受けている方は本当にありがたいなと思うわけですが、これ本田先生のほうも大分だんだん毎年、年を取るわけですから、お医者さんだから若返るっていうわけじゃないんで、そういうことで今後、先生がいつまでいてくれるか分かりませんが、やっぱり年を取るということになると、先生そのものの運転も今後難しくなってくるのかなと思いますので、それは村、それから先生の状況、そういうのを見て今後も継続していただきたい事業だなと思っております。

では、次に38ページの2款1項10目の一番上、生活支援ワゴン運行事業であります、これも頂いております資料の79ページと80ページにあります、この80ページのほうでハイエースとアルト、ノア、この車3台で一応2つに分かれています、これはハイエースのほうは月、水、金、アルトあるいはノアのほうは火曜日、木曜日という形の受け取り方でよろしいのでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 生活支援ワゴンにつきましては、村社会福祉協議会のほうに委託している事業でございますが、曜日によって車を変えているということではなくて、実は社会福祉協議会のほうで、このいわゆる生活支援ワゴンの運行のためにリースしている部分については1台、このハイエースをリースしている。アルト、ノアにつきましては、いわゆるサポートセンターの送迎にも使っている部分を代用して、うまく連携しながら使っているような状況です。そういった、併せてこのような今、生活支援ワゴン、村全体の部分をカバーしているような状況でございます。

委員（渡邊 計君） ではこれは別に、車がこうであって日にちがどうということではないということですね。

それでですが、この生活支援ワゴンバス、当初始まった頃は、今この説明資料の中では、月、水、金は川俣町の買物、いちい及び村内、役場、道の駅、金融機関等ということになっておりますが、当初始まった頃は川俣方面の病院、あるいは薬局、そこらも回るようなことで始まったと思うんですが、現在はその辺はどうなってるのでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） この生活支援ワゴンでありますけれども、村外の部分での交通の支援につきましては、買物支援に限っている部分であります。通院の部分は、別なほうの、いわゆるトーネットのほうの事業の中で通院のほうはカバーしているということでもあります。当初は買物のためには2日間の、多分川俣方面の買物支援だったかなというふうに思いますが、1日については村内循環みたいな形であったんですけども、利用者が川俣の買物を増やしてほしいというようなこともあって、たしか令和4年度からは週3回、買物に行くように変更になったかなというふうに思っているところであります。

以上です。

委員（渡邊 計君） では川俣のほうの病院に通う人、あるいは薬局ですか、それはトーネットのほうでやってるということらしいんですが、今、課長から説明あったとおりに買物を1日増やしたということですが、私もいろいろ使ってる人から話を聞いたりしているんですが、前にも言ったかと思うんですが、川俣じゃなくて原町にも1日行ってくんねえかなとかっていう話、以前から上がっていたと思うんですが、その辺は今後の検討になるかと思うんですが、川俣だけで賄えるのか。

それと、これが始まって間もなくの頃、間もなくと言っても半年、1年たった頃ですが、利用者から聞くと、いや本当にありがたいと。それで玄関横づけにしてくれると。これ始まる時、私聞きに行って、お年寄りで、バスって決めてもそこまで歩けないんだから玄関横づけすべきだという話で始まって、玄関横づけしてくれたんだけど、買物した重い荷物を運転士さんが運んでくれると。これは本当にありがたいことだという利用者からの声を聞いたので、今どんな形でやっているかですけども、できるだけ利用者に喜ばれるような形で今後継続していただきたいなと。特にお年寄りが増えて、免許証を返したり、運転できなくなる人も多いので、こういう事業は本当にどんどん継続して、できる範囲で利用者の希望も入れていただきたいなと思っております。今後何年続くか、予算的問題もいろいろ出てきましようが、ぜひいい事業なので継続していただきたいと思っているところであります。

次、41ページになります。サポートセンターの運營業務であります、ここに4,370万3,000円の予算で、ほとんど100%に近いお金の使い方をしてあるわけですが、延べ人数が、サロンのほうが1,773人と。以前、あそこのつなごうの場所が手狭だと。いろんな人が参加するようになって手狭になってきたということも聞いて、それで、あとは各行政区ごとにも集まるような形を取ってきたかと思うんですが、現在サロンのほう、延べ人数1,773人であそこの場所が手狭ではないのか、十分賄っていけるのか、そこをお伺いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 令和4年度につきましては、コロナ禍という部分もあって、利用人数を制限させていただいておりました。通常コロナ禍前ですと大体20人ぐらいの利用が実はあったんですけど、20人ですと、あそこかなり密になって、なかなか感染対策が十分取れないということから、10人に制限させてもらった経緯がございます。今この5類に移行して、利用人数については戻して今実施をしているというところであります。やはり人数を制限しないことによって、今まで週1回でしたか、利用できるという部分でまた元に戻りましたので、非常にありがたいというふうな声をいただいているところであります。

ただ、手狭かどうかという部分については、そういった部分ももしかするとあるかもしれませんが、なかなかそれに見合った会場を確保するというのは難しい部分がございますので、内容によって、活動内容を検討していただきながら実施していただいているのかなというふうに理解しているところでございます。

委員（渡邊 計君） それで、以前同じような質問した中で、特老が今1階空いてるんだから使えないかと質問したんですが、系列的な問題が何かあるので、ちょっと無理のような話を聞いたんですが、これどうしても手狭になった場合に、いちばん館ですよね。あそこ結構広いんですよね。あそこで催物のないときであれば、あそこは役場のものですので、ああいうところを利用できないのかなと、そういう考えを持ってますんですが、今後お年寄りが増える中で、お年寄りたちが集まっているんなお話をしたり、あそこでゲームをしたり、ぼけ防止にも大変いいことなんでね、手狭なときのことを考え、手狭になってからでは遅いので、その前にいろんな検討していただきたいなとそのように思っております。

取りあえず、今日はこんなことで終わりたいと思います。ただ、例年ですと、私不用額に大分いろいろ突っ込んで質問しているんですが、コロナということもありまして、今回は不用額に対しては質問は控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

住民課長（志賀春美君） 先ほど渡邊委員からご質問ありました、28ページ、ごみの部分になります。資源回収ごみのほうが62.2トンというふうになっておりますが、こちらの資源紙、資源として利用できる紙以外の部分、それが大体20トンになっております。そちらは缶、瓶、ペットボトルです。あとそれ以外、資源紙として再利用できるものが大体41トンというふうになってございまして、新聞、雑誌、段ボール、牛乳パックなどになります。こちらのほうは、南相馬市の高良というところに持っていきまして、リサイクル収入といたしまして、令和4年度には51万8,694円の収入になっております。

以上です。

委員長（高橋孝雄君） では次の方、質問ある方。

委員（佐藤健太君） 再び質問をさせていただきます。

追加資料を頂いた中から42ページ、ふるさと納税の返礼品及び寄附金の内容ということで頂いた中でちょっと教えてほしいところがあるんですけども、ふるさと納税の返礼品のこれはJTBさんですか、461万4,972円という形で、これは内訳としてはこの中に返礼品の商品も入っているということですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） おただしのとおりであります。返礼品の金額も含んだ額ということで支出になっております。

委員（佐藤健太君） 寄附の額は分かりますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ちょっとお時間いただければ。

委員（佐藤健太君） それでは、このふるさと納税ですけれども、令和4年度はこのふるさと納税を行うに当たって、このふるさと納税の額、総額どのくらいを目標にするというようなそういう目標を掲げて取り組んだのかどうか、もしあればお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 目標額というふうなことで取り組んだものではございませ

ん。

委員（佐藤健太君） せっかく取り組むのであれば、やっぱり目標を持って取り組むべきじゃないかなというふうに思うんですけれども、もう令和5年度ももう始まっていますし、これからでも間に合うと思いますので、ぜひ目標金額を立てて、このくらい、例えば返礼品等々も今後どのくらいまで増やしていくとか、その割合もどういうふうにしていくとか、そういった部分まで含めて戦略的にふるさと納税のぜひ納税していただくような取組をしていていただきたいなというふうに思いますし、これに対するPRなんかも令和4年度は特に行わずに、ただ業務委託かけて回したという形ですかね。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） PRや村が直接ホームページとかそういったものでいうことではなくて、業者に業務委託する中で、業者のほうのホームページの中とか、そういった部分で工夫していただくということで考えていたものであります。

以上です。

委員（佐藤健太君） 特に村は単独で何かこうPRを打ったということじゃなくて、もう業務委託した中で、じゃあ業者のほうが多様なホームページに載せてPRしたということですね。

次、ナンバー7の14ページです。これも資料を頂いておりました、資料が6次総の改定の内容ですね。追加資料67ページです。この6次総の改定ですけれども、これはここで令和5年度のスケジュールまで入っているの、今年度も継続でということなんでしょうけれども、これは最終的には何かこう成果物のようなものも出来上がってくる形になるんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 追加資料の67ページ、6次総合振興計画の改定内容であります。この支援業務につきましては、令和4年度の業務ということで4年度で終わっているものであります。その成果品、一定のものは上がってきておりますが、それを今後のスケジュールということで、今お話ありましたように住民懇談会の中でお示しをしたり、そういったそれぞれ意見を聞き、また庁内で検討して、その内容を煮詰めて最終的な計画策定というようなことで持っていきたいということで、今ほど業者のほうからは、一応成果品は上がっておりますが、それを広く示すんじゃなくてそれを精査しながら、意見を反映しながら、計画策定につなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

委員（佐藤健太君） これ、ちょっとその調査内容を少し詳しくお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 6次総合振興計画策定の方々集まって、いろんなご意見をいただいて内容を詰めておりますが、そういった中で、それぞれ今後の村の今までの振興計画の内容を精査し、それを分かりやすく整理し直してという形で構成等を踏まえて委員の意見を聞いて、その中でまとめてきたという内容になってございます。

委員（佐藤健太君） 以前、6次総、6.1とか6.2とかそういう改訂版的なところをまた村民に分かりやすく示していくみたいな話もちらっとあったかなと思うんですけれども、そういった部分は今回つくらないということですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 改訂版という内容を広く配付したんですが、概要版を住民

懇談会の際に示して、なるべく分かりやすい形や、例えば図などを入れながら、より分かりやすい形でこういった部分、今後の村の計画で進めますということで説明していきたいなというふうに思っているところです。

委員（佐藤健太君） それでは、次行きます。

次、ナンバー7、15ページの中にあります、わくわく推進協議会の内容ですけれども、これはこの協議会自体、具体的に何をやる協議会なのかというところをまずお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 追加資料、同じく67ページの下段のほうになります。わくわく推進協議会の会議の内容ということで記載させていただいております。飯館村のふるさとの担い手わくわく事業補助金が今現在進めているところでありまして、村内には担い手なりがなかなかほかの補助事業等では動けないような部分で、わくわくするような事業展開を自分たちで行いたいという場合に、補助金を使って活動していただいているところでもあります。そういった部分の事業を見ながら、わくわく推進協議会そのものが動いてもいいという部分がありますが、自分で動く、あるいはそういった補助金でどんな活用がされているのか、そういった部分を確認したり、その事業についてちょっとご意見をいただいたり、それを村のほうからその事業実施者のほうに伝えるとか、そういった部分で全体的な部分を確認していただいている内容になっているところでもあります。

委員（佐藤健太君） 非常に大事なところなのかなと思いますので、ぜひもう少し村民に見えるように何かあるともっといいのかなという感じはしております。

続けてですけれども、また別なページで行きます。ナンバー7、19ページ、あいの沢の活性化に向けた調査業務ということで、878万円上がっております。これで追加資料のほうも頂いております。このあいの沢再整備基本構想概要という形で、成果物としてはこれだけですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 成果物、冊子になるとページ数がかかなり厚みを増しますので、今回の決算審査特別委員会の説明できる部分というか、簡単にということで示させていただいたものであります。必要であれば情報公開の関連で請求していただいていたくなり、そういった部分が必要になってくるのかと思いますが、ある程度冊子になったもので成果物は出てきているところでもありますので、よろしくお願いたします。

委員（佐藤健太君） ある程度しっかりした報告書になってるということでよろしいですね。

この報告をもって村がやるべきこと、あいの沢に対してやるべきこと、明確にこの調査によって導き出せたというふうに捉えてよろしいですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 基本構想の本筋については、これで打ち出されたのかなというふうに理解しているところでもあります。これを今後精査しながら煮詰めて、計画策定につなげてまいりたいと思っております。

委員（佐藤健太君） 続けてですけれども、20ページ、産業団地候補地選定等調査業務という形で約2,000万円ほど上がっております。これも資料が出てきております。これも、この頂いた3ページの資料だけか、それともこれもしっかりした報告書があるのか、お聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 産業団地の調査であります。これにつきましても、今回お示ししましたのは、追加資料の63ページから66ページ、4ページほどであります。これも調査の内容、しっかりとした冊子のもので、あるいは関連してどのような企業誘致が望ましいかというような企業調査というのを行っておりますので、それについてもまたございますので、これも先ほど申し上げましたように、情報公開請求とかそういった部分でいただければ、お示しすることが可能と考えております。よろしくをお願いします。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。この3ページだけ見ると、これだけだったら私でもつくれるなと思いつつながら見たもので、そういったしっかりした資料が上がってきているということであれば安心しました。その選定理由等々あると思いますので、その根拠に基づいてしっかりと企業誘致を進めていただきたいと思います。この企業を選定をする上でこの場所ですけれども、私、少しこの間村民と話したときに、企業の場所を設けて来てくださいというパターンと、企業にまずどういった場所がいいのかという部分を聞いてから場所を造成するというパターンがあると思いますので、その辺も含めて柔軟にできるような内容にしていいただければなというふうに思います。

以上です。

委員（飯畑 秀夫君） 私のほうから1つ質問いたします。

資料ナンバー4、令和4年度飯館村一般会計特別会計歳入歳出決算書の2ページ、歳入としまして村の自主財源である村税、村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこいろいろありますけれども、その中でいろんな国のほうから交付金を頂いております。その交付金の中で一番大きな10番、地方交付税なんですけれども、この地方交付税が32億429万8,000円。令和3年度を見ますと35億4,043万5,000円、約3億円減額されております。その交付金に関しまして、これ人口が減ったのか、どういうことが要因で3億円近く減っているのか、お伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 交付税の減額についてということではありますが、もちろん人口の部分もございしますが、それぞれの事業規模に応じて国のほうで算定基礎がございします。その中で減っているということがあります。一番大きいのは人口の部分かなと思います。また、それぞれの事業によって変わってくるというところでもあります。詳細を改めて資料のほうを見て、回答したいと思います。

全体的な総括という意味では、資料ナンバー6です。主要な施策の成果報告書、この中の歳入、こちらのほうで記載させていただいております。地方交付税ですが、震災復興特別交付税の減等によりということ、前年度の比較で8.8%の減ということでございます。これが一番大きな理由かなということでございます。

委員（横山秀人君） では、今日は収入に関して質問しようと思っていました。今日最後の質問をいたします。

ナンバー6の成果報告書の37ページ、こちらに歳入決算額の推移ということで、平成25年から令和4年度がございします。今日収入をたくさん質問したのは、いわゆるこの個人村民税を見ていただきますと、令和2年、3年、4年と、令和2年から比べると約5,000万円ほど個人村民税が下がっている。ということは、税率10%ですから4億から5億円の村民



の所得が減っているということになります。そこで本当に収入にこれから入れて大丈夫かなという危惧を持ったものですから、今日いろんな質問をさせていただきました。

最後に、個人住民税の少なくなった原因について、少し詳細をお聞きしたいと思いで質問いたします。

この同じ資料の8ページに、個人村民税の約10%減となった理由がございます。譲渡所得の減等により、前年度と比較して9.6%の減となったと。こちらの件の減少になった理由の詳細をお聞きしたい。

あとは、その2つ下の固定資産税。ただ償却資産に関しては30%も増えたということで、こちらについての理由と、今後もこの償却資産税は増える可能性があるのか、こちらについて質問いたします。

住民課長（志賀春美君） ただいまご質問いただきました、個人村民税についてであります。

こちらは、株式の譲渡所得の減ということで1,000万円以上減になっているということと、あとは新型コロナに伴う経費の高騰による事業所の所得の減とか、あと農業所得の減というふうなことでのマイナスです。あとは転出による減収です。そういったものが、ひっくるめて1,800万円、9.6%の減額というふうになっております。

あとは、固定資産税の分です。償却資産分なのですが、こちらのナンバー6の9ページに書いてありますように復興事業を営む事業者、こちらが転入してきて事務所を建てたことによるものと、あと一部設備で福島特措法が外れたため、減免額が令和3年度の約2分の1となったことによる増額ということで、前年度と比較して3,865万6,000円、30%の増になったということがございます。

以上です。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど佐藤健太委員のほうからご質問がありました、追加資料の42ページです。ふるさと納税返礼品のうち、このJTBのほうからの461万4,172円のうちの返礼品の額であります。返礼品としまして365万1,200円が返礼品、残りの96万3,772円が手数料ということになっております。

委員長（高橋孝雄君） 本日の委員会の終了時間が迫っております。まだ質疑のある方はおりますか。（「あります」の声あり）

#### ◎散会の宣告

委員長（高橋孝雄君） ありの声がありましたので、それでは明日も引き続き総括質疑を行います。午前10時からこの場にて開催しますので、定刻までにご出席くださるようお願いいたします。

本日の質疑はこれで終了します。

ご苦労さまでした。

（午後4時29分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月12日

決算審査特別委員会委員長 高橋孝雄



令和5年9月13日

令和4年度飯館村決算審査特別委員会記録（第3号）

令和5年9月13日、飯舘村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	高橋孝雄君		
副委員長	佐藤眞弘君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	菅野新一君
	佐藤健太君	飯畑秀夫君	横山秀人君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	総務課長	村山宏行
村づくり推進課長	佐藤正幸	住民課長	志賀春美
健康福祉課長	石井秀徳	産業振興課長	三瓶真
建設課長	高橋栄二	教育課長	高橋政彦
生涯学習課長	山田敬行	会計管理者	志賀春美
選挙管理委員会書記長	村山宏行	農業委員会事務局長	三瓶真
代表監査委員	高野孝一		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	細川亨	書記	伊藤博樹
書記	高橋萌育		

## 飯舘村決算審査特別委員会記録

### ◎開会及び開議の宣告

委員長（高橋孝雄君） おはようございます。

昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開きます。

（午前10時00分）

委員長（高橋孝雄君） 繰り返しになりますが、質疑の際は挙手の上、委員長の発言許可を受けてから、決算書等のページと項目、事業名などを示し、できるだけ簡明にお願いします。

また、答弁者も同じく簡明にお願いします。類似、繰り返しの質疑は極力避けてください。

これから質疑を許します。

委員（横山秀人君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き決算についての質問等を行っていきたいと思います。

まず資料ナンバー5の決算審査意見書の中の6ページであります。こちらに一般会計歳出の決算額が一覧表になってございます。その執行率、令和4年度の予算に対しての執行率を見ますと88.7%となっております。昨年のを見ますとここが96%となっております。この執行率が昨年より8ポイント減ったということは様々な理由があると思いますが、住民サービスが提供できなかった部分があるのではないかとそう読み取れるのかと思っております。この執行率が低くなった理由とその原因等があれば教えていただけます。

総務課長（村山宏行君） 令和3年度と比較しての執行率が落ちたということですが、基本的には大型事業、そちらの繰越し分が多いと理解しております。特段、住民サービス顕著に落ちたという部分はないと認識しております。

委員（横山秀人君） さらにここについてなんですけれども、職員が足りないからとかそういう何かほかの理由で、人的な理由でこの執行率を上げられないとか下がってしまうとかという原因はありますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 繰り返しになりますが復興事業、主にハード部分でございまして、そちらの繰越しあるいは複数年度にまたがる運用での調整でございまして、人的なものが直接ということではございません。確かに人的な部分、なかなか技術者が少ないとか専門職が少ないという課題はありますけれども、おっしゃるような影響と申しますかそちらはないと認識しております。

委員（横山秀人君） 回答、分かりました。ありがとうございます。

続きまして、資料請求を行った件について質問等を行っていきたいと思います。本当に資料、短期間の間に作っていただきましてありがとうございます。昨年の資料と比較して経過を見る上でも結構ボリュームが上がってしまったと思っております。こういう細かく資料請求、成果等を頂くのは村民に対しての説明が議員としてもできるということにつながります。実際、村民から村の予算書がなくなった。あとは、入札結果が広報お知らせ版で出なくなったということで村の事業がどのような事業規模で行われているかというのがなかなか書面、手に取って見るができなくなったというご意見があつて説明に来て

ほしいということで伺ったことがあります。最近のことです。それについても資料請求しましたけれども、ただ、本来であればそこで議員がすぐ回答できれば一番いいんでしょうけれども、申し訳ない、勉強不足で回答できなかったので今回資料請求させていただきました。本当にありがとうございます。

では、この中について結構な質問数になるので分けて行いたいと思います。まず1ページ、特別交付税の内訳ということですが、質問では2億円の収入があるのでその内訳を教えてくださいということでさせていただきました。この中の18番と26番について質問いたします。定住自立圏ということで1,500万円ほどの収入がありますけれども、これは昨年度南相馬市との連携のためにその活動費だという形で回答をいただきました。実際、南相馬市との関係というのは令和4年度どのような流れであって、今後どのような方向で進むのか教えてください。また、連携することによってどのような成果があるのか教えてくださいと思います。

もう1点、26番公共施設等総合管理計画という見直しに対する経費ということで上がっているんですが、飯館村の管理計画について資料を見ますと今後莫大経費がかかってきて本当に人口減少に対して維持するのが大変だという内容の記載がこの計画にはありました。公共施設管理計画については2点、まずこのような村の総合計画とかあとは昨日の男女共同等の計画とか全て計画と呼ばれるものはぜひ村のホームページに上げていただきたい。この公共施設等管理計画探すの大変苦労しました。あとはこの管理計画に基づいて今どのような施設の管理等を計画的に行っていくのか、今後の方針をご説明ください。

総務課長（村山宏行君） まず1点目の連携中枢都市圏の件です。南相馬市との連携中枢都市圏、こちらの提携を結んで行っております。実際上は衛生関連です。ごみ焼却であるとかそれからし尿処理、あとは火葬場の部分もそうですし、そういったところで行っておりますし、当然旧来から南相馬市と村の行き来というのもございまして、連携を取りながら行っているということでこの動きは当面変わることはないと考えております。

続きまして、26番の公共施設等総合管理計画見直しに対する経費ということですが、現在これはまだ進行中ということですが公共施設、村でどのぐらいの公共財があってそれが建築年、それからどんな事業を使って行ったか、面積はどのぐらいか、そういったことを詳細につまびらかにしながら減価償却、そういった考えもしっかり考えながら将来的な負担、そういったところを予測して建て替えの時期あるいは改修修繕の時期、そういったことを見極めるということで今回この事業となったということでございます。これを基にさらに村としましては各建物のカルテ、それを作りたいと考えております。各個別の建物について明確にしながら行っていくということになります。当然、将来的な負担、人口減少が大きく進むとかなりこの部分での負担というのは多くなると予想はされます。当然、スクラップビルドというところで利用率、利用が見込めないような施設については規模を縮小していく、そういったことも考えなければならないということでその資料ということで整備しているということでございます。

委員（横山秀人君） 再度質問になりますが、村が持っている全ての計画については見やすいような形でホームページの掲載をお願いしたいと思います。

総務課長（村山宏行君） 村の持つ全ての計画とおっしゃいますけれども、基本的に村民に知らせなければならない計画、あるいは内部的にこういった管理のために行っている部分もありますので、基本的には村民になるべく分かりやすくお知らせするというのが基本だと思いますが、それに該当しない部分もあるということで認識いただければと思います。

委員（横山秀人君） 続きまして2ページ、震災復興特別交付税、こちらには1億1,000万円ほどの収入が入っております。こちらについても復興という期間が終わってしまうとこの交付税が全てなくなってしまうのかと思うとすごく村の復興にとっても影響ある交付金だと思っております。ここについては1点だけ確認の意味で質問いたします。飯館Y O I T O K O 発見！ツアー事業ということで1,500万円ほどの収入があるわけなんですけど、交付あるんですけど、実際このタイトル事業名で使っている金額は令和4年だと380万円ほど、令和2年でも210万円ほどということで、これは何か理由があるのでしょうか。確認いたします。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午前10時12分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前10時12分）

委員（横山秀人君） 続きまして、3ページ、土地使用料について質問いたします。村有地を借りるということで、こちらについては単価、使用料の単価というのはどのように決まっていくのか。基準的に公的な単価があるのかどうか、それとも相対で単価を決めていくのか、こちらの回答をお願いします。

総務課長（村山宏行君） 土地使用料についてでありますけど、基本的には算定基礎がございます。全て土地の単価決めておまして、そちらについて当然近傍の類似の土地の部分も参照ということはあるんですけど、基本的には全て単価が決まっています。

委員（横山秀人君） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、4ページについてでありますけど、福島再生加速化交付金、こちらにも復興のための交付金事業でありまして、こちらにも様々な今復興事業ということで予算が載っております。こちらについても1点だけ、下から3つ目、ここにも飯館Y O I T O K O 発見！ツアーが190万円ほどでありますので、先ほどの金額との関係性等ご説明いただければと思います。

多分、また回答は後だと思いますので、続きまして5ページ、被災者支援総合交付金についての質問をいたします。1番コミュニティ継続支援事業ということで、いいたてティー・パーティーということで140万円の事業費が入りますけれども、こちらの内容等その成果について説明をお願いします。

生涯学習課長（山田敬行君） まずは追加資料の福島再生加速化交付金の件でありますけど、4ページです。飯館Y O I T O K O 発見！ツアー190万2,000円、こちらにつきましては昨年度の実績が380万円ほどということで補助率2分の1ということで、こちらについては190



万円が加速化交付金対象となっております。ただ、前に戻りますが震災復興特別交付税につきましてはその残りの2分の1が措置されると聞いておまして、この額が1,500万円についてはお時間頂いて回答したいと思います。

また、資料の5ページの被災者支援総合交付金の内訳ということで、いいたてティー・パーティー事業というのはコミュニティ維持、いわゆる村民が離れ離れになって人が集まる交流する場を設けようということで、昨年度につきましてはコンサートとクリスマスコンサート、やりました。その中でこの名前、ティーパーティーとなっておりますが、若干の軽食といいますか飲み物を出して、イベントについて集まる機会を設けて、その後話す機会といいますかそういったものを設けようという事業であります。こういった中でこの事業、交付額が予定の申請額どおりの措置で、実際の交付された額はそれより下がるということで来年度に差し引き増減されるという中身になっております。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして6ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてなんですけれども、新型コロナという項目であるんですが、家畜飼料の緊急支援事業とか、園芸作物とか、GIGAスクールとか、本当に項目が様々なところにお金が入っているわけなんですけれども、この交付金の目的とメニューというのはいろいろな選択を自治体で選択できてこの結果なのかというのを確認いたします。

総務課長（村山宏行君） 新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金ということでありますが、基本的にコロナ直接の防除、それから予防対策、それがメインであります。そのほかにコロナにもたらされた経済の停滞、それから事業所の経営圧迫、そういったところには全て対応できるという趣旨でこの交付金自体は成り立っております。当然、その中から取り組めるものということでありまして、村では公共施設の中の空調でありますとか、それから網戸の設置でありますとかそういったことも行っておりますし、学校においてはテレワーク用のタブレット等による無線回線、LAN回線を利用したりリモートの授業であるとかそういったシステムなどの導入も行われております。

委員（横山秀人君） 7番の費用高騰対策とか、なかなか新型コロナと連携づけるところが難しいところもあるんですけれども、こちらについては今後も続く交付金かと思っておりますので、どのようなメニューがあるのか、あと資料を提供いただきたいと思っております。

総務課長（村山宏行君） この交付金につきましては既に終了しておりますので、今後はありません。

委員（横山秀人君） では、続きまして7ページ、福島生活環境整備・帰還再生加速事業費についてであります。こちらの3番目に一時宿泊施設運営事業ということで3,800万円の事業費があります。これは内容、何の目的で、そしてその成果がどのようなことが上がったのか回答をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 福島生活環境整備・帰還再生加速事業費の中の一時宿泊施設運営事業であります。これは長泥行政区がまだ帰還困難区域ということで、そういった方が飯館に来て一時的に宿泊し自分の家の周りの管理をするとかそういった部分で必要

だということで、宿泊体験館きこり、そこの運営の部分に充てられているものであります。総務課長（村山宏行君） 先ほど横山委員からありました追加資料の2ページ、上から6行目 飯館YOITOKO発見！ツアー事業で1,500万円ということでありまして、すみません、こちらでその他の事業と一緒に記載をされておりました。YOITOKOツアーの部分については震災復興ですので交付税でありますので加速化交付金で補助された裏負担、それが特交で入ってまいります。その部分が264万2,000円で、それと一緒にいいたい魅力向上対策、マルシェを行った事業がありまして、そちらが合わさってこちら分が1,258万6,000円ということになっております。同じ観光部分ということで一緒に記載されてしまいましたが、内訳的には2つということでした。

委員（横山秀人君） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして8ページ、東京電力損害賠償金の内訳についてであります。土地が2億円ほど、建物として4億5,000万円ほどということで賠償金が入ったということですが、今現在村が申請をしていない土地建物の件数、申請していないものがあるのかどうか。その件数を教えてください。

総務課長（村山宏行君） 土地建物については大きなものはほぼ終わったと思っております。

ただ、小さいもの、まだ精査をしていない部分がありますので再度見直ししながら、抜けないようにということで請求をしたいと考えております。

委員（横山秀人君） 権利でありますので、ぜひ抜けないようによろしくお願いします。またそれに関連して、去年の賠償金が入った金額を見ますと簡易水道事業の営業逸失利益、農集排の営業逸失利益が入っているんですが、令和4年のところに簡水と農集排の逸失利益が入っていないんですけれども、これはどのような形で申請を行っていくのか回答をお願いします。

建設課長（高橋栄二君） 令和3年度分までは請求をいたしまして、賠償を受けております。

令和4年度につきましてはこれからの請求、決算が終わらないと請求できないという事情もございましてこれからの請求となります。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。次の年に決算が終わってから毎年毎年請求をかけていくということで、分かりました。去年の資料が間違っているのかあれなんですけれども、去年は平成29年から平成31年までの賠償請求をして入ったという記載がございました。そうすると、流れでいくとまだ残っているのか、過去のものが去年3年まとめて入ったんですけれども、今度は定期的に1年ごとにきちんと請求していくという形になるのでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 東京電力との協議もしながら今まで請求を進めてきました。これからは決算が終わるごとにそういったことで進めていければと考えております。

委員（横山秀人君） こちらもまとまってしまうと、そのときの収入に波が出てきてしまうので、定期的に賠償請求はお願いしていきたいと思っております。

続きまして9ページ、土地開発基金についてであります。こちらについては昨年同じ質問をしまして川俣町の土地に関して基金から行政財産のほうに切り返したということで、すぐ対応いただきましてありがとうございます。それが適正な基金の管理かと思っております。

ただし、もう既にこの今取得している土地を見ますと事業が終わっている土地であります。そうしますと、土地開発基金に置いておくのではなく、行政財産のほうに移管しなければいけないということになります。まずそのスケジュールをどのようにして行うのかの1点と、あとあいの沢の整備計画基本構想が発表されました。あの図を見るとこれから様々な事業が行われていくのか。そうしますと、今借地になっているところに関してはこれこそこの土地開発基金を利用しての原資として買収を行っていくべきなのかと思いますが、これについて村の考えを伺います。

総務課長（村山宏行君） 土地開発基金の状況ということで記載をさせていただきました。ご指摘のように、緊急時売ってもいいというときにすぐに対応するためということである基金でありますので、なるべくこの部分は村で購入が終わりましたら村で改めてこの部分を購入して、土地開発基金にはしっかり戻しておくというのが必要だと思っております。ご覧のように幾つか残っておりますので、この部分について早急に解消しなければならないと思っておりますが、金額も大きいということがありますので計画的に行ってまいりたいと考えております。

それと、あいの沢の土地の部分ですが、基本的には土地開発基金で行っていいものと認識はしております。ただ、こちらも売手側の意思、そういったところも非常に難しいということもありますので、粘り強く交渉を進めながら、いい返事がいただけたときにはすぐ土地開発基金から支出できるような、そんな体制で臨みたいと考えております。

委員（横山秀人君） では、10ページにつきましては昨日基金による適正なもう動いていない基金は精算したほうがいいのかということで提案したところでありますので、質問を終わります。

11ページ、こちらは第三セクターに対しての出資とその出資割合、そして実際今財産がどれぐらい残っているんだということに対しての一覧表であります。ここについては質問、まず1点だけいたします。この第三セクターに介して例えば村が連帯保証をしている債務等はあるのかどうか。それがまず1点、ここで確認したいと思えます。

総務課長（村山宏行君） 連帯保証をしているということはあるのかというご質問ですが、基本的には全てこの団体、単年度的にも黒字ということでございますので、連帯保証の部分はございません。ただ、理事として就任しているというところがありますので、赤字になった場合、その場合民法上の規制は出てくるのかと考えております。

委員（横山秀人君） この資料の41ページをご覧くださいますと、こちらは村職員に係る他団体への役員等就任状況についてということで41ページになります。今4つの事業所が第三セクター出捐団体ということで記載があるんですけども、そこについて飯館村の職員が役員等になっている一覧であります。振興公社でありますと理事長が村長、副理事長が副村長、監事として財政係長という形ですが、基本的に今の総務課長のお話だと、それぞれの団体における赤字とか運営とかというのは、この職員というのはその専属職員という身分であって、ここで起こることは飯館村役場は全く関係ないという認識でいいのか。そのことを分かって、例えば財政係長は振興公社の監事に就任承諾書をきちんと書いて振興公社の何かあれば監事としての責任は取りますという理解の下、皆さん職員がこ

の役員に入っているのか。までいガーデンビレッジの会計管理者が監査役に入っていますが、基本的には、これも同じ意見であります。どのような形で職員は、この役職配置については職員に説明等しているのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 外郭団体に対する役職の就任というところでありますが、基本的に民法の規制によるものと考えております。当然赤字が出た場合にはある程度の責任を伴うというそういった法律でありますので、その部分は認識しなければならないと思います。その意味でも赤字を出さない、経営的な健全を維持するというこのために理事とそれから役員として出ているというところでありますので、村もしっかりと注視をしながらその部分の管理、こちらについては進めたいと考えております。

委員（横山秀人君） 話が41ページに行ってしまいましたが、関連ですので、そうしますと全て役職、村長になった人が理事長とか、会計管理者になった人が監査役とかという役職について職員が入るわけなんですけれども、この体制を今後も続けていって、そのときそのときに役職の方にこういう事情だからそのところの役員に入ってくれという形で積極的ではなく消極的に入っていく感じになっていくのか。その確認を、回答をお願いします。

総務課長（村山宏行君） 繰り返しになりますが、こういった他団体、村が出資をしているあるいは村が株主になっているそこでの団体でありますので、経営状況しっかり健全化を図るために村の役職職員が行っているということでございますので、その点をご理解いただきたいと思っております。

委員（横山秀人君） 分かりました。

では、続きまして19ページ、いいたてまでいな復興株式会社、この会社のことではないんですけども、飯舘村でゼロカーボンビレッジということで再生可能エネルギーの推進等行っているからこそ風力とか太陽光をやっているわけなんです。今現在村がやっている太陽光とかはどのようなところに配置し、そしてどのように村が出資し、そして今配当金が今後これぐらい入ってくるということに関しては村民に知らせるべき、知らせることによってこのゼロカーボンビレッジいいたてがまたさらに進むと思っております。今後村が関係する団体も含めた再生可能エネルギーの村の現状の説明を村民にどのようにしていくのか見解を伺います。

総務課長（村山宏行君） 太陽光の部分での情報公開ということだと思いますけれども、基本的におっしゃるとおり村もゼロカーボンビレッジということで宣言をしておりますし、また、当然重要な財源ということもございまして、なるべく広報等でそういった情報が村民に分かりやすく示せるように工夫をしたいと考えております。

委員（横山秀人君） 資料請求しました46ページと47ページにつきましては、飯舘村が関係する再生可能エネルギー団体から毎年どれぐらいの配当金が入るのか。配当金は3つの団体から入るのかな。このような形で冷静に考えますと、出資を超えて多くの金額は配当で入るということでありまして、この金額、その仕組みを村民の方の多くは知らないです。太陽光があると、せつかくこれだけの村に対しての利益が、つまり村民に対して住民サービスが提供できる原資があるわけですから、ぜひここについては先ほどの質問に重ねてですが村にきちんとしたPRをすべきと思っておりますが、いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 村民にということについては総務課長がご答弁申し上げたとおり、工夫をさせていただきたいと思いますが、再エネ関係の配当金に関しては北風と太陽基金に積立てをしていますので、議会の皆様にはその都度ご報告を申し上げているかと思っているところです。

それから、配当金の事業計画ということですが、これは特段問題がなければということでもありますので、昨年例えば落雷があつたりあるいは地震があつたり様々な風水害もありますので、そういったことになると計画どおりの配当にはならないという部分があるかと思っております。いずれにしても、見越しといいますか再生可能エネルギーの関連で貴重な財源が生まれているという部分については村民の方々にお知らせすることについていろいろと工夫をしていきたいと思いますが、将来の人口減少、今も人口減少しておりますが、そういった中での住民福祉に資する再生可能エネルギーに取り組むということを私申し上げておりますので、そういった将来を見越しての財源だという観念でも基金化をしているということについてご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

委員（横山秀人君） すごく前向きな取組だと思えます。これに関して簡単な住民懇談会とか様々な村民と接する場面でも再生可能エネルギー、ゼロカーボン宣言の進捗状況という形でご報告を進めれば村民への関心がまた増えていくのかと思えますのでよろしく願いいたします。

まず収入関係の資料に関してはここで終わりますので、一度終わります。その後、また。

委員長（高橋孝雄君） それでは、委員の方、誰か。

委員（佐藤八郎君） 昨日資料頂いて請求してやらなかった分のナンバー4の239ページ、水道水の検査料の部分439万7,800円ということであります。水には放射性物質が遮蔽して物質としては存在しないという流れの中でのことなので水そのものはあれですけども、保守点検のやり方と検体の運搬の業務と分かれてありますので、その部分について伺っております。

建設課長（高橋栄二君） 放射性物質に係る水質の検査と運搬業務でございますが、放射性物質対策に係る検査をするための装置は滝下浄水場に設置してございます。滝下浄水場以外の浄水場、花塚、田尻、大倉の浄水場につきましては滝下浄水場にある装置まで水を運搬をして滝下浄水場の装置で計測をする。滝下浄水場につきましてはそのシステムから滝下浄水場の水を採水することによって検査をするということで、検体運搬業務というものも発生するという中身でございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 水道水の水源地の状態、水の状態、全体を見ると非常に不安な点もあるんですけども、保守点検はどの程度の期間をもってどなた様に委託しているのかどうか分かりませんが、やられているのか伺います。

建設課長（高橋栄二君） 放射性物質に係る検査でございますが、週3回実施をしているということでございます。システムに係る保守点検でございますが、月2回実施をしているということでございます。

業者につきましては、運搬業務につきましては管工事組合にお願いをしている。システムの保守点検については環境テクノスというところに委託をしております。

委員（佐藤八郎君） 管工事組合の実態はどうなっていますか。

建設課長（高橋栄二君） 実態、村内の管工事に係る方々で組合を立ち上げているという認識をしております。

委員（佐藤八郎君） 原発事故前は何人の方が組合員で、現状は何人の業者の方が。

建設課長（高橋栄二君） 今手持ちございませんので、調べて後ほどご報告いたします。

委員（佐藤八郎君） 続きまして、253ページの集落排水事業の部分で、脱水汚泥で放射性物質検査と運搬ということでもありますけれども、内訳を伺っておきます。

建設課長（高橋栄二君） 脱水汚泥の運搬でございますが、飯樋処理場の汚泥を、汚泥というか出てきた排水を草野処理場に運搬をして草野処理場で脱水をするというところでの運搬となっております。放射性物質検査につきましては、こちらも汚泥に対しての放射性物質の濃度について把握するために行っているということでございます。

委員（佐藤八郎君） これはどなたがやられて、検査機関はどこでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 運搬につきましては村内の業者になってございます。検査につきましては福島県環境検査センターに依頼をしております。

委員（佐藤八郎君） これはどの程度の間隔で検査されたり、どの程度の間隔で運搬されたり現状ではしているのでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 周期的にということではなく、排水池がいっぱいになるとかそういった状況もございまして、脱水のタイミングに合わせて検査も行っているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 堆積状況によってということなので間隔はいろいろになるのか分かりませんが、年1回なのか半年に1回なのか分かりませんが、検査した結果などはどこで、汚泥ですからそれなりの検査結果があらうかと思うんですけれども、どうでしょうか。分かる方法なり公表なりは国ではないでしょう。

#### ◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午前10時46分）

#### ◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前10時47分）

#### ◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 暫時休議します。再開は11時10分といたします。

（午前10時47分）

#### ◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を始めます。

（午前11時10分）

建設課長（高橋栄二君） 委員のおただしの飯舘管工事組合の状況でございますが、震災前に

つきましては7つの業者での組織となっております、現在は6業者の組織となっております。

さらに汚泥の放射性物質の含まれる量に関しましては、現在公表をしてございません。

委員（佐藤八郎君） 多分汚泥ですから、震災当時福島の前だと、ガソリンスタンドのでも工場でも何でも汚泥そのものは相当ベクレル高くて処理に困っていたと思うんです。飯館もそういう問題あったと思うんですけれども、今の段階はそうするとこの資料にあるような状況で、8,000ベクレルを上回るようなものはないということではないでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） そのとおりでございます。

委員（佐藤八郎君） では、資料請求した分終わりましたので総括をしたいと思います。令和4年2月28日の提案理由の中で村長の提案の2つの力点ということで、村民の今を支えるのが1つ、2つは村の将来への布石をもって村政を運営するという事で挙げていらっしゃるけれども、この決算の中では何が村民の今を支えたことになって、村の将来への布石はどんなものが結果としてあるのか、これからそれが成長しようとしているのか。そういうものを示していただければ。

村長（杉岡 誠君） 2つの力点、村民の今を支える、村の将来への布石ということではありますが、実はこの決算の中に含まれている多くの部分は村民の今を支える部分だろうと思いますので、昨日も含めていろいろとご質疑をいただいている例えば生活支援ワゴンとか、そういったことを含めて、医療福祉関連などはまさしく村民の今を支えるということだと思います。特に、昨年は新型コロナのいろいろな蔓延拡大ということがありましたから、村内でのワクチン接種会場の設置、あるいは村外での避難先でのワクチン接種ということを相当強力でやりましたので、そういう意味でも村民の今を支えるという部分は相当力を込めさせていただいたと思っております。

それから、村の将来への布石という意味では、例えば産業団地の構想をまとめたり、あるいは産業振興ということで農畜産業、あるいは林業の振興ということもしておりますが、こういったことは村の将来への布石ともなるものだと考えております。農林畜産業の振興については土地の活用に直結する部分でありますので、農地中間管理事業等々を使つての土地の集積のためにも、例えば畜産動物がいることは餌の供給ということで土地利用にもつながるという考えがありますから、ある意味産業だけを支援するのではなく、その産業支援が様々な方への部分につながっていく、農地に新たな価値を生み出すという意味での部分があるかと思つています。それから木質バイオマス発電事業、来年の春からの稼働に向けて動いておりますが、これに付随して林業振興ということでふくしま森林再生事業、村内で数10ヘクタールに及ぶ森林の再生、里山の再生ということが既に始まってきておりますけれども、これも山林、森林に新たな価値を与えるという取組だと考えております。それから、企業誘致ということは今強力で進めておりますけれども、お買物環境の改善、あるいは充実という意味での部分もありますけれども、木質バイオマスや長泥での堆肥製造施設というものも森林の土地活用につながる、農地の土地活用につながる、あるいは農地の地力回復につながるということで、その1社だけをもって、あるいは雇用だけをもって全ての成果とするのではなく、多くの波及効果があるものを今まで進めてきましたので、そ

ういったことが村の将来への布石となるかと考えているところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 決算の事業成果報告決算書の中身が今を支える事業だったという部分、多々ありますけれども、全体として村民の生活実態の把握がどうだったのか。昨年度も今年も何回か聞いていますけれども、職業別の労働者数の把握なり年金生活者等給料取りの生活の収入実態なりそういうものが、村民全体からして6,000人は今いませんけれども、4,000何人の方々の生活実態というのはどういうものなのかというのをどうつかんで村民の今を支えるということになったのか。今村長述べられたのは、今後につながるものも含めて、さらには国の交付金があって、その中でできるものを選んでやってきたという事業消化型なので、村民の生活実態4年の中でいろいろ見てきて、子育て終わったから村に戻ろうかと結びついたのか。コロナワクチンを打ったから心配ないといっても、コロナワクチン打ってもコロナになっている方もいっぱいいる。まして今も徐々に広まっている。いろいろ見てかなり豊富に事業展開されていますけれども、いまいち村民の本当の姿、実態、元どおりにならない。家族で地域相互で助け合って生きるようなコミュニティーはなかなか難しいのは分かりますけれども、そういう点では私の村長の提案理由で言う村民の今を支えるとずれがあるのかと私は思っているんです。そういう点ではどうなのかと、将来への布石は今後決算でも皆さんが委員が申し上げている今後の見通しと来年度の予算編成の中、これから予算編成と予算の中でもありますけれども、林業振興そのものもバイオマス始まれば解決するみたいな農地しかなかったのかと言って林業振興、切り払って苗を植えるような準備にかかっているのか、森林そのものを再生させようとしているのか見えないんですけれども、何点か伺っておきます。

村長（杉岡 誠君） 村民の今を支えるという部分において村民の実態をどう把握をしているのかということ、様々ご質疑いただいているかと思っております。

なお、これは言い訳がましく聞こえるかもしれませんが、私が村政に就いてからすぐコロナということがありまして、なかなか住民懇談会を含めてできない、あるいはついせんだって飯舘村敬老会を3年ぶりに開催しましたが、その2回も中止をせざるを得なかったという状況がありますので、そういった状況の中でもワクチン接種ということを進めて、村民の方々がワクチンを受けに来ていただけるような状況、あるいは健康診断も様々工夫させていただきましたから、そういう機会を捉えて、例えば健康福祉の分野では久々に会った方々に元気ですかという話をしながらいろいろな情報を聞いたりということは、職員も相当意を尽くして努めてきたかと思えます。

それから、コミュニティ担当ということで全職員、各行政区に五、六人ずつ配置をさせていただいて、これもなかなか集まるのが難しかった部分もありますが、役員会あるいは様々なイベントに呼んでいただいて、職員自身が非常に主体的にやっている部分も私は相当見せていただいておりますので、20行政区全てではないかもしれませんが、そんな動きが少しずつこのコロナの中でもできてきたかと。そういった中で村民の方々のニーズというのを役場の本庁舎で座して見るだけではなく、職員が現場に行き、あるいは様々な機会に社会福祉協議会も含めて情報を集めながらそういうことを少しずつ私たち



も議会での議論を含めながらいただいて政策に反映させていただいているというところ  
であります。今後はコロナが落ち着けば、落ち着くだろうと思っておりますけれども、住  
民懇談会含めて様々な形での情報をいただきながら、さらに今を支えるという部分につ  
いての施策についていろいろな協議検討をさせていただきたいと考えております。

それから、林業に関しては、確かに除間伐がメインで見えるかもしれませんが、  
広葉樹のいろいろな計画をつくる中で、新しい木が育っていくことによる二酸化炭素の吸  
収効果ということも見越しての部分にもなりますので、まずは除間伐がメインになってお  
りますけれども、今後おっしゃるような植樹ということも含めて様々なことが検討される  
んだらうと思っております。いずれにしても、林業というのも農畜産業もそうですが、そ  
れを消費する消費者、あるいは需要がなければなかなか進まないものでありますので、そ  
ういった意味で需要を引き起こす、あるいは産業を創生するという意味で林業については  
木質バイオマス発電事業が非常に大きな一石になったらうと考えておりますので、木質  
バイオマスをもって全てということではないわけですが、それは起爆剤となってこれまで  
なかった里山の再生ということが強力に進められるだろうということを大きく期待して  
いるところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） この際ですから、令和4年度の決算が終わって今後の将来の道筋を示す  
のであれば、この辺できちんと13年経過しての村への帰村意向なり、全体として残された  
4,000人の村民の人口に対してきちんと正面からアンケートなりなんなりきちんと区長さ  
んに努力願ってでも何でも100%の回収を目指してやるというのが、今も含め未来を示し  
ていくことになるのではないかとここ2年ぐらいつつ思っているんですけれども、どう  
もそこまでいかないで、大変今村長答えられたようにコロナというすごい今も毎日怖がっ  
てコロナと熱中症どうするか生活続いていますけれども、基本的な部分、家族で相談し  
合ったり、年齢別に書いてもらうなり、いろいろ趣向工夫をしてやるべきだと私は思っ  
ています。ここずっとその辺はどうでしょうか。

村長（杉岡 誠君） ただいま帰村意向というお話、言葉がありましたけれども、コロナの中  
ではまずコロナ対策ということが最優先でありますので、そういったことすらままなら  
ない中で、例えば村に住むとかそういう話をお聞きするのは少し時期尚早だったのではない  
かと思っておりますので、今やるべきことをまず最優先させていただくという中での令和4年度  
までの村政があつて、また令和5年度も今意を尽くしているというところであります。

あと、私マスクミの対応に対しても申し上げますが、今13年目になって帰村とい  
う言葉が果たして正しいかどうかというのは少し私も疑問に思っているところがありま  
して、改めて村を選んで住む、住み直すというフェーズに来ているんだらう。そういう意  
欲を逆に持っていただけるような村政というもの、例えば働く場所がある、暮らしを生き  
がいを持って暮らせる場所がある、そういう状況をしっかりつくった上で村民の方々に選  
んでいただく、あるいはこれから新しく村民になる方々に選んでいただく、そういうこと  
が必要だろうということでコロナの中でも事業を様々な進めてきたということになります  
ので、そういった成果を含めて皆様にお示しをしながら、今度住民懇談会やりますので、

そういったことをお示ししながら、さらに村として必要なこと、もっとういこういところに意を尽くすべきだというご意見を賜りながら、村勢の伸展に向けて村の発展に向けて尽していきたい、そのように考えているところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 村長言うとおりの、元のようなコミュニティがある、住みやすい、住みたい村というのはなかなか難しいという部分はありますので、今言われる住み直す地域、選んでもらう地域というところではもっと透明性を高めて、生活をしていて関心持てるような工夫をされて呼び込むというのではないですけども、選んでもらう自治体になるようにもっと工夫すべきだと思います。

申し上げてこの点は終わりますけれども、次に4つの指標を上げているんです。2つの力点に加えて4つの指標の1つは次世代継承、2つなりわい、3つは10年後を見据える、4つ目は帰還困難区域をとということで、今村長が答弁した部分と帰還困難区域の部分の人たちにとっては、最初に帰還して6年でもう解除になった地域と12年たってから解除になった地域の差は意識としてありますけれども、その4つを指標として目標として事務事業に取り組んだということでもありますけれども、この点についてまず成果と課題、その点についての庁内での総括はどんなことをされたのか伺っておきます。

総務課長（村山宏行君） 先ほど村長からありましたけれども、令和4年度に入ったときに大きくは2つの力点、それから4つの指標、それから施策としては計画に掲げています明日が待ち遠しくなるようなわくわくする楽しいふるさと、それに基づく5つの柱ということでそれぞれの事業を展開しているというところでございます。帰還困難区域、これ1つだけといいますと異質に見えるかもしれませんが、村民の今を支えるというところで帰還困難区域唯一残った長泥についてもしっかりとフォローしながら、村全体としての安定を支えるということで掲げているというところでございます。

村の将来を支えるという部分で様々な事業も展開をしております。一例的に挙げますと、帰還困難区域の復興整備事業、これは長泥であります、先ほど村長からありました木質バイオマスの緊急整備事業、あるいは福島県営農再開支援事業、農業基盤整備事業、きこりの再開、木質バイオマス施設の緊急整備事業、ふくしま森林再生事業、事業再開・帰還促進事業、これは商品券であります、それから村道維持管理事業、こういった大きなものについてもこれだけのものを行っているというところでございます。これら全て方針です。5つの柱、それから2つの力点、4つの指標、これに基づいて各事業を展開してまいりましたので、その成果が今回の決算の部分であると考えていただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 庁内に県や国や他市町村からの派遣の職員がいらっしやって、そういう方々との関係はどうあるのか分かりませんが、課長を集めた庁内会議しかやらないのか分かりませんが、この4つの指標なり2つの力点、3月に掲げた、そして令和4年度事業展開してきた。そういう人たちも含めて村に生まれてきた方々、長く役場に勤めた方でない新しい視点を持ったそういう他自治体なり県、国からおいでになっている派遣の職員の方々との共通した課題なり総括というのはされる機会があるのか、全く歯車の1つとして仕事事務を消化しているだけなのか。その辺はどんな流れで令和4年あったの

でしょうか。

総務課長（村山宏行君） 国県から多くの支援という形でいただいて、常駐もしていただいているというところでございます。先ほども言いましたように各事業、まず主体的に関わるのは村民である、また村の職員であります。その職員、事業を展開する上で国との調整役、あるいは県との調整、そういったところに多くの力点を割いていただいたのが今回常駐していただいている国県の職員ということでございます。ビジョンにつきましては年度初め、これは広報の記事であります、こういう形で全て把握されて共有はされておりますので、それに基づいて各支援をいただいたというところでございます。

委員（佐藤八郎君） 何回か私今の村民の置かれている職業なり年齢層なり収入の実態なりきちんと把握されるべきではないかと何回も言っていますし、何を起点に村の10年先を見据えることになるのか。目標としては事務方、村長には見えるのかもしれませんが、一般村民がこの4つの指標の目標を見たときにどう見えるのかということ、考えたりいろいろな人に聞いてみるとなかなか分からない、見えない。行政生活そのものですから、常に動くわけですから、それも前向きに動くわけですから、そういう意味ではなかなかつかめないものはあるかと思えますけれども、それを先頭に立つ行政や議会が村民に示していかないと、なかなか10年後を見据えるとか、なりわいでどの程度の人がどのぐらいの給料で飯館で暮らせるのかも見えないし、なかなか分からない。次世代継承と言いましても、どこまでのどういう継承なのか。帰還困難区域は長泥地区のことでしょうから、それが1つの目標になっているわけですから、だからもっときちんと村のあるべき姿をこの令和3年の決算、令和4年の予算、令和4年の決算と見たときにどういうものになるかという総括をきちんと検証されていかないと、分かるようにそれも村民に知らせるとというのが非常にポイントになるので、そういう点では私には毎月2回来る郵便物見ただけでは分からないし、集会あるたび事業あるたび参加している方も少し自分自身として分かるのかもしれませんが、なかなかそういう機会が先ほどあったようにコロナで機会を奪われたこの期間だったので、もっと工夫したり今回きちんと総括されて村民に知らせていくのが大事だと思うんですけども、いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） まさしくこのキーワード、2つの力点、4つの指標というキーワードだけではなかなか分かりづらいだろうということで、昨年も住民懇談会の中で一部資料をお示ししながらお話をしましたが、私ももともと職員でありますのでかなり総括的に全体の話をするので、ピンポイントの話ではなかったのが難しいところもあったかと思っています。

なお、次世代継承、なりわい、10年後を見据えるに共通する部分は、端的に言えば、今世間で使われている言葉で言えば、少子高齢化ということでもあります。しかも少子高齢化、全国の進捗のレベルよりも飯館村は過度に相当程度進んできていますし、今日の前に崖っ縁があると言っても過言ではない状況だということでもありますし、そのことを村民の方々もよくよくご承知の部分はあるかもしれませんが、なお、多分村民の方々が思っている以上に今過度な状況にあるというのが私の認識でありますので、それを踏まえて次世代継承ということをしっかき目線に踏まえて今から取り組まなければならない。そのためには、

なりわいという場所をしっかりとつって、働く場所をつかって、この村に関わり続けられることが大事でありますし、10年後を見据えると言いますけれども、今ご高齢の方は毎年毎年1年ごとに相当程度年齢が進む以上に体の状態も悪くなるし、去年できたことができない、先週できたことが今日できないということもままある。そういうことをしっかりと見据えることが行政として絶対必須なんだということを含めてこういったキーワードで、私庁内的にはお話を申し上げているという部分であります。

例えば、お買物環境の充実ということで1社の企業誘致をしましたが、それよりも前にとくし丸とかセブンイレブンによる見守りを兼ねた訪問販売ということをやっております。普通でいけば1社程度訪問販売がいればいいのではないかという議論もあると思えますけれども、それでは賄い切れないぐらい皆様方の高齢化は進んでいくし、例えば隣の家に歩いて元気かいということすらできなくなってくることも想定されますから、そういうことをしっかりと見据えると、今から実は訪問型というのは非常に大事だ。そういうことで、本田先生にも移住をしてきていただいて、クリニックの診療に加えて訪問診療を相当程度やっていたらいいという部分です。社会福祉協議会による相談員による巡回というものもやっておりますし、全職員をコミュニティ担当者として配置したのもそういう意味合いがございますので、八郎委員が常々おっしゃっているように、村のほうから足を伸ばして住民の方々の姿を見るべきだという話そのものかもしれませんけれども、そういったことが超高齢化社会を迎える、それよりも先にそれを迎えている飯館村としては必要なことということで考えております。

そういったことを村民の方々にあまりダイレクトに今まで申してきていないかもしれませんが、今後の住民懇談会あるいは広報を含めていろいろな形での周知を図ってまいりたいと考えております。なお、1つの手法として第6次総合振興計画の中間見直しを昨年して、今もそれをさらにブラッシュアップをしている最中ですので、その中で人口の推計等々も含めてしっかりお示しをしていきたいと考えているところであります。

以上であります。

委員長（高橋孝雄君） 八郎委員をお願いします。質問は明瞭簡単をお願いします。

委員（佐藤八郎君） 明瞭簡単というと次に移りますけれども、バイオマス事業はスタートすれば20年以上の事業であり持続性、確実性あるとしているが、この1年間での事業での進捗と見通し、雇用、収入、事業型など計画段階から始まった部分なりあるかと思えますけれども、どういう完成、スタートした時点ではどんなことになっているのか伺っております。

産業振興課長（三瓶 真君） 木質バイオマスに関してのご質問であります。この1年間の進捗ということではありますが、この1年間については予定しておりました工事が昨年度に引き続きまして継続をしております。今予定どおりであれば今年中には大体の工事が完成するという見通しであります。なお、その後、完成しました燃焼炉、そうしたものをいろいろと試験といいますか実証いたしまして、来年の春には予定どおり営業運転を開始するというのであります。あわせて、送電線の工事なども進捗しております、これも売電までには間に合うような今予定で進んでいるということでもあります。そして、完成した

暁につきましては、これまでも住民の皆様にお知らせしておりますとおり、里山の再生を図るということの目的に向けて未利用材として山に今は放置されているパークをはじめ、そうした放射線濃度の比較的高い燃料なども受け入れながら運転を開始いたしますし、運転に当たってはそこで働く方、工事用の作業員であるとか定期検査の作業員などをお知らせしている中身では、2年間で工事作業員でありましたら延べで8,400人、定期検査作業員であれば1年間で延べ450人という形での雇用もありますし、また従業員、これは発電所員として22人を地元採用するということが当初の計画にありますので、それに向かって職員の募集などを行っていくことになろうかと思えます。ほかにも林業関係者の雇用拡大につながる部分などもあるでしょうし、まだこれからの実験等もありますけれども、未来志向型農業に向けた廃熱利用、これに関しての検討等も進められることになっているというところでもあります。

以上であります。

#### ◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 昼食のため、暫時休議します。再開は13時10分からです。

（午前 11時41分）

#### ◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

（午後 1時10分）

委員（佐藤八郎君） バイオマス事業の部分で答弁いただきました。最終的には22人採用というのはバイオマス、あそこでバイオマス施設を使った労働者とそこに燃料としての材料を確保して入れる労働も含めての話なのかあれなんですけれども、森林組合ですか。戻ってやる事業者は、供給材料の搬出関係は、その辺整理されてもう一度お願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 木質バイオマス施設における労働者数をもう少し整理してということでもあります。まず皆様にお知らせしている内容、予定といたしましては今回の工事等に係る作業員です。今の建設しております工事、これを2年間で延べでありますけれども約8万4,000人ということで見込んでおりますのと、今後も施設の稼働がされてから定期的に検査が必要でありますのでその検査に係る作業員、これも1年間延べであります450人ということでもあります。私が申しました従業員、発電所員22名ということでもありますけれども、これは実際に運転が始まってその運転に携わる所員の数ということでありまして、想定数22人ということに今なっております。この22人につきましては今近くなりましてからおおむね20から30と幅が出てまいりまして、これについては地元採用という形で作業員を確保したいというのがこの事業の計画でございます。質問にありましたように、バイオマス発電事業は、ここの蔵平のプラントだけではなく、実際に木を切って運搬していただく森林組合の方々をはじめ林業全般の中で関係する雇用が図られ、活性化するものと考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、20年以上の事業で持続性あって確実にという部分ではプラントだけでは20から30人の雇用、これは地元採用。その他の人数というのはプラントそ

のものは50人体制なのか何十人での運営になってくるのか。あとは、森林組合との関係での山の森林作業になるかと思えますけれども、その部分ではこのバイオマスが軌道に乗ってそれなりの稼働していくのにはどのぐらいのものになって、どのぐらいの労力かけて材料集めるとなっていくのか。その辺は今の時点でどれだけ分かっているのか。

産業振興課長（三瓶 真君） まず木質バイオマスのプラントでありますけれども、運転開始時の従業員といたしましては今ほど申し上げましたように20人から30人程度で、委託を含む中で予定しているということでもあります。森林の木材の確保に関わる人数ということになります。これにつきましては森林組合、今ふくしま森林再生事業の受託先として請負工事を進めて森林整備を進めていただいているところでもありますけれども、今後取りあえず令和7年まではふくしま森林再生事業を使って、令和8年以降はまだふくしま森林再生事業は不明であります。造林事業などを使って、大体年間100ヘクタール規模の村内での森林作業を実施したいと考えておりますので、そこに係る具体的な作業員の人数が延べでどのぐらいかかるのかというところは今請負する業者などもこの後入札等でも変わってまいりますというところも踏まえ、分からないところではありますが相当数の人数が飯舘村の森林整備に関わってくるものと想定をしております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 現在県内でも県外でもバイオマス事業やられている部分をいろいろな観点で聞いたり実態調べてみますといういろいろなんです。100ヘクタール年間という部分があります。今の森林組合の持っている労働力なりそういうことで十分なのかどうかも含めて、スタートからつまづくわけにもいかない。事前にそういう雇用の確保も含めて運営全体全般を見て、きちんと稼働して本来のバイオマス事業の目的達成できるようにしなければならぬ。そういう意味では、県内も含めて全国的な流れの中ではどの程度になっていくのか、実際。

産業振興課長（三瓶 真君） 今回の木質バイオマスの規模で申しますと、出力が7,500キロワットで売電する電力については5,300万キロワットアワー年ということで、一般家庭約1,700件相当分、これを20年間やるということでありまして、なかなか大きさ等での比較を具体的に表すのは難しいのですが、関係するところを全国的なものと比較すると中規模程度という形で整理がされているところであります。

なお、今ほどの材料確保のためのそうした体制につきましては、現在といいますかこの木質バイオマス発電事業が始まるということが決まってから、ここまで森林組合の方々を中心に、その後の体制整備ももちろん森林組合単独ということになるのかどうかも含めてそこも相談、お願いをしながら、いざ始まったときに木材が足りなくならないようにということで相談、ご検討をお願いしているということでもありますし、なお、この木材につきましては村内の木材以外にも飯舘村を中心に被災12市町村、一部その周辺から調達する計画となっておりますので、そうしたところとはそうした木材の供給に関する協定、これを飯舘バイオパートナーズ社と結びながら、その決められた量を入れていただくということで協定を結びながら調達するという計画になっております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 供給の範囲は、今聞こうとしたらそちらから12市町村とあったんですけども、被災12市町村に限るのか。会津のほうだと会津地方全体でやられているようですけども、そこはどうなのでしょう。

産業振興課長（三瓶 真君） 調達先といたしましては、被災12市町村というのが中心でありますけれども、一部そのほかということで調達は実際には始まると思います。ただ、今考えておりますのは浜通りと県北の一部、伊達市であるとか福島市、川俣町ということでありまして、会津地方までの木材を調達するという点については今のところ計画の段階にはないと認識をしております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 過度な心配かもしれませんが、梁川にも今着々と進んでいるという状況を聞いておりますけれども、あと三春ですか。何か全部中規模なのかどうか規模はよく分かりませんが、だから、供給源がそんなに今伊達市にそれができれば伊達市はこうなるし、宮城県まで入ってのどうか分かりませんが、今12市町村と言いますけれども、供給不足が起きる20年見たときに不安材料かと勝手に思っているんですけども、バイオマス事業業界では供給不足になるような見通しは全然持っていないのでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） バイオマス業界全体での供給不足になる見通しという点につきましては、私どもも把握しているところではありませんが、この事業を開始するに当たりまして必要な木材の確保については当初からしっかりと確保しなければいけないということでありまして、その中では今委員おただしの点も当然懸念点として出されているところでもあります。そのために村だけではなくほかのところからも協定を結んだ中で確保するという点で今対応しようというところではあります。将来的にこの心配が全くゼロかと言われると、そこは私どもも分からないところではあります。取りあえずその協定がございまして、まずはそれをしっかりと守っていただいて、お願いした量を入れていただくということに努めていくことになろうかと思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） それでは質問を変えますけれども、村の拠点施設の中心地が道の駅になって、風の子広場、ドッグランと流れ、イベントも多くあり、買物場所もセブンイレブン、道の駅ということになっておりますけれども、そもそも復興拠点としての地域活性化を図って村内への情報発信ということでありまして、活性化を図る部分と情報発信の部分でどれだけの施設の成果、課題、改善点を令和4年度に持たれたのか伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 道の駅までい館の交流、そして情報発信こういった役割、どのぐらいの効果が表れているのかというご質問でございます。あそこを使ってどれだけの量を情報発信というそういったことはございませんが、事業運営開始してからかなりの方が、徐々に多くの方が増えて道の駅を利用されていると認識しているところであります。また、その部分は売上げ等にも反映しているとも思っているところでもあります。道の駅を使って交流、またイベント等も随時開催しておりますが、さらなる村の情報、そこに訪れた人がそのパンフレットなりあとはお互いに従業員からの意見交換の情報、そういっ

た部分も含めてイベントを含めいろいろなあらゆる方向で村の情報発信をし村に来ていただく、村の魅力を知っていただく、そういった交流の場につながっているのかと思っていますところでもあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） あそこで1時間とか2時間現場にいてもなかなか村の人よりは村外の人が圧倒的に多い中で、そういう意味ではそういう方々との交流機会はイベントとか何かあればできるんでしょうけれども、ほとんどは施設利用にとどまっているし、あとは道の駅と風の子広場、ドッグランの調整といいますか打合せといいますか、共同の打合せの場所なり今後についてまとめるというか、そういう機会は常にあったりするんでしょうか。運営とか管理含めて改善点なども話し合われているんでしょうか。その部分で伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 道の駅と風の子広場の定期的な打合せ、そういったものは確認しないと分からない部分ではありますが、イベント事業とか休館日の情報、そういった部分については常に連絡を取り合いながら支障なく動いてきているものと思っていますところでもあります。そういった情報の中で改善点が必要であればその場で改善できるものはしていただいていると思っていますところでもありますし、村の予算なりこちらの指示が必要な部分については常に相談をいただきながら、これからも改善に努めてまいりたいと思っていますところでもあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 管理面でもいろいろあったり、自然災害というか雷様の事故などもあったり、あとはツバメの問題もあったり、いろいろ今IT時代に入ってすぐ情報は発信されるので、いろいろな問題あるかと思えますけれども、昨年4月まで駅長さんがいて運営されていて、その後、不幸にも駅長がないときに入ったんですけども、いたときの成果といなくなってからの成果の違いをというよりは、駅長さんの役割責任というのはどう考えていらっしやって、5月以降の実態はどのように検証しておられて、今なお駅長を置かない状況が続いていますけれども、その辺はどんな総括なり検証されているんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 昨年5月以降、駅長が不在になってからの状況ということでもあります。基本的に経営者会議の中で駅長不在の中でどうやっていくかの部分で会社の社長が直接指揮を執りながら運営してきたという経過のようでもあります。今までの事業の経営の収支の状況とかそういった部分を見ましても、報告の中で極端に売上げが下がったとかそういうこともなく、経営については順調に進んでいる。また、中の改善点についてもそれぞれ指示を受けながら順調に動いてきているということで報告があったところでもあります。今までについては駅長不在によってすごく支障が出たということにはなっていない。今後もまたその部分を必要かどうかの部分を含め見据えながら運営していくのかと思っていますところでもあります。

委員（佐藤八郎君） 村長に聞きますけれども、責任役割は駅長はどんなものがあって、去年の5月、死亡されるまであって、その後そういう責任役割果たす人がいなくて大丈夫だと今なっていますけれども、責任と役割は何でしょうか。



村長（杉岡 誠君） 今手元に資料がないからなかなか正確なことは申し上げられないんですけども、就業規則の中に駅長の役割については明示をさせていただいているかと思うので、それが公的には役割かと思います。ただ、村としての部分からすれば、道の駅という、までいガーデンビレッジという株式会社と指定管理をしている村との間をつなぐ報告役という部分が大きかったかと私としては思っておるところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 今報告役と言ったんですか。分かりませんが道の駅の果たす役割の責任者なんですよ。駅長は村はそういう第三機関に委託というか、運営全般に風の子広場、ドッグランも一緒に流れ拠点の中にあるので連携してやっていく。そういうつながりも含めて効果的に前向きに進めるのにどうするかという部分で、駅長の果たす役割はもっといっぱいあると思うんです。村に報告するだけの下請機関でも何でもないのでないか。独立して補う事業体ではないかと私思っているんですけども、どうなんでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 株式会社までいガーデンビレッジの会社組織をイメージいただくとお分かりいただけるかと思いますが、責任者というのは経営陣にございますので取締役会か責任者であります。現場のいろいろな指揮系統等々そのものを見る部分で駅長の役割という部分が会社の中ではあることですが、役場の中で村長という私がいて、課長が各課を総括しているのと同じような役割でありますので、駅長自身はそういう社内での総括の部分、管理監督の部分を持ちつつもなお指定管理をしている村に対して様々な情報を上げたり指定管理上のいろいろな課題があったりする部分について情報提供する。もちろん社長を経由して村にやるという方法もありますけれども、なお、役場職員との日頃の顔つなぎという部分も含めてやっていただいていると認識しているところあります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 今私なりに整理すると株式会社関係としての運営、村の財産も含めていくと村長が大方の責任で、私の言うのは運営上の責任は駅長がいてこそ運営上の責任は役割は果たせるのではないかと思っているんです。だから、運営上の観点での駅長というのは今後どういう方向、位置づけにしていくのかも一度お伺いしておきます。

村長（杉岡 誠君） 運営という言葉の使い方が私の使い方と違うのであればご指摘いただきたいと思いますが、会社の運営というのはあくまで経営陣、取締役が行っているものであって、その具体的な部分について例えば駅長であったり副駅長であったり課長であったり、様々な役職者を置くことによって運用しているものでありますので、駅長が何か全てをやっているかのごとく思われているとすると、それは例えば役場組織とかほかの会社組織と比べていただいてもそういうことではほとんどの場合ないだろうと思うところです。

なお、駅長の人事に関しては担当課長から再三説明を申し上げますけれども、経営陣の中で適正に判断をして今後考えていくものであろうと認識しているところあります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 5月以降やってみたけれども、駅長らしき立場の人は要らないという判

断で十分前向きな運営そのものはできるという答弁だと伺っていいですか。

村長（杉岡 誠君） もう1つ正させていただきたいと思いますが、駅長という会社の中での役職者の人事に関して、飯舘村という組織が口を出せるものではないということをご1点申し上げておきたいと思っております。様々な会社組織、たまたま指定管理であって、あるいは飯舘村が出資をしている会社である三セクだということがあったとしても、会社は会社の独自経営権を持っておりまして、会社法上に基づく権利権限を持っていて責任も持っているということでもあります。ほかの会社のそういう人事に関して飯舘村で口出しをするということは基本的にございませんで、してはいけない部分でありますので、経営の中で適切に判断されるものとそういう認識でいるという村側の判断をお示ししているところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） ほとんど兼任されていたらどう理解したらいいのかよく分かりませんが、駅長には駅長の役割責任というのがあってうまくいくのではないかと素人判断で思うんですけども、置かなくてもうまくいくのであれば置かなくてずっといこうという趣旨なのか。兼任することが一番いいベターな運営の在り方なのか。村長自身今の時点ではどう思っていますか。

村長（杉岡 誠君） 駅長が置かれるべきかどうかは会社側の判断と私申し上げました。会社には取締役会という組織がありますので、例えば私が社長を務めておりますけれども、私の独断で全てをやっているわけではございませんで、全ての部分については取締役会にすべからずおかけをしながら、あるいは経営会議というものがありますけれども、株主を含めてのそういう会議の中での部分を村としても報告を受けているということでもありますので、今後もそういう報告を村としては受ける立場でありますし、会社の経営の判断の中で人員については適切な判断、措置があるだろうと認識するところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 平行線なのでやめますけれども、次に移ります。

高齢者支援居住者支援のために地域見回りの取組されてきました。社協やみやぎ生協のコープふくしま、郵便局、いちいなどとの関係もあって大分助かっている声も聞きますし、相互の連携はどうかという心配の声もあるんですけども、この見回りに取り組んでいらっしゃる方々同士の何か相互の連携したものはあるのかどうか。令和4年度にやられた中でいろいろなことで何か問題なり、やったことでの危なかった人を助かったとか、そういう事例などありましたらお伝え願います。

健康福祉課長（石井秀徳君） 見守りをしながら訪問販売等していただいております、いちいのとくし丸、それから最近ですとセブンイレブン、それから生協、それと以前からやっております郵便局員による配達時の見守りということでございます。業者同士の情報交換があるかという部分については、こちらで段取りしない限りはなかなか難しいかということで横のつながりの中での会議等はしていないと理解しているところであります。

あと、何か報告があったかという部分でございまして、今のところ訪問販売時の報告というのは受けてはおりません。郵便局の見守りについては直接本人とお話をされたり調子

はどうですかとか、最近外出していますかとか、親族と連絡取っていますかという聞き取りの中で、最近出て歩かなくなったという部分については、こちらの包括支援センターなり社協で再度確認をするようにということで、そういったことでは今までどおりやってよかったと思っています。

以上です。

委員（佐藤八郎君） せっかく思いが同じで地域見回りということでのつながりを持っていただいている団体があるわけですから、毎月ではなくても四半期に1回とかそれなりに懇談といえますか、より前向きに進めるのにはもっとこんな点とか、いろいろ話合いの場など持たれたほうがお互い役立つこともあるだろうし、お互い経験もいろいろな体験もあるだろうから十分役立つものになるのではないかと。村で段取りしない限りはそういう場はないと今課長からあったので、ぜひ段取りしてやるべきではないですか。何か相当予算的に相当時間的にどうか束縛あるんですか。

村長（杉岡 誠君） 村民のための見守りでありますので、見守りの成果をさらにブラッシュアップといいますか上げていくためのご提案かと思うところです。なお、事業者さんの中で特に訪問販売をいただいている事業者さんは、本来はこういう表現が正しいかどうか分かりませんが商売敵でありますので、そういったところを踏まえて、まずハブとなる役場で、担当課のほうで各事業者さんのこれまでの見守りの中で出てきた課題とかおっしゃるような、例えばこういうことだということをおっしゃる上で、おっしゃるような例えば協議の場が必要であれば協議ということも必要でしょうし、あるいは担当課のほうからそれぞれの情報共有ということでお出しすることで済むのであればそういうことをさせていただきたいと思っておりますので、いずれにしても見守りの部分がしっかりと全村的に成果が表れるように、あるいはこれ以降も高齢化の中でいろいろな見守りができるようにしっかりと努めてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 物売る部分では競争してもらっていいと思います。しかし、きちんと約束事をして地域見回りもお願いしているのですから、お願いしている組織団体業者との連携というのは知れば知るほど村に在住する方々にはありがたいんです。いろいろなことを早く分かたり曜日の変更とか計画も立てるし、常に誰かが訪問しているような状態にもなるし、お互い都合あるでしょうからその辺も窓口になって健康福祉課で毎日誰かがこの家には行けるような状態に組めたら一番ありがたいですけれども、そうならない部分もあるでしょうから、どこに空白があって1日半とか2日の空白あるのかとかそういうことも実態分かっているから、多分課長の頭で考えることは考えられると思うんですけれども、実際皆さんの合意を得た中でやっていくにはそれなりの場を設けなければ駄目ではないかと思うんですけれども、そういう部分ではどうでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 今までそういったことをしてきませんでしたので、セブンイレブンもスタートしたばかりでありますので、その辺も踏まえて担当課、それから各業者等と打合せをしながら、どういう形がいいのか検討させていただきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 替わりまして、地域防災計画、国土強靱化計画などの実効性ある施行に

努めた具体策はあるのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 地域防災計画に基づくというところで、自主防災組織です。それはまずは手始めに飯樋4区で進めようということで、協議はずっと進めてきたというところがあります。ただ、実際に立ち上がったまではいってはおりません。各行政区にも行政区長会などの機会を利用しながらそういったことは呼びかけておりますが、今後も引き続きそういった地域での進め方に意を用いてまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 防災計画書、強靱計画の文書見つからないので、私は昨日は見つからなかったのですが中身分かりませんけれども、令和4年度についてはどの程度まで実効性あるものになっているのか。今課長が言うに自主防災組織の立上げなんだと今飯樋4区がスタートしたのか。その他地域にもどんな機会を設けてどういう進め方したのか。どう今進捗中なのか。もう一度伺っておきます。

総務課長（村山宏行君） 繰り返しになりますが、まだ飯樋4区、立ち上がってはおりません。村でこういった形をお願いできないか、あるいはせつかく飯樋小学校防災センターということで整備をしましたのでそちらを利用しているいろいろな活動につなげていただきたいということでお話ししているというところがございます。ただ、繰り返しですが、まだ正式に立ち上がってはいないという状況であります。

それから、各行政区の部分であります。まずは地域の点検をしていただくというのが重要なのかと思っております。コロナ禍でなかなか皆さん集まる機会が少なかったというところもあります。ようやく地域づくり、各地区の磨き上げ、そちらの計画が進んできたというところで、その話合いの中で改めて地域の見直しを行っていただきながら、安全な地域、そちらの部分について考えていただければということになっております。

委員（佐藤八郎君） 震災前の危険区域なり防災に対するいつも災害になっている場所地域というのはあると思えますけれども、ただ、6年間なり8年間放置した村全体を見ると、その部分も変わったかどうか分かりませんが、雨が降ったり、台風の後を見る限りは同じような形で災害箇所は災害になっていると私なりに見た範囲では思っているんですけども、村として今総務課長言うには、これからきちんと点検し、上げてもらって、計画に従ったものにしていきたいという話ですけども、具体的にはいつ頃からどんなことで進めるのか。見通しを伺っておきます。

総務課長（村山宏行君） 村としては以前各地区のハザードマップ、こちらも作っております。これにつきましては各行政区からのヒアリングによりまして過去、山崩れが起きたとかそれから土砂崩れ、あとは冠水する場所、そういったところをピックアップしていただいて、それを地図に落とししたものであるというところでもありますので、行政区の経験則からの地図でございます。それを改めて確認いただきながら、自分の地域、住んでいる地域がどういった危険があるのか、そういったところを確認いただくための資料ということでございます。

どのようにつなげてきたかということですが、一例を挙げますと深谷地区です。これは大雨のたびに新田川があふれるというそういう状況がありましたので、村でも県に要望してようやく県の河川改修、拡幅になるというところで今計画が進んでいるところがございます。若干その下流部分で再度見直しが必要ということで保留になっている部分は

ございますが、じきにそちらの部分も改修されるものと思っております。

委員（佐藤八郎君） 何か深谷の部分多くてあれなんですけれども、今課長からあったように下のほうの問題があって測量まで終わったのか。地権者説明と測量、設計も終わっているのか。河川そのものはそれ以後地権者にも何も説明もないんですけれども、どうして遅れているのか分かりませんが、その辺はどこまで令和4年度なのかあれなんですけれども、どうなのでしょう。今後私も関係者なので聞かれたときに困るので。

建設課長（高橋栄二君） 聞いているところによりますと、大師堂から上流部の計画だったんですが、その下流部についての日流量、断面的に見直したほうがよさげだということで見直した結果、改修が必要だということを聞いてございます。それに向けての測量をして、そうすると大森堰から交流センターの下流の分までもう一回断面の見直しが恐らくされるといふことで、大師堂から上流部で計画していた断面も恐らく変わる形の断面で大森堰から交流センターの下流までの計画が再度見直しされるものと思われま。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 私出す際、今やっとなぜ伸びているのか分かったということでありまして、進めるときだけどんどん進むんですけれども、止まったときになぜ進まないのかが分からないで、これは村でやる仕事ではないのかもしれない。県でやる、知らせる義務があるのかもしれないけれども、関係者には説明をしたほうがいいのではないかと思うんですけれども。

建設課長（高橋栄二君） 全くご指摘のとおりでございます。建設事務所とも足並みをそろえてその辺取り組んでまいりたいと考えております。

委員長（高橋孝雄君） 次の方。

委員（渡邊 計君） 昨日に引き続き質問したいと思います。まずナンバー4の12ページ13ページに村税のことが載っておりますが、追加資料の70ページ、これに一覧表みたいな形で出しているんですが、滞納とか未納を見ますと実人数より延べ人数、延べ件数これが物すごく多い、大体5倍ぐらいになっているのがほとんどであるということは、滞納している人というのはずっと同じ人がほとんど滞納している状況であるのか、その滞納が始まったのはいつ頃が一番古いので、いつ頃から滞納し始まっているのかお伺いします。

住民課長（志賀春美君） お時間いただきまして、調べてお答えいたします。

委員（渡邊 計君） この滞納に関しては私議員になってからずっといろいろ質問しているわけですが、震災前からのと震災後ののが分かれば一番ありがたいんですが、昨日横山委員からもありましたが、滞納がずっといってその人が亡くなったりその人の相続の人がいなくなったりした場合に、結局最後は不納欠損額になるわけなんですけれども、こういう書類を見た目からいくと不納欠損額になっても滞納ゼロになったほうがいいんですけれども、そうなるかと借り得というか、払わないでいた人が得になるとなってしまうんですけれども、そういうところで昨日横山委員からの質問に対しても徴収に関して全庁挙げて対応していきたいというお答えをいただいているわけでありまして、滞納について収納対策についても書いてありますが、今後これまでと別な方法で何かやっていくという考えはあるのかなのかお伺いします。

住民課長（志賀春美君） 今年度につきましてはまだ滞納者対策会議を開催しておりませんので、まずは滞納者対策会議を開催して、その中で庁内の議論を深めていくということにしたいと思います。別な会議とか別な体制というのは、またその中で検討していきたいと考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 今年度まだ開催していないということですが、これは決算が出ないと分からないということが寄与しているのか分かりませんが、滞納ずっとたまって来ているんです。果たして年に2回ぐらいの会議でいいのか。本来であればもっと回数を重ねて、一番最初は督促状というのが行くんだと思いますけれども、そういう関係で支払わない人に短期間で徹底的にやらないといつまでも同じだと思えます。村内の村民からものぐらいあるんだと聞かれることもありますけれども、なぜ東電の賠償あるときもらわなかったんだ。もう10年も20年も過ぎたらみんな金使ってなくなるという話も伺っていますが、その辺は法律的なもので賠償を差し押さえてその中から払うということも法律的にいかがなものかというものもあるんでしょうが、今最後になるかどうか今回280万円という賠償追加が来ているわけですが、その辺から何とか差し押さえるというわけではありませんが、その辺を何とか利用してもっと強く請求するような形はできないのかお伺いいたします。

住民課長（志賀春美君） 賠償金をそのまま税金にというわけにはいかないところなんですけれども、東電に滞納者の方の賠償がどうなっているのかということを確認をして、そちらで賠償金が入ることになると私どもで対象者の方にご連絡を差し上げて幾らかお願いできないかということはこれまでもやっておりますし、追加賠償、最後の賠償になるということなので、その辺のところは預金等々を確認しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

#### ◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 暫時休議します。再開は14時15分からです。

（午後2時00分）

#### ◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後2時15分）

住民課長（志賀春美君） 先ほどの渡邊委員のご質問についてお答えいたします。追加資料の70ページの実人数と延べ件数についてであります。人数につきましてはこちらは同じ滞納者の方で、延べ人数というのは年度と期別を合わせると延べ人数になるということで、例えば固定資産税だと4期ありますので4期掛ける60人だとすると240ということなんです。納入されたのを引くと滞納している延べ件数、193件ということなので若干は納入はされているのかと思います。

先ほど質問ありました一番古い滞納というのは平成14年度からの分がまだ残っておりまして、震災前はどうかと伺いますと、平成22年度は滞納分が1億8,900万円ほどあ

りました。資料の一番下の部分を見ていただきますと滞納分が1,091万9,000円ぐらいになっておりますので、震災前から比べれば滞納額、未納額はかなり少なくなっていると思っております。これからも法律に基づいて粛々と対応してまいりたいと考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 分かりました。ただ、毎年毎年こういう、ほとんど毎年変わらないようなものが出てくると何となく聞かなければいけないのかと思ってしまいます。

次に、同じナンバー4の19ページ、これも使用料の滞納になるわけですがけれども、13款1項5目の2節です。公営住宅使用料、これに関して収入未済額が53万9,300円という金額が出ておりますけれども、これに対してこの内容をお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 住宅使用料の滞納の分だと思えます。備考の欄に過年度分8万8,600円とございますが、こちらは過年度分で令和4年度に収入のあった金額ということになっております。滞納繰越53万9,300円につきましては、中身としましては5名の方の繰越しということになってございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） この5名の方で53万9,300円ということですが、これは震災前からということなのか。いつ頃が一番多い滞納があるのかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 震災の前のもとなってございます。

委員（渡邊 計君） これも村税と同じで、いろいろな形で少しでも減らしていかなければいけないだろうと思いますが、今後役場庁内も異動などがあると、皆さん二、三年で異動してしまうわけですから、そうすると異動した時点で分からなくなることもある。そういうことのないように継続してしっかり収入を増やしていただきたいと思うところであります。

次に115ページ、たしか前年あたりからか、草刈りの県道村道とかそういう草刈りが住民参加型ということで予算が下りてきて、大分参加する行政区も多いということになってきているわけですが、ただ、この中で村道、1級から5級、そのほかに農免道路というんですか、それと林道というのがあって、一般の村民の中にはあそこ農道のはずなただけでも途中で草刈り止まっているとかどうなっているの、全然刈っていない部分もあると聞かれているわけですが、草刈りの範囲というのが私などもどこまで刈るのか、村内の道路全て刈るのかというのが分からないので、その辺がどうなっているのかご説明伺います。

建設課長（高橋栄二君） ご指摘のとおり、村道、農道、林道ということでそれぞれございまして、村道は村道として管理しております。農林道につきましても管理をしておるんですが、令和4年度分につきましては林道、農道に関してですけれども、その点検業務だったり維持管理の分の中で若干草刈りの部分も入ってはおります。ただ、それが全線刈れる分の措置をしているかという点、そうではなかったという点がございまして。その反省を踏まえて今年度から、令和5年度と令和6年度から令和7年度にかけて全線刈れるようなことで復興庁とも協議を今現在進めているところでございます。

以上でございます。

委員（渡邊 計君） 全ての道路が刈っていただければありがたいんですが、今検討中、復興庁と打合せ中ということで、もし全線刈れなかった場合にその担当の行政区、そこには図

面としてここからこの間に対応にならないですというものを出示してもらわないと、地域で草刈りなどやった場合に何であそこ刈ってくれないんだと、一番最初に議員さんどうなっているんだと来るものですから、そういうところでもしそういうのが当初予算で分かった場合は、この間は刈れないというところを、当該行政区に地図で一部ここここは刈れませんというものを示していただければありがたい、分かりやすいと思うのでその点を今後の対応よろしくお願ひしたい。

それと121ページ、ここには村営住宅等の草刈り業務ということで136万7,335円上がっておるんですが、委託料でどこに委託されているのかお伺ひします。

建設課長（高橋栄二君） 委託しているのは濱田建設さんとか英工務店さんとかです。あと飯野町団地ですと大藤造園さんをお願いをしているようです。

委員（渡邊 計君） 村内の土木建築業さんに委託されている。ただ、これも範囲になるんですが、私度々言われるのは草野の大谷地の住宅なんですけれども、河川との間にフェンスがあるんですが、フェンスから内側は刈ってくれるんだけどフェンスから外の僅か1.2メートルぐらいですか、その部分を全然刈ってもらえないということで、そこから虫が来る。刈ってもらえればということをお伺ひしているわけなんです、以前は地域での河川の草刈り奉仕事業とかそういう形で河川刈っていたんですが、今はそこまで回っていないのか。あと、別な範囲で河川の草刈り事業にも地域でとかに金出ているんですが、あそこはマタタ川は入っていないんです。ということになると、田んぼの土手は田んぼ持っている人がある程度やるんでしょうけれども、あそこの住宅に関してはどうなのか。草刈り機持っていればあそこ1.2メートルで30メートル40メートルですからあつという間に刈れるんですが、あそこの住宅に入っている人は草刈り機持っていない人みたいなので、その辺の範囲としてそういう敷地内からちょっと出た範囲の草をどういう捉え方、絶対刈らないというのか、それともあそこに住んでいる地域の人からあそこもちょっと刈ってくれないかということで刈れるような対応を取れるのかどうか、そこをお伺ひします。

建設課長（高橋栄二君） ご指摘のとおり、あそこはマタタ川ということで県管理の河川になっているという状況でございますので、村管理の部分の河川については草刈りをしておりますが、県管理だということとそこが対象になっていないというのが現状かと思ひます。柵の外でありますとのりも急だということもありますので、危険な作業ということも出てきたりするのことも思ひます。現実的にそこがこの業務で刈っていいものかどうかという部分もありますので、その辺は事情をお聞きしたということで現場なども確認したいと思ひます。

以上でございます。

委員（渡邊 計君） たしか私この草刈り、河川のところはこれで2度目の話聞いているのかと思ひんですが、全然対応されていないということで、ぜひあそこ、30メートルか50メートルぐらいですか、あの距離の間が。あそこの住宅入っている人からの要望もありますので、ぜひ対応していただきたいと思ひます。

次、ナンバー7で質問いたします。ナンバー7、13ページ、2款1項6目の中で昨日も説明ありましたがふるさとを楽しむわくわくするような事業支援ということで、この中で



今年で3回目になりますか、3年目ですか、スーパーカーを持ってきてあそこで展示して人を集めている。主催している人は交流人口を増やしたいんだと。それで最初の年は実費でやったらいいんですが、毎年実費も大変だということで、村にいろいろ何か支援できないかということで今年その中で33万9,000円ほど上がっているわけですが、会場に来た地元飯館の人などは村祭りより人集まっているのではないかと、村で何やっているんだ、もっと何とかならないのか、支援してやれとかそういう声が聞こえてくるわけなんです、今年などは去年と違ってバイク、スーパーバイクのようなすごいバイクも来ていて、地元の飯館出身の方も参加していたりしているわけですが、私から言いますと村もこれだけ人集まってくれるなら協賛の形で今後やっていけないかと私は思うんですが、その辺はいかがでしょう。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどありましたふるさとを楽しみわくわくするような事業を支援する、ふるさとの担い手わくわく補助金ということで動いている事業であります。この事業はほかの補助事業等でなかなか事業採択にならないようなものについて、村民が主体になって村の交流イベントなりそういった村の活性化、わくわくするような事業、そういうのを取り組むものについて補助しましょうという事業で取り組んでいただいたスポーツカーのイベントでございました。協賛ということの話であります、基本的に今ほど説明しましたように村民が主体になって動く、自分たちの手で作り上げるそういった事業の補助事業ということでこの事業で動いてもらった部分でありますので、にぎわいが夏祭り以上のにぎわいがあったのではないかと話、参加された方もそのような感覚を持った方もいらっしゃるぐらい本当ににぎわった事業だったという理解はしているところでありますが、これからも村民主体になってこういった事業展開、どんどん広げていただきたいという思いであります。

以上です。

委員（渡邊 計君） これを主催している人はふるさとを楽しみわくわくするようなこれからの支援を、補助を受けていますけれども、そもそも村に恩返しをしたい、そして村の中で交流人口を増やしたい、もっと飯館のことを知ってもらいたいということで始めたわけで、本人は交流人口もっと増やして飯館知ってもらいたいんだ。それで自分のつながりの中でスーパーカー持ってきて、そうすると子供たちも結構村外から来て一緒に写真撮ったりいろいろして喜んでいるわけで、もし今後とも補助だけでいくんだったら交流人口の事業から補助は出せないのか。交流人口増やしたいと本人が言ってやっているわけですので、その辺は今後検討に値するのかわからないのかお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この事業、今ほど申し上げたふるさとの担い手わくわく補助金という事業で行っていただいたものであります。交流事業のそういったほかの補助事業と採択になるような内容でしっかりとした計画であれば、そういったものも考えられるのかと思っておりますので、村としてもできるだけ単費の補助金ではなくそういった国県対応のような補助制度、そういったものを使って実施していただけるのであればなおありがたいという部分であります、まず事業の内容とかそういったものについてなかなか補助採択になるような計画まで至らないのであれば、また同じように村の単独補助でありま

す担い手わくわく補助ということになるのかと思っております。ぜひ、そういった国県補助に該当するようなそういった事業展開を望みたいところでありますが、事業の内容によってはこういった補助で村としては対応せざるを得ないという状況であります。

以上です。

委員（渡邊 計君） 私も見に行ったんですが、その場所でたまたま村長と会うことがあったということで、村長もあの場所は今回見ているわけですが、村長の率直な感想をお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 私毎年度顔出させていただいて、短時間ではありますけれども全体的に拝見させていただいているところです。私の感想ということですが、例えば村が主催するものになりますと村民の方が中心になりながらという部分がありますし、一定程度年代層も定まってくるのかと思いましたがけれども、この間のスーパーカーイベントに関しては世代の幅が非常に広いということと、村外の方々の中でそういう車、あるいはバイク等に興味を持つ方という方々が非常に多かつたし、あるいは映像を撮る方も非常に多かつたと思いますので、おっしゃるとおり違つた、村がやるイベントとはまた違つた形の皆様のニーズに合ったイベントになっていたのではないかということを感じたところであります。

以上であります。

委員（渡邊 計君） 村長ともお話しして、あそこに集まっている車の金額を考えると震災前の村の当初予算と同じぐらいの金額の車が集まっているのではないかと、そんな話村長ともしましたけれども、そういうことで皆さんがスーパーカー持っている人が協力してくれているので、村としてももっと協力体制を取るべきかと思っておりますので、今後の検討としていただければと思います。

次、27ページの4款1項3目の18節です。そこに火葬業務委託事業ということで南相馬市への火葬業務委託ということで137万7,000円ほど出ておりますけれども、令和4年度実績は40件ということになっているんですが、たまたまなんでしょうが令和3年も40件なんです。何か数だけ合わせているのかという感じになっているんですが、その辺はたまたま偶然だったのかどうかお伺いします。

住民課長（志賀春美君） 令和3年度と令和4年度は偶然に同じ40件という件数になっております。

以上です。

委員（渡邊 計君） それで、南相馬市には斎場負担金として137万7,000円を払っているということで、飯舘の人があそこで火葬する場合は1万5,000円ぐらい、そのぐらいで火葬していただけるんですが、今この二地域居住が認められている中で特に多いのが福島だと思うんですが、あそこで火葬すると何も補助もないので6万円取られる、かかるということですが、まだ二地域居住が駄目になつたわけではなく、同じくほかのいろいろな補助でも原町地区だけではなく何らかの補助は意外と均等に出ている中で、火葬場の補助が福島、特に多いのは福島、伊達とか川俣もあります。そちらは本当に件数少ないと思うんですが、そちらの福島のほうに出ていないというのは片手落ちかと思うんですが、今後この火葬に関して福島方面に避難している人にも出す考えはあるのかないのかお伺いします。

住民課長（志賀春美君） 原町斎場には村が維持費分を負担をしているため、安く使用することが現在できておりますが、福島市など避難しているところに関しましては、村が負担金をお支払いしているわけではないので、一般の住民の方と住民票を持っていない方ではかなり差があるとは思っております。ただ、南相馬市等お願いしている部分でありますので、別の市町村に避難しているからといってそちらに負担金を出すということは考えておりません。村としましては葬祭費も出しておりますので、5万円も出ておりますので、火葬の使用に対する差額の助成等の支援は現在のところ考えておりません。

以上です。

委員（渡邊 計君） 今葬祭費が出ているというお話ですけれども、これは全部に出ているんですよね。原町以外に中通りの人だけ葬祭費補助出ているなら平等になってくるかと思うんですが、原町の人にも出ている。福島、伊達とかに負担金というところある程度数使えば負担金を払ったほうが安いのか、でも、利用者が少なくなれば負担金だとそちらのほうが高くなるので、火葬した証明書があればそれを持ってきてくれば原町の斎場を使った場合と同じ程度のパーセントの補助をすとか、そういうことは可能だと思うんです。負担金ではなくそういう形を取ることは可能だと思うんですけれども、取りあえず原町で負担金がない場合は幾ら取られて、現状は負担金があるので幾らかかるのか。あと、福島の場合は一般的に幾らで、負担金というか補助を村で出した場合には幾らで火葬していただけるのか、金額をお伺いします。

住民課長（志賀春美君） 原町斎場につきましては住民票のある方は1万4,500円、住民票のないそれ以外の方は5万8,000円、福島市の斎場につきましては住民票のある方は1万円、それ以外の方は6万円の使用料がかかるとなっております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 今回原町斎場40件ということですが、ここ数年の飯舘村で年間亡くなる人が八十数名だと思うんです。平均的にそうすると半分以上の人は原町斎場を使っているということになるわけですが、片方に出て片方が高い。やり方はあると思うんですが、それは今後ぜひ検討していただいて、南相馬にいるから補助が出る、福島や伊達にいるから補助が出ないというのではなくできるだけ均等なことをやっていただきたい。

それと、この137万7,000円ですが、令和3年度より24万7,000円ほど上がっているんですが、この上がった内容はどうして上がったんでしょうか。

住民課長（志賀春美君） こちらの負担金は件数だけで算出されるのではなく、斎場の運営の指定管理料、あとは斎場の修繕料、そういうものを含めまして算出されるものですので、件数は同じですが指定管理料が令和3年度より増えておりますので、その分負担金の額が増えていくということでもあります。

以上です。

委員（渡邊 計君） 次に、28ページの真ん中辺にごみ袋の販売を商工会に委託ということになっているんですが、これは脇にある廃棄物処理手数料取扱業務の23万7,000円の予算額でよろしいのか。それとも別に予算が出ているのかお伺いします。

委員長（高橋孝雄君） 答弁はどなたですか。

住民課長（志賀春美君） こちらはごみ袋の販売を商工会に委託している部分の委託手数料となっております。決算としましては、横の23万6,450円という金額です。

委員（渡邊 計君） 令和3年の決算額より3万3,000円ほど高くなっているんですが、この高くなったのはどんな理由で高くなっているんでしょう。

住民課長（志賀春美君） ごみ袋の販売が増えたことと、あとは粗大ごみの搬入券、年に2回粗大ごみの受入れをやっておりますので、そちらの販売していただいている部分の手数料も含まれておりますので、粗大ごみの搬入も令和3年度より増えておりますので、その分増加になっております。

以上です。

委員（渡邊 計君） ごみ袋に関してですが、1枚幾らという値段が決まっているんですが、今後のことになりましたが今原町にごみの焼却お願いしているということがあるんですが、八木沢のすぐ近くに、小宮地区に住所的にはなるんですが、そこに中間処理場ができる計画が今あるわけで、例えばそれが稼働した場合に、この前村から説明来ていただいたときにその後で出た話なんですが、原町ではなく今度飯館で燃やすんだから原町に委託していた分の金額よりかなり安くなるのではないかと。だったらその分ごみ袋の値段下げられないのかという話を伺ったんですが、その辺のところは今後どのように検討されるのかお伺いします。

住民課長（志賀春美君） ごみ袋の金額につきましては、こちらの28ページ見ていただくと分かるように、かなりごみ処理に係る経費がかかっておりますので、そちらの部分が今後南相馬市ではなく民間の村内で処理ができればコストは下がるかとは思いますが、ごみ袋が極端に安くなるのは今のところは考えてございません。ただ、ごみ袋の材質とか大きさとかその分のところも含めまして、今後検討していきたいとは考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 去年1,500万円ほど、今年になって上がって2,800万円ほど南相馬市にお金を出してごみ焼却していただいているわけですが、今後、中間処理場が動いてその中でごみ燃やしてもらおう場合、幾らで委託するようになるのかもありますけれども、今南相馬に出している2,800万円ほどはかからないと思うんですが、そういうところをごみ袋代に少しでも回して少しでも安く販売していただけたらと思うわけですが、その辺ともう1つ伺うのは、ごみ袋は商工会に委託していますが、たしか前は北原ガソリンスタンドとかそういうところでも売っているというお話伺ったんですが、今現在販売している場所がどこなのかをお伺いいたします。

住民課長（志賀春美君） 村内では北原商店、荒木屋さん、道の駅で販売しております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 今お店が少ない、販売しているところが少ないのでそういうところになると思いますが、今後ハシドラッグが出店するとかしないとかという計画もありますし、村で頼んで移動販売をやってもらっているところもあります。そういうところでの販売が可能なのかどうかお伺いします。

住民課長（志賀春美君） 現在は村の商工会に入っている業者さんでのみの販売となっておりますので、民間の今度事業者さんが来るということであればそちらと今後協議しながら、販売がどのぐらいの金額でできるのかというところを協議していきたいと思います。

以上です。

委員（渡邊 計君） 移動販売に関しては買物する足がないとか、あるいは移動販売に来てくれるのでちょうど都合よくて買うという方が多いわけですが、そうなればそこでごみ袋も買えたら利用する人は便利なのではないかと思うので、その辺の検討を今後はぜひしていただきたいと思うところであります。

次に32ページ、大倉患者送迎バス運行事業ということで金額45万円ほど出ておりますが、ここに運行日数267日と書いてありますが、令和3年度もほぼ同じ日数で、ただ令和3年度には利用者延べ人数が9人書いてあったんですが、令和4年度においては利用者の延べ人数は何人だったのかお知らせください。

健康福祉課長（石井秀徳君） 延べ日数につきましては令和3年度と同日数の267日だったかということで報告を受けております。人数であります、11人ということでございます。

委員（渡邊 計君） 日数からすると利用者は少ないんですけども、どうしても人の生命とか健康に関わるので、ぜひ今後も継続していただければと思う事業であります。

取りあえず私からの質問は以上ですが、ぜひ今回のこの決算委員会の中で上がったいろいろな質問、それからこういうことを検討していただきたいということが上がったことに対して、ぜひ来年度予算に向けてしっかりと検討、そして組み入れられるものは組み入れていただければありがたいと思います。これで私の質問を終わります。

委員長（高橋孝雄君） それでは次の方。

委員（横山秀人君） 資料請求した件について質問をいたします。

36ページに人件費の増額要因についてということで、各年度ごとに人数、正職員との人数のご報告をいただきました。1つずつ確認していきたいんですけども、正職員がだんだん3か年で4人減っているという中で、超勤というのは実際横ばいとか増えているとか減っているとかどういう状況でありましたでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 超過勤務であります、今手元には資料ないんですが、基本的にはそう増えているということではございません。ほぼ横ばいと認識をしております。

委員（横山秀人君） これを聞いた理由に予算執行率のところ88.7%という執行率があったんですけども、これは様々な理由があると思いますが、職員の中で休職している方もいらっしゃるということでお聞きしたんですけども、令和4年、令和5年と現在休職している方というのは何人いらっしゃるのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 現在ですと病休が1名、あとは育児休暇ということで1名という状況です。

委員（横山秀人君） 病休と育休ということがありましたけれども、よく人が足りない、職員が足りないということをお聞きします。そして病休もあるということで気になったところがナンバー4の資料の中でメンタルヘルスの、ナンバー4の53ページ、職員に対してのメンタルヘルス研修講師講習会なんでありまして、実際予算額は99万6,000円のメンタルヘ

ルスに対しての対策費ということで予算取っているんですが、実際令和4年度の決算は2万2,596円という実績であります。職員に対してのメンタルヘルス対策、また健康対策、それは今現在どのような形で行っているのかお聞きします。

総務課長（村山宏行君） 職員の健康管理ということで、基本的にメンタルヘルスの部分は職員安全衛生委員会というのをつくってございまして、その中で執務環境、それからメンタルの問題、そちらの部分について把握を努めながら行っております。研修の部分であります。昨年度は講師が費用をそんなに講師謝礼要らないということで申出いただきまして少なかったわけです。今年度につきましては集中して行わなければならないということでメンタルヘルス、それからハラスメント研修、そういったことも組み入れて行っております。どうしてもコロナ禍ということで職員間の会話、それから交流もコミュニケーションが図りづらかったというところで反省をしております、その部分も含めながら対応してまいりたいと考えております。

委員（横山秀人君） これだけの資料請求して何を言うんだとあれかもしれませんけれども、職員の勤務体制、あとメンタルヘルスへのフォローという形、職員が働きやすい、職員あってこそこういう事業ができるということでぜひ環境を整えていただければと思います。

続きまして37ページ、公会計財務諸表作成支援業務の成果品ということで今回頂きましたけれども、これについての目的とメリットと村民への周知方法についてお伺いします。

総務課長（村山宏行君） 公会計財務調書類ということでもありますけれども、こちらは総務省から平成27年に自治体の会計について、将来的には複式簿記を踏まえた長期的な見通しが分かるような指標に変えなさいという指示が出ております。ご存じのように、村は今現金主義の会計でございます。単年度で現金を重視した会計、これでありまして村がストックしている公共施設でありますとか長期的に持っている財産、そういったところがなかなか分かりづらいということがあって、今回このような帳票が求められたというところで、その支援業務ということで行ったものでございます。メリットであります。将来的には複式簿記ということになります。固定資産台帳です、まずは、村の財産がどのようにやるのか、これをもってストックとフローの情報が明確になる。また、固定資産の台帳を基にして更新時期、あるいは改修時期、そういったものがどのぐらい先になるのか。それに基づいて財政的にどのように組んでいけばいいか、その指標になるというところで示されているものでございます。あくまでもこちらについては内部の、村の財政状況を職員が分かりやすくなるためというところで示しているものでございますので、今のところこれを公表する予定がございません。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。分かりやすい説明、ありがとうございます。

続きまして41ページについては先ほどの第三セクターと関連して質問したんですが、こちらについては見るからに村長の役割が理事長なり社長なりということでも大変な業務なのかなと思っております。災害時とかそういう有事の際、こちらの代表を行いなながら村の村長で行うということ自体が大丈夫なのかと不安もありますので、こちらについてはこの資料を見てそう感じたということで終わります。

続きまして42、43ページ、こちらについてはふるさと納税の返礼品と寄附金の内容、ふるさと納税の返礼品の中で飯舘村産品が何割あるのかという形の一覧であります。こちらについて質問いたします。現在43ページのところでいきますと村の返礼品が268個、村以外の返礼品が236個、約半々なんでありましたが、飯舘村の品数も19ということでだんだん増えてきました。村だけにする予定というのはありますでしょうか。これを見る限り、寄附金でせつかく村に払ったのにその寄附金の幾らかが村外の業者さんに流れていっている状況であります。これを村100%とするその計画をお聞きします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどありましたふるさと納税返礼品を全て村関連のものにできないかというお話であります。前に佐藤健太委員からもご質問あって、その際に戦略的にその目標なりを立てながら進めるべきだというご意見もいただいたところでありますが、なかなか震災以降、村の産品、震災以降はまず出すことができなかった。それが徐々に帰村なりに伴ってそれぞれ村内で生産者が工夫を凝らしながら村産品を移ってきていただいたということで、徐々に品数も増えてきた中であります。震災以前のような状況にはまだまだ戻っていないということで、村内での村のものだけの限定品での返礼品ということであるとなかなかふるさと納税も集まってこないという部分もあるのかとまだまだ思っているところであります。今のところはそういった工夫しながら、また、国からもできるだけ村のものに関わったもので返礼品はということのご指導もある中で苦労しながらほかのものも使ってきたという経過もありますが、そういったことも全体的な部分を見まして今のところはまだまだ村以外の産品、返礼品を活用する必要があるのかと思っているところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。42ページの中で計算してみますと960万円ほどの寄附があった際に164万1,000円は業者さん、途中の手数料で約17%が消えてしまうという状況であります。これを一般寄附やいいたてつ子未来基金とかというところに出すと、村単独の返礼品の詰め合わせとかそういう形でふるさと納税を通さないで直接村に寄附をする流れ、そして村から村の特産品を出す流れとか寄附金の考え方も変えていかないといけない時期なのかと思っておりますが、いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 村に対する直接寄附採納に対する返礼の仕方があるのではないかとのご指摘かと思いますが、今のところは私の直筆でサインをしておりますが、お礼状という形を送らせていただいております。ふるさと納税という制度そのものはそういう直接寄附採納という形ではない方についても広く自治体を知っていただいて、その産品なりあるいはサービスなりそういったものの還元ということを含めてふるさと納税を推進しましょうという制度だと思っておりますので、ふるさと納税はふるさと納税でしっかり努めながら、あるいは直接村に寄附採納いただく方についてはお礼状だけという形で今までやってきていますが、少し何かの方策があるのではないかとすることは実は内々には協議をさせていただいたり検討させていただいているということはお伝え申し上げたいと思います。

それから返礼品の件です。この表を見ていただいておりますが、私が村政を担わせていただいてから村の産品をとにかく中心に置きながらという指示をして、今や

つと村関係の品数が19までになったということで、避難指示解除のときは1品しかなかったわけですね。それが19までになったということでもありますし、今例えばまごころのところは商品開発のためにたくさんの方に使っていただいて、この間あぶくまフェアについてもそういったものがたくさん実は出たということがありますので、村の中での産品を作っていく、お試して作っていくという環境も実は村は整えながらきていますので、そういった中でこれから産品を増やしていくということでこの村関係の品数をさらに増やしていきたいと考えているところであります。

以上であります。

委員（横山秀人君） 一般寄附に関してとても前向きな感想をありがとうございます。

続きまして44、45ページ、こちらについてはいいたて魅力向上発信事業についての詳細な事業成果の資料であります。本当に分かりやすくありがとうございます。これだけの風評対策、インスタ、SNSを見てくださっている方が増えているということですのでごく分かりやすい成果というか成果の報告であります。もう1点、何回見たとかというのと、例えばこれを購入動機として飯館産品のものが売れたとかそういう形の成果も今後取っていくとよりいい視点、評価になるのかと思いますので、これは今度検討いただければと思います。

また、45ページの一番下の段に販路開拓とテスト販売ということであぶくまもちシュウマイとか牛ころもちとかありますけれども、これも先ほど村長がおっしゃったとおりふるさと納税の産品にうまく流れていけばいいと思っております。これはこちらの質問なしで感想だけ述べて終わります。

続きまして46ページ、47ページについては先ほど終わったかのご説明を受けました。

続きまして48ページは、地域おこし協力隊の活動についてであります。こちらに5名の方が飯館村に住所を置いてそして飯館村で様々な活動をされている。本当に村の宝と思っております。今後この卒業後について卒業された方が3人、今年度で1人卒業、4人になるんですが、どのような継続的な支援を、ごめんなさい。その前にまず協力隊で来ていただいたことによる飯館村にとっての成果と、あと卒業後どのような形で村は継続的に支援していきたいか、この2点について伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 48ページの地域おこし協力隊の中で、上の3名については卒業された方でございます。この3名について、それぞれ地域に深く根差した活動をしていただいていると思っております。例えば行政区の中の各種イベントにも出ていただいたり、移住・定住・交流のツアーとかそういった部分についても協力をしていただきながら村のことをもっと情報発信、引き続き情報発信をしていただくという役割も担っていただいているところであります。それぞれの活動の内容を常に村も確認というか報告、あるいは問いかけをしながら状況を把握していきたいと思っておりますし、今後も交流人口なりそういった部分について引き続きご協力いただきながら、また支援できる部分については支援しながらという考えは継続的に持ちながら進めてまいりたいと思っております。

委員（横山秀人君） 続きまして49ページ、こちらについては交流・移住・定住等の活動内容



について詳細に成果を書いているわけですが、移住者が16名いたというのを私初めて見た聞いた気がするんです。ですので、昨年7月から今年の3月までこの移住相談窓口を開設した結果、16名もの移住者の方がいらっしまったということですので素晴らしい成果かと思っております。ただ、③番のパンフレットの作成については完成したのが年度末の3月であります。つまり、その期間は配っていなかったこととなります。ですので、ここはあれなんですけれども、この16名の方、移住相談窓口で入った方の飯舘村にとっての感想とかどうして飯舘村に来たんだとかそういうのが分かれば感想をお聞かせください。また、パンフレットがどうしてもできなかったのか、その理由を教えてください。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 移住者16名についての感想なりそういった部分については、移住される時のアンケート等を取った部分もあるかと思うので、ちょうど確認はしたいと思いますが、今ほど手元にはないわけでありまして。感想、できれば移住する際、そういったものがあつたかとは思いますが、後ほど確認したいと思っております。500部作成、確かに委員のご指摘のとおり完成が遅くて年度内の活用する期間は短かつたということでもあります。中のパンフレット作成について特に移住者等の活動の内容の部分の紹介とかそういったものもふんだんに取り入れたいという部分もあつたり、地域の活動等村のいいところの掘り起こし、そういった部分で時間を要してしまったということでもあります。年度内作成したもの、今後活用、移住者の移住・定住・交流に向けて活用させていただきたいと思っております。

委員(横山秀人君) そのページの2番、移住・定住促進ツアーについては結果として約800万円の事業費だつたと思うんですけれども、合計約20名の参加ということでもあります。この20名の参加者からの成果というか感想をお聞かせください。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) これについても今は手持ちではここに用意してございませんので、移住ツアーについて全てアンケート調査はしております、村への感想は聞いています。概要の部分、確認してお伝えできる部分についてはお伝えしたいと思っております。お時間をいただければと思います。

委員(横山秀人君) 続きまして、そのページの3番、空き家・空き地バンク登録ということで、この中に実際登録が7件あつたということで成果があつたのかと思っております。②の空き家活用提案等ということで、中間支援組織による空き家活用手法の導入ということであるんですが、どのような内容なんでしょうか。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 提案等いただきながら進めてきたということで認識しているところでもあります。詳細については確認させていただきたいと思っております。

委員(横山秀人君) 続いて50ページ、移住定住支援事業補助金ということで家賃補助が11件あつて、住宅購入者が2件あつた。100万円、200万円の支援があつたという形で、これだけ支援をしているということなんですけれども、一般質問でも質問しましたけれどもホームページが全く機能していない。移住・定住・交流の更新日が結構1年前2年前になっております。村外からいらっしゃる方だと思っておりますので、そうしますとホームページを見る流れが多いのかと。そういったときにこのような実績があるんだというのはここは積極的にPRすべきところだと思います。ですので、これについてはホームページへのPRとい

うことをお願いしたいということで終わります。

続きまして51ページ、こちらは杉岡村長が積極的に飯館村で新しいことを起こしてほしいということでスタートしたスタートアップ補助金の活用一覧ということであります。8件で500万円もの助成金があるということであります。こちらを利用した方の感想、それが成果になるのかと思いますし、実際これを受けて今どのような状況なのか。その内容をお願いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） スタートアップ補助金活用について、そういった意見なりアンケート等取っていたかどうかも含めて確認させていただければと思っております。

#### ◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 暫時休議します。再開は15時30分です。

（午後3時14分）

#### ◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後3時30分）

委員（横山秀人君） 引き続き質問いたします。

52ページ、これは追加資料の52ページであります。地域おこし協力隊起業支援補助内容ということで各100万円ずつありますが、こちらの成果をお願いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 成果書52ページ、地域おこし協力隊起業支援補助の内容であります。ここにありますように、1名の方については大倉地区での民泊事業を開始することができている。2人目については村の木材を活用した加工品の通信販売事業を展開することができているということであります。

委員（横山秀人君） 浜通りの団体ですと3か年続けて起業支援を初めから考えてするという団体があります。そこに飯館村の方も応募してという形を見ているんですけども、これは単年、1回だけで終わりだと思えるんですけども、今後様々な市町村、ほかの団体も含めて1年だけでいいのか。それとも複数年も支援する、勢いをつけて頑張ってもらおうという形でやったほうがいいのか。それについてはぜひ検討いただきたいと思えます。回答は結構です。

続きまして53ページ、みがきあげよう！ふるさと補助金についてであります。第5次総合計画の地区別計画のときは期限があって10年以内に使いなさい、そして進捗率がこうです、コミ担の人、区長さんのほうのお尻を叩いて何とか早くやってもらおうよという形であったんですけども、これはそのときの補助金と内容は同じでいいんでしょうか。それとも後ろが決まっていない補助金になりますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 実施最長年度何年間ということで決めて動いている事業であります。最後の年度が何年度までかというのは確認させていただければと思えます。

先ほどご質問ありました部分であります。追加資料の49ページの交流・移住・定住等促進支援業務の中の移住者16名、どのような感想を持っているかということであります。移住者の中で特に教育が充実しているということでありがたいという部分と、自然環境が素晴らしいということでそういったものを求めて来た方ではありますが、そういった感想を

持たれている方がいるということでもあります。

次に、移住・定住促進ツアーの部分であります。これについては事業実施の最後のアンケートの中では少人数のツアーを組んでいただいてより内容を深くお互いに地域の方も含めお話を丁寧に聞くことができ大変よかったということ、また、体験型の交流イベントという内容で組んでいただいて大変よかったという話、また、視察先、そこについても充実した内容だったということで好評を得たところでもあります。ツアー後のコンタクトも4名ずつで、その後、村に興味を持っていただいて直接移住窓口に問合せ等もあったところでもあります。

それから、3点目の空き家・空き地バンクの②の空き家活用の提案等ということでもあります。これは委託しました業者、年度内登録候補物件を村内全域を分けて調査して、台帳強化を含めて空き家の登録を進めてきたわけではありますが、なかなか苦慮したという部分、それを踏まえて②の提案ということで中間支援組織、いわゆる仲介役を設けて、例えば行政区内に区長さんに全てお願いするのは大変でありますので、行政区内でそういった情報がたけている方を置いていただいて、その方に常に情報をいただくような組織とかそういったものが必要なのではないかとということで提案をいただいたという内容であります。

失礼しました。先ほどのみがきあげよう！ふるさと補助金、追加資料の53ページの年度であります。これは5年間ということで令和3年度から令和7年度までで実施する内容になっております。

説明漏れました。先ほど質問あった追加資料51ページのスタートアップ補助金の活用の部分での感想であります。それぞれ職種ありますが、1番の飲食業については事業、お店を持つことができ事業が成功しているということで大変ありがたかったという話をいただいております。また、4番目の方、それから8番目の方それぞれ事業を展開して今軌道に乗ってきているという状況で、とてもありがたい補助事業であったということでお声をいただいているところでもあります。

以上です。

委員（横山秀人君） 回答、ありがとうございます。先ほど49ページの空き家活用の提案ということで令和4年度の提案であったわけですが、これは令和5年度には実行に至っているということでもよろしいのか確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 令和5年度については引き続き空き家・空き地バンク登録事業ということで進めておりますが、どう進めたらいいか検討する会議等を設けながら進めようということで今行っているところでもあります。令和4年度の提案いただいた内容についてもぜひ必要なのではないかと部分含めて今検討して、これから実施に向けて進めているところです。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。先ほどの53ページ、各行政区でのふるさと補助金であります。最後の年度が決まっているということで、これは1行政区の金額も決まっていますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） これについては行政区の人数とかそういった部分も含めて

それぞれの行政区で全体的な額は決まっている中で、それぞれ行政区ごとに年次計画を立てながら進めていただいている事業になっております。

委員（横山秀人君） そうしますと、枠は関係なくぜひ令和7年度まで毎年なので行ってくださいということの認識でよろしいわけですね。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 各行政区ごとの上限額、使える補助の上限額があるのかということではありますが、上限額はある。その中で各行政区がどの年度でどのぐらい使って事業展開するかというのを決めて、年次計画を立てていただきながらその年度に合った予算を組んで実行してもらっている。

委員（横山秀人君） 申し訳ございませんでした。分かりました。

続いて54ページ、まていな心の復興事業ということでこちらは村民の団体が交流事業を行うソフト事業だと思えますが、この資料の5ページを見ますと1,200万円の復興事業ということで被災者支援総合交付金ということで1,200万円の交付、この事業に対して1,200万円の交付が来ている。その中で900万円弱ということでありまして、300万円が使えずに返還という形になるのか。その確認いたします。

総務課長（村山宏行君） まていな心の復興事業でありますけれども、ソフト事業ということがございましてコロナ等で実施できなかったというところで報告も上がっております。ご指摘のように次年度、ですから今年度精算ということで余った分については国にお返しするという事になってございます。

委員（横山秀人君） 1つ提案としましては、各団体、今回6あったわけですが、各団体の横のつながりというのは実はないです。例えば横のつながりからプラスして年度内にもう少しやってみようとか、何か一緒にやってみようとか、そういう形によって交付金1,200万円丸々使える可能性があると思うんです。このお金というのは交流事業なのでやればやるだけ村民の方は交流の場ができる。村民が主体で行いますのでぜひうまい仕組みづくりをしていただいて、この事業満額使えるようなPRなり組織体制の方策をお願いしたいと思います。

続きまして55ページ、イイタネちゃんお知らせアプリ保守業務ということで昨年も提出いただいたんですけれども、本当にこんなにかかるんだろうかと項目を一つ一つ見ていきますとびっくりすることです。こちらについては今年の9月で終わったとお聞きしましたが、10月からどのような体制で行うのか回答をお願いします。

村長（杉岡 誠君） 今のご質問は令和5年度の部分となっておりますが、基本的には令和4年度決算の部分についてお聞きいただきたいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

委員（横山秀人君） すみません。質問の仕方を変えます。令和4年度この事業を行った業者さんがまた令和5年度も実施しているとお聞きしております。令和5年度実施している業者さんが今回9月で終わるということになったわけですが、またその業者さんに継続して行うのかについては、すみません、私の質問、令和5年度になるので1回取り下げます。今回に関してはこの資料提出だけでこちらを終わります。すみません。

続きまして56ページになります。こちらはあいの沢の所有地とあとは飯舘村が所有して

いる土地と借りている土地の色付けの資料を頂きました。ありがとうございます。今回新規就農対策ということで研修施設を造っているところが実は借地だったということで驚いているというか、以前は国県補助金が入るところは全部村で買収した後に申請して、その建物が耐用年数期間中は全く心配ないよということであったと思うんですけども、今借地に建ててもいいのか。その確認をいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 基本的にはそういった県国の補助事業ということでありますので、委員からあったように村できちんと所有してそれで進めるというのが基本だということで認識をしているところであります。この事業を進める中では今地権者等とも話をしておりますが、できれば村に譲渡していただきたいということで話は継続しているところであります。この事業採択に当たっては長期的な契約をしているのでこれで進めさせていきたいということで今進めているところであります。委員からお話あったように、基本的には村で所得すべきな土地だということでおりますので、今後も引き続きその努力をしてみたいと思っております。

委員（横山秀人君） そうしますと、長期的な契約というのは耐用年数分は契約をするという形よろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この土地については60年契約ということで行っておりますので、そういったことで承認をいただいているということでもあります。

委員（横山秀人君） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして57ページ、プレミアム付商品券の実績資料ということで過去3年間の資料がでございます。今回は質問したのは未換金額、令和2年が67万7,333円、令和3年が67万円、令和4年度が58万2,000円、村民の方がお支払いした金額のうち商品券使われなかったその未換金部分についてはどのような処理方法になるのかということで質問いたしました。その回答をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 本事業は商工会を通じてプレミアム付商品券の販売、またその使い方、精算、そういった部分をお願いしているところであります。使われなかった部分については商工会の中で適正に処理されているという認識でございます。

以上です。

委員（横山秀人君） 商工会の中で適正にというのは商工会の運営費に入ったということですか。それともプールしているということですか。どちらでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 商工会でどういった経理上の精算をされたのかというのは把握しておりませんが、商工会でそういった中でどの部分かに運用されているのかと思っております。

以上です。

委員（横山秀人君） 村民からの預かったとかお金で利用しなければそれは返しませんということで先には言っているものの、実際そのお金をどのように利用しているかということを実際商工会に確認いただいて、こういう形でやっているという形で後日ご報告いただければと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 商工会の中での整理でありますので、どういった部分とい

うのが確実に決まったものではないのかなと思っていますところであります。その説明を商工会に求めても難しいのかと村としては思っているところであります。

委員（横山秀人君） 村を通したお金だと思うんです。ですので、村でどういう形で最後これが精算されたのかというのは知ることは必要なかと思うんですけれども、これは村を通らない補助金ではないですよね。これに載っているわけですから。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この補助事業で使われた経費は商工会の事務費、それからプレミアム付商品券が使われた部分のみの精算ということになっておりますので、そこで販売したときのそういった購入の部分で使われなかった部分については商工会の中での精算ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員（横山秀人君） では、商工会に確認したいと思います。

続きまして58ページ、59ページ、こちらは決算上助成額しか出てこなかったものですから実際どれぐらいの借入れがあるのかということで資料を提出していただきました。利子補給、また信用保証料の補助金、どちらに対しても借入額を見ますととても大事な補助金等であるということが分かりましたので、こちらは質問なし、必要なしでありがとうございます。

続きまして60ページ、令和4年度道の駅の指定管理費についてであります。こちらについては昨日から質問等あったんですけれども、聞いていて思ったんですがこれは飯館村から道の駅に指定管理料で払ったということでありまして、令和4年度は令和4年4月の段階では駅長さんがいらっしゃったわけです。駅長さんはそのときは取締役であります。取締役であってそこに常時いらっしゃる駅長さんがいるところだから議会としてはここできちんとこの道の駅を管理できますねということでオーケーを出したわけです。それはそこに受入体制がきちんとしているということが予算の検討時に分かっていたからオーケーだと議決をしたわけでありまして。令和4年5月、年度始まってから残念なことに駅長さんがお亡くなりになってしまったということでありまして、議会としてはそれは指定管理の当初の管理できる体制になっていないと早急に駅長さんを入れてつくってそして体制を整えてくれということで何度も議員から一般質問とか提案があったわけです。村としての指定管理者としてその組織が当初と変わったから言っているわけでありまして。これについては村の考え方はいかがでしょう。私の考えが合っていますか。指定管理者としてきちんと受け入れられる体制の組織だからこそ指定管理の依頼者と候補となったということによろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 道の駅の指定管理につきましては、年度当初に道の駅までいガーデンビレッジ側と村とで指定管理の協定を結んで進めてきているところであります。駅長がいるからという話、そういったものではなくきちんと道の駅全体を村として管理していきたいということで協定を結ばせていただいておりますので、それに基づいてしっかり管理していただいているものと思っていますところであります。

委員（横山秀人君） 予算を検討する際にここが指定管理を受けられる団体かということで協定は最低限のところでありまして。その上にきちんと組織体制がなっているかどうかということで、当時は取締役ですから駅長はそのとき村、までいガーデンビレッジの経験の中に

ある人が駅長としてそこに配置されている。そうすることによって常時現場責任者、また消防等の管理者、また災害等が起きたときのその陣頭指揮を執る方が駅長さんがいるからということで議会はここに指定管理オーケーだろうということでやったわけです。ですので、少なくともその指定管理者、村で立ってください。村の立場で考えてください。現場責任者が常時いないところに指定管理出せますか。村側の立場で考えてみてください。村長、回答をお願いします。

村長（杉岡 誠君） 今取締役という話がありましたが、専務取締役という名称だったかと思えますけれども、取締役というのは私も取締役ですので現場にいるかいないかかわらず取締役は取締役上の経営上の責務というのがありますし、現場での職責としては役場で言うところの課長とか係長とかという職名があらでは駅長とか副駅長とありますので、そういった職名の中で職責をやっていただく。ちなみに、指定管理については議会での議決事項になりますので、包括的な協定を結んでいるということもありますけれども、まず議会で指定管理者としてその事業者が適正かどうかという議決をいただいた上で指定管理料の予算の審議をいただいているという経緯があります。指定管理の議決をいただく中で駅長がいるからそこが適正だという議論は私の記憶の範疇では聞いたことがございませんので、そういった議論があるとすればこの中の委員の皆様にもご質疑いただきたいと思えますけれども、少なくとも私が出席する議会の中で駅長がいるから適正なんだというお話は今初めてお聞きしたことでありますので、そういったことではないだろうと思っております。

なお、村としては個人、その個人が適正かどうかということではなく、会社の体制としてしっかりとしたそういうことが請け負えるかどうかということ判断した上で指定管理者としての議案を提出させていただいて、皆様の議決をいただいているということでもあります。ちなみに、その経営状況については今回報告もしているかと思いますが、過去最大の黒字化をしたわけでありまして、駅長が不在の中でも職員の方々一生懸命働いていただいていたので、あるいは村の様々なイベントの効果もありながら最大収益を上げたという結果がある以上、駅長がいないからどうということではないだろうと考えているところであります。

以上であります。

委員（横山秀人君） 駅長の役割というのは現場責任者だと思います。村長は常時そこにいませんので道の駅には多くの村民、村外の方がいらっしゃるわけであります。有事の際、先ほどありましたけれどもそこで責任を持って陣頭指揮を執るのは駅長であります。今冷静に考えてほしいのは指定管理者として成り立つのか今の状態がというのが今決算の中で再検討されております。ですので、少なくとも現状だと責任者がいない中で村長が社長となって常時いないところで動いているという事態でありますので、この決算の中では再度見直した結果私は、ほかの委員も何人かおっしゃっていましたが、きちっとした管理が行われる駅長という職をきちんと設けるべきではないかということの話であります。

村長（杉岡 誠君） 駅長というお話が再三ありますからその言葉を使いますが、駅長不在に

よって道の駅の経営が非常に悪い、あるいは村民サービス、情報発信等についていろいろな瑕疵があるということであればそういったご指摘は賜ることでありますけれども、基本的にそういった状況は村として把握する限りはないことでありますし、過去最大の収益を上げつつ今年度もさらにそういったことを目標に上げながらやっていると報告を受けておりますので、基本的に駅長という職名が道の駅に必ずあるとお考えだということも私としては甚だ疑問であるところでありまして、過去においてそういう職名があったからといってそれが未来永劫あるわけでもありませんし、あるいは経営陣の中で判断いただくという答弁を再三させていただいておりますので、経営の中で取締役会がありますから、そういった中で判断をいただいたものを村としては報告をいただいて、それが適正かどうかということはその都度判断をしていくことだろうと考えるところであります。

以上であります。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 暫時休議します。再開は16時15分といたします。

（午後3時56分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後4時15分）

村長（杉岡 誠君） 先ほど申し上げた件、私のほうで少し村側の言葉の使い方と会社側の言葉の使い方と混同した部分がありますので、訂正修正をさせていただきたいと思っております。

道の駅、株式会社までいガーデンビレッジの中での役職で言うと通称駅長・副駅長という言葉を使っていますが、正式には役職名部長、次長、それから課長、主任、一般職という形で分かれておりまして、再三村で申し上げている経営の中で判断すべき人事というのはこの部長、次長、課長、主査、一般職員というその部分について申し上げるべきところを、私は駅長とか副駅長という言葉を使いましたので、その辺については訂正をさせていただきたいと思っております。

なお、道の駅という公的な、国交省なりに認定を受ける組織体としては道の駅の駅長は置かなければならないということがあるそうですので、その点については今まで道の駅までいガーデンビレッジでいうところの次長、実質自分は副駅長という形で呼んでおりましたが、この副駅長が職務代理をしているということで村としては認識をしておりましたが、なお、この要綱等に基づくと、きちっと駅長という職名を置かなければならないということがあるそうですので、その点についてはしっかり村としての責務として道の駅の駅長を置かせていただきたいと思います。なお、までいガーデンビレッジの中での職責の部分、役職者については経営の中で判断をさせていただくということでのご答弁を申し上げたいと思うところであります。

以上であります。

委員（横山秀人君） 今の村長の回答で理解いたしました。もちろんいろいろな村長の立場もありますし、経営者の立場もあると思っております。経営者として運営をうまくやっていかなければいけないということもあると思っております。その辺バランスよく、私は駅長というところ



に係る費用は先ほどあったとおり広報等をする意味でも駅長の職務はあると思いますので、役場からもその職員の手当というのは出してもいいのかという認識でおりますので、ぜひ飯館村の道の駅がますます発展するようなことでいただければと思います。ここで一度質問を終わります。

委員（佐藤八郎君） 道の駅大体まとまったように思えるので、ただ、防火責任、災害責任、現場責任というのは駅長にあるのかとずっと思っているいろいろ考えていましたので、今所長が答えたような流れで進んでいただきたい。

質問に入りますけれども、第2期復興・創生期間であり精度の高い財源の担保及び確保に努めての効果と将来を見据えた骨太の財政力確保できるように令和4年度は努めるということでありました。このことについてどのような努めた成果はあったのか伺っております。

総務課長（村山宏行君） 財源確保というところではありますが、総事業費が令和4年度実績でありますと総額で歳入ベースで140億円、歳出ベースで126億円余りというところでありますので、ここの部分について復興財源を確保しながら様々な事業を展開したという成果でございます。本来でありますと村の基準財政でありますと35億円から40億円程度というところでありますので、それ以外の部分が復興予算ということであります。このような部分を確保しながら様々な事業を展開してというところでございます。

委員（佐藤八郎君） 令和4年度で財政力確保、骨太だか骨細いか分かりませんが将来を見据えた部分ではどの程度の自主財源なり今後に生かせる財源というのを令和4年度で追加してプラスになったのでしょうか。令和3年度に比較して。

総務課長（村山宏行君） 先ほども佐藤八郎委員からご質問がありましたけれども、先ほど答弁しておりますけれども、村としましては2つの力点、それから4つの指標、5つの基本の柱、それに基づいて各種事業を展開するためということで国へ予算要求を行って、様々な事業に取り組んできたというところがございます。その成果が今回の令和4年度の決算ということでございますので、ご理解いただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 自主財源、村独自に使える金はどれだけ増えたんですか。

#### ◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午後4時22分）

#### ◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 休議前に引き続き、再開します。

（午後4時25分）

総務課長（村山宏行君） どのぐらい自主財源といいますか財政的になったのかというところではありますが、資料ナンバー4の148ページ、実質収支に関する調書ということであります。この中の一番下、実質収支基金繰入額ということで5億5,000万円ということであります。令和3年度の方が5,000万円程度でございましたので5億円ほど財政で使える金を繰り越したという形になってございます。もちろん、これが全額ということではございません。当然、上のところに翌年度へ繰り越すべき財源というところでお示ししているよう

に、事業の繰越分ということがございますから一概に全てということではないですが、基本的には5億5,000万円、この分を翌年度に繰り越すことができたということでございます。

委員（佐藤八郎君） 基金もかなり自主的に使える金ですよ。国県に許可なく使えるお金ですよ。その部分ではどのぐらい増加になったんでしょうか。基金全体で。

総務課長（村山宏行君） 基金の部分ですと同じ資料ナンバー4の決算書の186ページになります。決算年度末現在高ということでそれぞれの基金、総額載せてございます。144億200万8,109円ということでありまして。ただ、これが全て自由に使えるわけではございません。国から交付金の基金として預かっている部分もございまして、それぞれ目的があって基金を積んでおりますので、ただ、総額としてはこの部分が基金として今あるということでございます。

委員（佐藤八郎君） 大分財政力確保があったということなので安心しております。

続きまして、交流・移住・定住に係る窓口を外部委託しての内容と成果、デメリット・メリット、あとは関連して県移住支援センターとの関わり、交付金の費用対効果はどうであったのか伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 移住・定住事業であります。本来第三者的な目から村内を見直す、それから今までの交流事業、そういった中、また協力隊、地域のあらゆる組織、そういった部分について行政の目線では見えない部分、そういった部分を十分に把握していただきながら外部から村に来ていただく部分、そういった部分の村の新たな発見とかそういった部分を含めてそういった目線で進めていただいていたのかと思っております。

委員（佐藤八郎君） 委託したことでデメリットのほうが多かったのかと、飯舘の地域全体を見られる力があるのかないのかよく分かりませんが、空き家にしても5件ぐらいしか登録しない。何か家を求めるにも大変なのかどうか分かりませんが、デメリット・メリットでどうなのかと、県の移住支援センターとの関わりが委託したことで自分たちで窓口開いてやっていたときより広まったようには見えないんですけども、どういう総括をされていますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村としては移住・定住に相当な力を入れているところあります。職員の人的なパワー不足という部分を補うためにも、外部委託によるこういった事業展開は必要なのかと考えているところもあります。また、移住・定住については外から見た目線で飯舘村がどのように見えているのか、飯舘村のすばらしさそういったところがあるのかという部分を進んで紹介していただくとかそういったことも必要なのかということで、我々では見つけられないそういった新たな視点、そういった部分からも外部委託というのはとても有意義なものがあると考えているところでもあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） メリットある紹介も含めて情報発信含みメリットしかなかったと聞きますか。どうも私からはそう見えないんですけども、ぜひせっかく外部委託したので委託した利点を生かして推進していただければと思います。

次、長泥地区における除染検証委員会の成果実態、そして長泥からの要望なんでしょうけれども井戸掘り、昇口舗装など全体としての環境再生の実施状況と地区民との合意について伺っておきます。

産業振興課長(三瓶 真君) 私からは長泥の除染検証委員会についてのお答えをいたします。資料ナンバー7の45ページをご覧くださいと思います。45ページの除染対策費の中で長泥地区の除染検証委員会ということで補助を取っておりまして、令和4年度につきましては令和3年度に引き続きまして5回の開催をしたところでありまして。この中で一度準備宿泊の前に中間報告をいたしまして、最後1月20日開催の後に報告書という形で村に提出をしております。その中で国の避難指示の基準が20ミリシーベルトということでありまして、村独自の基準である1年間当たり5ミリシーベルトというところをさらに基準といたしまして、環境省はじめ各関係機関、あるいは村で調べたそれぞれの放射線量を検証いたしまして避難指示解除の要件を満たしているという形で報告をしたということでありまして。

以上です。

委員(佐藤八郎君) 検証委員会の5回にわたる中間報告も出しながら村の5ミリシーベルトに合わせた報告、前に私ども頂きました。それはそれとして、検証委員会に出したまとめは分かりました。それで、それ以降の要求の井戸掘りや昇口舗装など帰還困難区域以外でやられた主な事業の取組はどう全体としては同じような、例えば深谷なら深谷地区のような環境再生に長泥がなってくるのか。どんなことになっているのか伺っておきます。

建設課長(高橋栄二君) 長泥地区における井戸掘削につきましては、令和4年度4か所実施してございます。

昇口舗装に関しましては、帰村するということも一つの条件となっておりますので、今後復興庁とも協議しながら進めてまいりたいと考えております。

委員(佐藤八郎君) 今回はそれなりの拠点といいますか除染に終わったのか。令和4年度で今後の約束としてはどんな方向に長泥地区の方々とは何年かにわたっての約束はどんなものがあるんでしょうか。

村長(杉岡 誠君) 約束というよりも、長泥地区全体の避難指示解除に向けてさらに力を込めていくというお約束、私自身は口頭で申し上げておりますが、総会の中でもあるいはマスコミの前でもお話を申し上げているというところでもあります。

なお、個別具体の部分については、避難指示解除以外の部分については、例えば野菜の試験栽培が最近始まったり水稻の試験栽培が始まったりという部分がありますし、長泥地区の方々から環境省に対してなお環境再生事業の速やかな執行に向けてのお話があったり、あるいは自分たちがなりわいとして花とかをやりたいというお話があったりということ様々承っておりますので、一つ一つが要望あるいはお心だと受け取りながら、村の行政の中でできることから逐次スピード感を持って進めさせていただいているというところでもあります。

以上であります。

委員(佐藤八郎君) 私どもの地区のような除染には進んでいかない流れの中で今村長が言っ

た方向だけで進むということになりますか。

産業振興課長（三瓶 真君） 委員おただしのように、ただいま長泥地区におきましては帰還困難区域が一部解除されずに残っております。これに関しましては今年5月に避難指示を解除いたしました特定復興再生拠点区域のように環境省による除染をして解除という道筋はないところであります。今後の解除の仕方といたしましては、5月に特定復興再生拠点と併せて解除いたしました長泥の公園と呼んでいる場所、そちらのように土地の活用について目的がある場合、それを活用する方々が条件整備をした上で国の基準を満たせば介助ができる通称土地活用スキームと呼んでいる方法による解除と、あと今双葉郡で進められておりますけれども帰還意向をそれぞれアンケート調査なりして確認しまして、その帰還意向のある方の宅地を中心に解除する方法があるということでもありますので、全くそのほかの19行政区と同様にというわけにはまいりませんが、そうした制度、これからの推移を見守る部分もありますけれども、そうしたものを総合的に活用しながら全体の解除を目指していく方向になるものかと考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 長泥については実際実態と放射線量値の実測値をきちんとつかんできちんと新たな要求として上げて生活環境をきちんとしないと、私ども地区とはまた違った山に囲まれ比叡川が流れる環境からして厳しいところがあると思うので、被ばくする可能性のある地域があるので、いろいろきちんとされたほうが私は長泥住民にとっての命と健康について大切かと思っています。

次に移ります。村民の森あいの沢の事業推進して観光拠点化の動きということであるきこりキャンプ場など周囲の全体を利用した流れになっておりますけれども、周囲全体をどこまで除染をされて放射線被ばくさせないための対応はどうされたのか、まず伺っております。

産業振興課長（三瓶 真君） あいの沢地区におきましては以前に里山再生事業ということで事業を活用しまして、ある程度の除染を実施しております。そのときの……。ちょっとお時間をいただければと思います。そうした除染の結果がありますので、それによってまるっきり未除染地ということではなく、あいの沢全体でもありませんけれども、一部分除染をしたという経過がございます。

委員（佐藤八郎君） せっかく資料で横山委員からあった56ページにそれらの全体あるんですけども、ここに流れ込む流水も含めて全体としてこのあいの沢の堤の流れから下を除染というのが、私5か所ぐらいいろいろな定点で時々測るんですけども、大分高いんですけども、高いのは見えないし臭いしないし黙っていれば分からないんですけども、観光拠点とか交流人口のための拠点としていくのであれば安全安心というのは前提だと私は良心的に思っています。あそこで1週間も2週間も住み込んで生きているわけではないのでそんなに体にすぐに症状できるほどの被ばくはしないとしたいと思いますけれども、なるべく高い地域は高い地域と分かっていたほうがいいし、拠点として今後情報発信していくのであれば余計そこは心配なので聞いておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） あいの沢の放射線量の心配のご質問でございます。令和4

年度春から一部あいの沢についてはオートキャンプということで再開をさせていただいたところであります。その際も線量の部分、かなりご心配をいただいたわけでありますが、その当時から定期的にあいの沢全体の線量を測り、それを数字できちんと残して聞かれた際にはそれも示す、また心配な方には線量計の貸出しも含めて検討しながらきちんと対応してまいりたいということで進めてきたわけであります。アンケート調査などをいただきましても若干は心配される方もいるようではありますが、ほとんどの方についてはきちっとそういった情報を公表しながら進めることによって安心して使っているのかという部分でもありますし、また、もともとあいの沢については村の交流施設で環境的にとてもよいということでリピーターも多く、そういった方々の情報伝達もありあいの沢の利用が増えているという状況でありますので、今後とも情報をきちんと出しながらあいの沢整備、そして利活用が進むように努力してまいりたいと思っているところであります。以上です。

委員（佐藤八郎君） 12号線入るところにあいの沢の大きい看板というかあつていろいろ提示されていますけれども、放射線量値の部分についてはそういう放送するような掲示物なりこれ以上は危険だということでのお知らせは何回かは聞いていますけれども、令和4年度はされたところはないんでしょうけれども、今後もずっとこのままで大丈夫、安全安心なんだという部分になっていきますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 活用いただいているオートキャンプ場、その周囲、山林部分には入らないようにということでロープ等で注意をしているところでありますし、そういった説明もしているところであります。また、線量等につきましてもきちっと事務所には年に2回は細かい地点を、40地点ほどですか、測っているという部分を記録しながら、聞かれた際の対応には応えられるようにしておりますし、来た方についてもそのような説明をしているところであります。そういった対策を取りながら快適に使っていただけるよう今後も進めてまいりたいと思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、そこを利用するネットなり関係で申し込む場合、ホームページ見て申し込む場合なり、そういう細部の計測値、最近のデータとかそういうものはきちんと表示されているの申込みを受け付けているということになりますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 線量の感じ方については人それぞれという部分があります。ホームページで細部にわたって細かく表示というのではなく、管理棟事務所においてはそういった情報は控えているわけでありますので問合せ等には応じたいということではありますが、ホームページ上でそういった細部についての公表という形では今のところは取っていないところであります。

委員（佐藤八郎君） 原発事故が起きた次の年から、放射線量は被ばくは人それぞれ勝手な話だという論法で13年私どもやられてきました。今13年たってまだ感じ方人それぞれだ。国の法律、放射防護法は年間1ミリシーベルト未満が安全安心な環境なんだという法律があります。法律に沿わない法律を守らないで20ミリシーベルト未満なら住んでも子供が暮らしてもいいんだというやり方をして13年過ぎ去っていますけれども、村としてそこに訪れる方を被ばくさせる加害者になる必要は全くないし、危ないものは危ない。線量値がある

のはあるという表示が大切だ。それでこそ観光拠点になっていくのではないかと思いますので、今後も対策を検討されて工夫していただきたい。

次、農政関係での国県補助の助成支援。成果と見通しについてまず伺っておきますとともにもいつまでも続く助成支援では、補助ではないと思っています。そういう意味では農地保全営農に大局影響してくるのでこの見通しです。そして、自主財源で支援できるのには限界があると思います。国が出さない限りなかなか今後の高騰対策にしてもいろいろな整備、土地整備事業もなかなか自主財源での支援というのは難しいのではないかと思いますので、その辺はどのように令和4年度で皆さんの中で飯館の基幹産業農業である飯館の見通しを話し合い、総括しているのか伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 令和4年度の農政関係の総括ということであります。一番最初にありました国県補助による農地関係の支援ということで行きますと、大きなものは営農再開支援事業という形になってくるかと思っています。こちらは村内の農地の保全管理であれば10アール当たり1万2,000円の保全管理ができたり、そのほかに獣害対策であるとか吸収抑制対策、さらには堆肥の施肥、そうしたもので可能だという事業であります。

こちらの見通しでありますけれども、今のところは令和7年までということになっておりますので、令和7年以降どのようなことになるかという部分につきましては今のところその見通しは立っていないということになります。

次に、村独自にそれぞれ支援を行ってまいりまして、資料で行きますと決算説明資料のナンバー7のところ46ページ、47ページのところに特にその辺りのところの記載があるところであります。この中で特に46ページの左上に人の力のこれは検討委員会でありませけれども、村の今農地利用の一つの方策として中心経営体による農地集積というものを進めておりまして、令和4年度もそれを実施してきたところであります。これまでの結果につきましては追加でお出ししました資料の84ページ、85ページに中間管理事業のあらましが載っておりまして、85ページには令和元年度から取り組んできた成果が載っているところであります。令和4年度は前年度の令和3年度に比べますと集積面積的には少なかったところでありますが、令和元年度から継続して毎年そうした集積を進めて、営農再開面積の拡大に努めているというところであります。

なお、この事業につきましても今のところ令和7年までの期限がありますので、それまでにまだ集積に至っていない場所等の集積を進めるということで、各地域との話し合いを進めているところであります。

資料戻りまして資料ナンバー7、46ページ、47ページのところであります。この中で大きなものとしたしましては強い農業づくり支援事業等の災害対応のものはありましたけれども、これは単年度発生のものでありますから次年度以降は今のところは考えなくてよろしいのかと思っておりますけれども、これから農業を継続あるいは発展していただくためには、今村の中で避難先から戻って先駆的に一生懸命頑張っている農家の方々の営農を続けていただいて、さらにそれを所得向上に向けて発展的に続けていただけるような支援が必要だとは考えております。ただ、委員のご質問にありましたように、村の一般財源だけでそれをいつまでも継続できるかということになりますと、どうしても限界があります

ので、そこは村だけの力だけでそこを打開するというのもなかなか難しいので、県やJA、そして市場等の関係者を交えながら、今後の方策を立てながら、こういった作物を推奨していくか、あるいは村で支援を出していくかというところを検討する必要がある。それによって新しい担い手を増やしていくことが必要であろうと考えているところであります。以上です。

委員（佐藤八郎君） 詳しい説明いただきましたけれども、農地全体の面積からして営農で活用されている面積、さらには集積事業で活用されようとしている面積は全体のどのぐらいの比率になっているのかが1つと、それに関わらない部分の自分たちの個々の農地保全のための事業や助成というのはほとんどないわけですが、そういう荒廃地の原因となるような部分についての農地の考え方を伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 1点目にありました全体における今の営農再開面積、それと2点目にありましたその中の集積した面積ということにつきましては、正確な数字を確認したいと思いますので、少々お時間をいただければと思います。

3点目の荒廃の原因となるような農地の考え方を今後どうするのかという部分についてであります。これについては農地集積を進める中でその対象になってこない土地をどうするんだということでの心配が各相談の話合いの中では出されてきているところであります。そうした農地につきましてはどうしても条件不利地という場所であったり、なかなか集積して担い手が活用するのが難しいというのが往々にしてあると思っております。そうしたところにつきましては同じように水稲だったりそのほかの野菜を作るという考え方ももちろんあるんでありますが、別にそこは作物も含めて考えていく必要があるということの一義的には同様に農地としての活用をまずは検討する必要があるだろうと思っております。

ただ、その上で担い手がつかない、農地としての活用が難しいという場合には、今整備を予定しております木質バイオマス発電施設であるとか長泥地区に今整備を進めております堆肥製造施設、そうしたものについては燃料用の資源作物であるとかそういうものが有価で取引ができるということでもありますので、そういうものも含めてその農地から何らかの利益を生む方法がないかという検討もするべきだと思いますし、さらにそれでも難しいという場合には、これは今国からも通知が来ているところでありますけれども、この10年間の現状等も踏まえてもちろん地権者、地域との協議も踏まえてということになります。非農地化ということもゆくゆくは検討しなければならないのではないかとこのように考えております。

以上です。

委員長（高橋孝雄君） 本日の会議時間は、質疑の都合によりあらかじめ延長いたします。

#### ◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 暫時休議します。再開は17時15分とします。

（午後4時59分）

#### ◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後5時20分)

委員長(高橋孝雄君) なお、できるだけ質問の方は簡明にお願いします。また、答弁されるほうも簡明にお願いします。

それでは、質疑を許します。

産業振興課長(三瓶 真君) 休憩の前にご質問をいただきました営農再開あるいは農地集積の状況であります。まず母数となる面積であります、村内の田んぼ・畑・その他で2,330ヘクタールということですが、このうち令和4年度まで営農再開をした面積が738ヘクタールであります。また、このうち集積が済んだ、集積をいたした面積につきましては約400ヘクタールとなっております。

以上です。

委員(佐藤八郎君) 時間経過しているのであまり聞きたくないんですけども、これに入らない農地保全は今後東電にいろいろ言っていきますけれども、私みたいに1町5反の田を耕す気がないという人は暗渠は既に壊されているし土地として悪くなっているわけですけども、そういう人のための対策というのは今のところいろいろな事業、営農面積拡大なり農地修繕とかいろいろやっていて大変で、そちらまでまだ農地全体の保全については回らないんでしょうけれども、長期的にはそこをどうしていくかというのは荒廃地なくす意味でも大事かと思っています。以上、申し上げておきます。

次に、私質問して答弁の中に放射線量測定したデータはこれまで収集したものは整理してあるという答弁をいただいている。そういう中で収集したものの全体を私らに回答もらえるのかといたら、国との検討も必要なのではというお話、答弁いただいているんですけども、それはできそうなんですかというのをまず聞いておきます。

産業振興課長(三瓶 真君) 放射線を計測したデータにつきましては様々あるかと思っております。今回の決算審査特別委員会が出されたような食品放射性物質検査であるとか除染検証委員会の中で出されたデータであれば、これは村で集計をしておりますしてホームページ等で公開をされておりますので、そちらからご覧になっていただくことができるかと思えます。また、そのほかの資料につきましてはこれもそれぞれの測った、計測して保管しているところで公開しているものであればお出しできると思うんですけども、それ以外に様々な計測がされているかと思えますので、その放射線のデータがどういったものなのかによっては母体、元のところに確認が必要かと思えます。

以上です。

委員(佐藤八郎君) それはそれとして、令和4年度における野焼きの対応です。3年、4年から変更されたので火災要因になった灰そのものは8,000ベクレル超えた場合の問題もあつたりしてそれなりに取組まれたと思うんですが、実際消防に届けたりなんなりしての状況は令和4年でどうだったのか。

産業振興課長(三瓶 真君) 令和4年度につきましては実施行政区が4件ありましたので、その4件について消防等に届出をした実績であります。

以上です。

委員(佐藤八郎君) 次に、八木沢地区に風力発電のお話があつて、説明資料も議会としても



頂いているところでありますけれども、進捗状況について。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 現在は基礎工事に取り組んでいるということで聞いているだけでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） あとは、までのな風力発電での協定書と被害者への対応は令和4年度の中でどこまでどうなったのか伺うものであります。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） までのな再エネ発電、大火山の風力発電の関係かと思いますが、これにつきましては風力の方と会社で協議をしながら、現在工程表をお示しをしてこれからどのように進めていくのかを確認した上で進められることになっているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 何回かの質問書、さらには協定書を見る限りは合意に至らないと大変なことなので、令和4年度にそういう状況であれば令和5年度の中では今の時点ではどんな方向に、お互い合意になりそうなのか、決裂をするのか、裁判になるのか。村も入っている会社なので。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今の状況であります。当初の覚書とかそういったものをきちんとしながら工事を進めなければという話もあったということではありますが、そういったことなく今考えられているこれからの進める工程表、そういったものをご確認していただいてそれで進めて大丈夫だということで、その部分については口頭での合意というのでしょうか、了解を得て今後進むような段階に入りましたという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 6月に答弁をいただいておりますけれども、村民から相談は東電相談窓口や紛争解決センターへのつなぎを村は相談を受けた場合やっていくということで、賠償問題で村の弁護士相談も進めているのではという話でありますけれども、営業損害に対する賠償を漏れないように要望しているということでありましたけれども、村として賠償に関して令和4年度は東京電力、国に対してどんな要望をきちんと出されているのか伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 要望書、令和4年度に東電に対して要望書ということになります。手元で資料を持っていませんでしたので、要望状況を確認させていただければと思っております。

委員（佐藤八郎君） 窓口あるので窓口での相談を受けたことをつないだものはあるのか。弁護士が関わって進めたものがあるのかも伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 直接住民から、村民から村に東電に対してつないでいただきたいとかそういった話は受けたところではございませんでした。また、要望については月2回ほど朝の会で東電の社員の方が見えられておりますので、そういった際には細かな部分について状況報告をいただき、また要望ということで口頭での確認は随時してきたところでございます。

委員長（高橋孝雄君） 八郎委員にお願いします。決算に関係のない質問ですので、質問を変えてください。

委員（佐藤八郎君） 6月10日の中で提案理由の中で村の復興再生に向けた要望6項目村長が

出されていますけれども、この6項目に対して国から回答はあったのか。項目、要望したものが成果になったのか伺うものであります。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどありました6月10日の要望という内容が手元にございませんで、内容を一度確認させていただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 鳥獣被害対策での組織と人数をお聞かせ願いたい。そして、減容化する施設の活用、処理能力、処理した内容の処分内容、伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 獣害対策に関する組織と人数でありますけれども、決算資料のナンバー7、52ページに下段に鳥獣被害防止対策事業ということで記載をしております。鳥獣被害対策実施隊というものを組織しております、令和4年度は23人で活動しております。

2つ目のご質問の減容化施設でありますけれども、これにつきましては令和4年度につきましては繰越しということでまだ未完成でありましたので、処理の実績はないところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） いつから開始されているんですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 今年、令和5年8月から本格開始をしております。

以上です。

委員長（高橋孝雄君） 八郎委員、終わりですか。

委員（佐藤八郎君） 医療費負担の現状と人数を伺っておきます。

委員長（高橋孝雄君） 答弁はどなたですか。質問の内容が分からないようですから、八郎委員、もう一度しっかりと質問をお願いします。

委員（佐藤八郎君） 医療負担をされている現状です。

住民課長（志賀春美君） 調べて、後ほどお答えいたします。

#### ◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午後5時33分）

#### ◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後5時34分）

産業振興課長（三瓶 真君） 申し訳ありません。先ほど佐藤八郎委員からご質問がありました令和4年度の野焼きの消防への届出件数、誤っておりましたので訂正をさせていただきます。正しくは3件でございました。大変失礼いたしました。

以上です。

委員長（高橋孝雄君） 八郎委員、よろしいんですか。八郎委員、終わりですか。

委員（横山秀人君） 資料請求していたことについて質問いたします。

61ページ、これはあいの沢への指定管理業務に関することであります。予算額と精算額がちよっとだけ違うんですけれども、これは精算タイプの指定管理なのかとの確認と、もう1点はすみません、一問一答なのでこれでまず確認いたします

資料7の19ページです。19ページの6款2項3目のあいの沢施設管理業務というところの金額が予算と決算ちょっと違ったものですから、精算タイプの指定管理なのかどうかの確認でした。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ここにあるように、予算額が808万4,000円で決算として808万3,000円ということで若干違いますが、決算額、これでの精算ということになっています。

委員（横山秀人君） 精算タイプの指定管理ということでよろしいですか。それとも金額は決めてこれでお支払いするという形で。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この1,000円の差について、どういった経過かというのを再度確認させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

委員（横山秀人君） あわせまして、例えばこの業務の範囲を見ますとイベントも行っていいという、イベントを行ってくださいと記載が62ページにあるんですけども、例えば60イベント行った場合に営利、何か利益が出た場合はそれはその頑張りであって、それは振興公社の収入になるということでもよろしいかも併せて質問いたします。

続きまして一緒の回答で結構です。続きまして私が資料請求した分、70ページ、71ページ、村税の滞納については昨日しましたので71ページの上段にあります納付方法、村が最近口座振替を積極的に進めているということが分かるんですけども、口座振替にするメリットについてご説明をお願いします。

住民課長（志賀春美君） 口座振替にすれば安全に安心して忘れることなく納期が来た場合に申込みをしていただいた方の税金が口座から引落しをされるということでございますので、そういった意味ではすごく便利な制度になっておりますので、多くの皆さんに口座振替を利用いただければと思っております。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。今も積極的に進めているということで、議員のこちらからも村民の方にご説明したいと思います。

続きまして72ページ、こちらは国保会計への繰出金の財源等についてであります。こちらに関しては額が大きく、繰出金1行だったものですからどのような財源があるかということで確認させていただきました。分かりやすい資料、ありがとうございます。

続きまして76ページ、放射線相談業務につきましては昨日他の委員が質問いたしましたので、こちらは私は質問をいたしません。細かい資料、ありがとうございます。

続きまして80ページ、生活支援ワゴンのことについてなんですけれども、決算説明資料の7ページと一緒にご覧いただきたいんですけども、上段、生活支援ワゴン運行事業とここが年間2,628人、この資料でもそうですけれども2,628人で690万円の予算ということなんですけれども、決算資料の7の39ページにトーネットさんが行っている村外の在宅サービスの送迎事業が同じような2,692人、ほとんど同じ人数の送迎なんですけれども、片方は4,675万円ということで約6.7倍ぐらいの差があります。もちろん村内に送迎と村外に送迎とかとあると思うんですけども、生活支援ワゴン運行のほうが単価安い、安過ぎるのか、それともこちらが高過ぎるのではないと思うんですけども、この差というのはどの

ような状況でこのような差が出てしまうのでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） まず、委員おただしのように村内・村外の差というのはもちろんありますので走行距離、全くもって違うという部分と、それから送迎する台数が今先に申し上げましたが生活支援ワゴンのリース料が1台の分計上している。トーネットの村外の送迎の部分についてはたしか4台だったかと思いますので、そういった部分を含めるとそこに係る人件費等々も含めますとこういう形になるのかと思います。

委員（横山秀人君） 大変分かりやすいご説明、ありがとうございます。

続きまして81ページ、シルバー人材センター活動内容ということで、こちらについては昨年より就業延べ人数が約300人ほど増えています。こちらについて村としてこの成果をどのように考えているのか回答をお願いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） この延べ人数が増えている要因としましては、公共施設周辺の草刈りについて積極的にシルバー人材センターをお願いしたという経緯なのかと思われまます。個別の部分についてはなかなかこちらで把握できませんが、非常に今庁舎周辺、それからいちばん館周辺、それから子育て支援センター周辺といった部分の草刈り等部分をお願いしているということでございます。

委員（横山秀人君） 本当に働いている方のお話を聞きますとすごく生きがいを持って行っているということなので、ますますのPRをお願いしたいと思います。

続きまして82ページ、こちらは放射性セシウムの測定についての資料でございますが、資料請求のときに基準値を超えたものについてどのような形で皆さんにお知らせをしているか。もっと細かく言いますと、194体が基準値を超えているわけですが、これについて村民にどう伝えているかということをお答えをお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 村民への周知方法であります、1つはこちらのデータはある程度まとまったものになっておりますけれども、実際にはもっと細かい一つ一つの数値が飯舘村ホームページの中で計測以来ずっと公表しておりますので、それによる周知。また、お知らせ版で定期的にこうしたものから出ましたということでの周知をしておりますので、今のところその2つの手法をもってお知らせをしているところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） まだ高い検体があるということで、引き続きお知らせをお願いいたします。

続きまして83ページ、人・農地プランについてであります。20行政区のうち16行政区が終わったということでありますが、確認です。この人・農地プランが終わっていないと基盤整備事業ができないという認識でよろしいでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） こちらの人・農地プランにつきましては基盤整備の要件となっているものではございませんので、これはあくまで農地集積を進めるためのもののご理解いただければよろしいかと思います。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。ありがとうございます。いろいろな課題とか今後の想定ということで事細かく書いてあります。ありがとうございます。今後の想定の中で他地域

の担い手の参入や集落営農組織の設立を誘導するということであるわけですが、どんなことを今検討されているのか回答をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 農地集積ということになりますと、ある程度大規模面積ということになってまいりますので、今個人の経営体で頑張っているところもありますが、集落営農組織であるとか法人化、そうしたものを進めていくことでより集積が進むということもあるのかと思います。具体的にまだその実例といいますか進んでいるものがあるわけではありませんが、そうした考えも必要だということでもあります。

実例としては1件、バイオマスレジンといいまして米を使ってプラスチックを作るという会社が浜通りにありまして、そこが村内の圃場を原料の生産場所として参入をしております。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。84ページ、85ページについては再度細かく事業内容等の資料を頂きましてありがとうございます。

続きまして86ページ、まていな農業普及推進事業実績ということで、こちらについての成果と今後の期待をお願いいたします。

産業振興課長（三瓶 真君） 追加資料86ページの成果と今後の期待ということでもあります。

ご覧のように指導を行った対象としましては花卉農家であります。指導をいただいている方は市場に大変明るい方でありまして、併せまして栽培の技術をお持ちの方であります。したがって、成果といたしましてはそうした市場のニーズを見据えながらどういった作物を作っていたらいいか、またはその育て方についての指導をいただけたということが一つの成果かと思っております。今後につきましては、そうした花の出荷に当たっては市場の動向を見据えながら生産していくということが今求められておりますので、その市場の動向、変わるわけありますから、そうした情報をタイムリーに伝えていただきながらどんなものを作っていくかということを細かく指導していただけたらと思っております。

以上です。

委員（横山秀人君） 続きまして87ページ、認定農業者、併せまして認定新規就農者の人数の推移ということで年々下がってくる。これは致し方ないと思っております。これに認定農業者・認定新規就農者になることのメリットについてまず教えていただけませんか。

産業振興課長（三瓶 真君） 認定農業者になることでこれからの営農計画等の経営計画等の計画を作りますので、自身の経営を今後どうしていくかという方針であるとかそうしたものを明確に定められるというところもメリットなのかと思いますが、ほかには便利な公庫資金、そうしたものを借りられるようになったり、補助事業上の優遇制度などもある補助事業の安全安心なのでそうしたものが認定農業者、認定新規農業者になる上でのメリットかと捉えております。

以上です。

委員（横山秀人君） 認定新規に関しましてはなかなか若い方、また移住者等あると思いますので指導体制に対しては定期的に関催をお願いしたいと思っております。

続きまして88ページ、結の農業支援事業補助金ということで満額利用されたということですが、こちらの成果とそしてその利用者からの要望等あったかどうか、そちらについて回答をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） まずこの事業の成果といたしましては、なかなか農家の方の所得が上がらない要因の1つが、もしかすると繁忙期に必要な人員が確保できないのではないかという考えを村では持って実施したわけでありまして。実際、2番目と3番目の方、園芸作物ということでそれぞれ作付をしておりましたけれども、その中で必要なときに作業委託をするに当たって村の補助金が活用できたということで負担軽減が図られたということと、あと、今後、今回手伝っていただいた方がまた次回そのお手伝いいただけるための経験を積んでいただきましたので、そうした頼めるネットワークができたということが成果かと思っております。感想につきましてはそうした支援制度でありますので、人を使うに当たりまして非常に助かったというお話は私のほうで聞いているところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） こちらは年度早くに予算執行もあって、すごく要望があるのかと思っておりますので、また継続拡大を村民の方から再度アンケート等取りながら進めていただければと思います。

続きまして89ページ、福島県営農再開支援事業について細かな資料をありがとうございます。営農再開についてこれだけの作業が必要なんだということが分かりました。そこで1点だけ質問します。6番畦畔修復作業についてであります。こちらは村民からうちの畦畔はイノシシに遭って壊れたんだけれども、直したいんだけれども何か支援策ないかという相談があったんですけども、そのような個人の田んぼ等の畦畔を直す、個人が直すことには対象になるでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） この事業の対象といたしましては法人個人の別はないということで、個人の田んぼでも対象にはなりません。ただし回数に制限がありまして、詳細忘れちゃったけれども作付前に品目によって、米ですと1回とか2回とかそういう実施のする時期と回数が決まっておりますので、いつでも何回でもというわけではないところが今の中で注意が必要かと思っております。

委員（横山秀人君） 分かりました。ありがとうございます。このことは村民の方に直接回答したいと思っております。

続きまして90ページ、90ページは道の駅前の営農そこは花畑というかその経費でありますけれども、確認します。この経費の算定自体は、例えば1社から見積りもらったとか、それとも自己で農政で算定したとか、どのような形で算定されたのか確認します。

産業振興課長（三瓶 真君） 資料の90ページにつきましては今回実績ということでございますので、実際にかかった費用ということでありまして。当初予算申請の折も実はこの作業はご承知のとおり飯舘村振興公社に令和4年度はお願いをしているところであります。そこでそれぞれの公社の中でかかった実績に基づいて集計をしたものであります。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。

では91ページ、飯舘牛復活プロジェクトについての質問なんですけれども、飯舘牛を復活するという言葉をたくさん聞くわけですが、まだ具体的なイメージ、例えば村民はミートプラザができてとかお肉が買えるとかというのをイメージしている方もいるんですけれども、飯舘牛復活プロジェクト、言葉に出してから結構たっているんですが、今どんな飯舘牛の復活のイメージがあるのかお聞かせください。

産業振興課長（三瓶 真君） 飯舘牛復活のイメージということでありまして、村内で肥育を行った牛がそのまま飯舘牛のブランド名で消費者の手元に届く、このような姿を理想とするわけでありましてけれども、いろいろと内容を調べてまいりますとそこまでにはいろいろと食品表示法の関係であったり実際のその流通上の問題であったりということで、なかなかハードルは高いという状況がございます。

以上であります。

委員長（高橋孝雄君） 今、さっきの答弁を先にお願ひします。

◎休憩の宣告

委員長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午後5時55分）

◎再開の宣告

委員長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後5時56分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど佐藤八郎委員からご質問がありました6月10日の要望書という話でありましたが、6月10日の要望が探せなかったんですが、昨年5月26日には復興大臣宛てに、委員の話だと6項目という話でしたので復興大臣への要望書の件かということで捉えたところでもあります。復興大臣については村から出しました6項目、1つにはなりわいを創出するための支援について、2つ目に帰還困難区域の再生発展のための支援について、3点目で環境再生事業の理解醸成の推進について、4点目脱炭素村づくりに向けた支援について、5つ目に原子力損害賠償について、6つ目に水田活用の直接支払交付金についてということで内容を、要望をしてきたところではありますが、総括して村のそういった要望に沿うように鋭意努力させていただくということで前向きな回答をいただいたところでもあります。

また、東電に対しての要望書ということではありますが、令和4年度、今まで、令和5年度もそうですが、東京電力に直接要望書として提出したものはございません。ただ、東京電力の社長が本村に来村した際に村長から村の要望という形で口頭でしっかり責任、それから対応を行っていただきたいという要望をしまして、しっかりと取り組んでまいるといふ回答を得ているところでもあります。

それから、横山委員から資料ナンバー7の19ページのあいの沢の施設管理業務についての予算と決算で1,000円ほど金額が違うが、精算をするという内容のものだったのかということでありました。これにつきましては当初4月段階では522万1,000円ということで協議を基に業務委託をしてきたわけでありまして、補正予算の中で人件費等で運営していく

中で不足分がかなり出てくるということで補正予算を取らせていただきまして、変更協定を結んできたところでございます。その際に当初見込んでいた予算の端数部分、この部分で実際に協定を結ぶ段階ではこの決算の金額になったということで、最終的にそこで精算をしたものではございません。協定書に基づく内容で業務を遂行していただいたということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

住民課長（志賀春美君） 先ほどの佐藤八郎委員の質問についてであります。国民健康保険税の窓口負担のない世帯は1,022世帯です。窓口負担のある世帯は68世帯となっております。後期高齢者医療保険料の窓口負担のある方は人数が34人です。窓口負担のない方は1,079人となっております。

以上です。

委員（横山秀人君） 飯館牛復活プロジェクトについて再度確認します。イメージとしては以前の振興公社で肥育をして、そしてミートプラザで転売をするというのが最終目標という形での認識でよろしいのでしょうか。振興公社がミートプラザを別にしてそういう形でのよろしいのか。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問のように、ブランド名を飯館牛という名前で販売できるということかと思っております。なお、そのためには先ほども申しましたけれども、今村内に繁殖農家が数多くいるわけでもありませんので、まずはその部分からの振興という部分が必要になりますし、先ほども触れましたが飯館牛を名のするためには今の流通上しっかりとその後の精肉という部分までやらなければならないということで、その場所と施設をどこでやるかとかそうした問題もかなりあるということでありまして、このプロジェクトについてはそういった今後の方策、あるいは課題も含めて関係者と協議をする場をつくる、または復活につながるような話合いや取組などを進めるものを今総称してプロジェクトという形で呼ばせていただいているとご理解いただければと思ひます。

あと1つ、すみません、先ほどあった畦畔修復なんですけど、もう1つ条件といたしましてそこで営農再開をする予定であるということもありますので、併せてご説明の折には加えていただけると幸ひでございます。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。先にあいの沢の先ほどの回答のもう1つの質問、例えばあいの沢で交流イベントが指定管理の中でありませうけれども、そこで得た収益はそれは振興公社の営業活動の成果ということで、振興公社の収入という形になるということでのよろしいのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 大変失礼しました。あいの沢でイベント等を独自に行った際の収入はということですが、委員おただしのとおり、振興公社の収益として納めていただくということになります。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして92ページ、畜産再開素牛導入事業補助金の実績ということで平成27年から令和4年までの成果があるわけですが、令和4年ですと頭数が1頭になってしまった。多分



市場導入が1頭ということだと思っただけなんですけれども、こちらになった理由とこの事業を求めていらっしゃる方が少ないのか。その感覚的なところの回答をお願いします。感覚ではなく声をお願いいたします。

産業振興課長（三瓶 真君） 1頭になった理由であります。あまり詳細は個人的な話にもなりますのでご説明できない部分もありますが、実は以前にこの方、別の事業を使って牛を導入したという経過がございます。令和4年度においてはその中に1頭ほどうまく種付けができないといえますかそういう牛もいたものですから、そこを更新する目的で使ったということで、その分1頭という実績になっております。

こういったニーズはあまりないのかということでもありますけれども、今村内の畜産農家についてはおおむね目標とする牛の導入が進んできているところではあります。そのため、予算要求の段階で畜産農家等に聞き取りをいたしまして、来年度の予定等を含めて確認をした上での予算要求に努めているところではあります。予算要求当時はそうした考えであったものが年度途中で事情もあって変わってくるということもあつて、それで数が変わっていくということがあつたということでもあります。

以上です。

委員（横山秀人君） ある畜産農家にお聞きしますと、購入ではなく自家保留に力を入れているという農家さんもいらっしゃいます。ですので、導入ではなく自家保留に対しても支援できるような体制ができればいいと思いますので、ご検討をお願いします。

続きましてその下、和牛遺伝子評価支援事業補助金、こちらについては令和4年度から事業開始してまだ始まったばかりなんですけれども、こちらの成果と今後の展開のご説明をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） まず先に、先ほどの素牛再開の件で1点お伝えし忘れたことがあります。ここは1件当たり10頭という上限がありますのであまり数的にそんなに多くは出てこないということもございます。

今ほどの和牛遺伝子評価の成果と今後でありますけれども、資料にありますとおり、令和4年度については9件の畜産農家、153頭を検査いたしました。その検査した中で比較的優良遺伝子と呼ばれるような牛がいるかどうかについて調査をしましたので、それについてあとは各畜産農家の判断でそれを保留するかどうかという中でやっていただきながら、遺伝子的に優れた牛をどんどん増やしていくというプロジェクトであります。ということから、単年度ですとなかなかその成果が見えませんが、少なくとも3年ぐらいはこれをして経過を見て、さらにもし効果があるようであればその先を検討したいと思っております。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして94ページ、「人・農・食・いいたて」未来へつなぐ事業実績について、こちらの福島大学の学生が村の中で活動したこの内容が書いてありますが、こちらを行った上での成果をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 94ページの福大関連の事業の成果でありますけれども、こちら

の資料の2番目に書いてありますように、福大の食農学類の2年生3年生が3班に分かれて、ここに書いてあるような事業を実施いたしました。①のいいね班につきましては、飯舘村の情報発信ということで若者向けにどんな媒体で情報発信をしたら届くんだろうというところを確認するためのアンケート調査であるとか、SNSを利用した情報発信、さらには大学のオープンキャンパスでのイベント開催等をしていただきました。これによりまして大学内での、あるいはSNSを通じての飯舘村の知名度向上が図られたのではないかと捉えております。また、2番目の魅力発見！班、3番目のいいたて環境班につきましては、それぞれ飯舘村の特産品を使ったレシピ、調理例の開発であるとか、あとは不耕作地解消のために実証栽培を赤ソバでもって実施をしたり、あとは獣害対策をチェックするためのチェックシートを作ったりということをやりましたが、これらについては地域の方々と一緒に、生産者、地域の方々と一緒にやりましたので地域の中の活力創出に一部はつながったと思いますし、あとはその結果を踏まえてリーフレット等も作成しておりますので、飯舘村の特産品PR、こうしたものにつながったものと思っております。

以上です。

委員（横山秀人君） 本当に成果が出てよかったと思っております。ありがとうございます。

続きまして97ページ、こちらは簡易水道事業への繰出金の財源、あとは農業集落排水事業繰出金の財源等についての内訳であります。詳細、詳しく分かりました。ありがとうございます。1つだけ質問いたします。4番簡易水道と農集排に関する東電賠償の内訳についてであります。令和3年度まで請求が終わっているようなことの記載がございます。ただ、昨年の資料を見ますと平成31年度までの賠償金の請求ということではございますが、この差は何か意味がございますでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） その差は令和3年度分まで請求をして入金になったという確認が取れたので、ここに資料として提示したという内容でございます。

委員（横山秀人君） では、昨年度の資料が見たところ令和3年になっていなかったものから、昨年の資料が多分訂正だったと思います。すみませんでした。ありがとうございます。令和3年度まできちんと入っているということで、この計算しますと単費の支出の部分の大部分を東電の賠償で賄っているということが分かりましたので、少し安心しました。ありがとうございます。

続きまして飛びまして109ページ、こちらに関する資料につきましては新型コロナウイルス感染症に伴う教育機関等への影響ということで、決算資料にはなかなか見えないところではございますが、実際教育分野においてどのような影響があったのかということをお聞きした内容であります。とても大変だったというのをこの資料を見て感じております。実際、保護者への対応等はどのような形で学校は行っていたのか、分かる範囲で結構ですので教えていただけますでしょうか。

教育課長（高橋政彦君） 保護者への通知ですが、一斉メールシステムがございますので、その都度一斉にメールをさせていただいて、つつがなく休校等を進めたということになっていきます。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。1点、再度質問します。報告の中ではこども園の休園は行っていないということがございますが、こちらの理由について児童福祉の観点からとあるんですが、詳細についてご説明いただけますでしょうか。

教育課長（高橋政彦君） こども園の休園についてですが、厚生労働省から休園はなるべくしないようにという通知が出ております。これはこども園は保育所と同じ考え方なので保護者の都合、働き方によって預けるということがございますので、これを止めてしまうと保護者の方が働きに行けないということが生じてしまうということで、そういう観点からなるべく開けてくださいという通知が来ております。

以上です。

委員（横山秀人君） そうしますと、もちろんかかっている子供さんというのは分かると思いますので、それは部屋を分けてとかそういう形の保育という形になっていたのでしょうか。

教育課長（高橋政彦君） コロナにかかっているお子さんは基本的には休んでいただきますので、部屋を分けることはなくしております。

以上です。

委員（横山秀人君） 申し訳ございませんでした。私のこちらの読み不足であります。すみませんでした。ありがとうございます。

続きまして111ページ、スクールソーシャルワーカーの活動の実績であります。支援内容等詳細、ありがとうございます。スクールソーシャルワーカーに入っただけによって子供たちにどのような変化があったのか教えていただけますでしょうか。

教育課長（高橋政彦君） スクールソーシャルワーカーの活動の内容ですが、個人的なものがたくさんあるので詳しくはお話しできないんですが、多くは不登校の問題の解消、学校に来られない理由、そういったものを詳しく何度もアクションをかけながら本人の心を開いていき、それにどうやっていろいろな機関につないで学校に来られるようになるのかとか、あとはそのさらに要因、家庭環境が絡んでいたりそういったものを一つ一つひも解いていくところに仕事をしていただくという形になっております。

以上です。

委員（横山秀人君） とても大事な事業だと思います。説明、ありがとうございます。

続きまして112ページ、特色ある学校づくり事業補助金ということであります。ここは2点というか、すみません、1つずつ質問いたします。各種検定の受験ということで英検、漢検、数検ということで受験者の学習意欲の向上のためこの受験を実施している受験者に対して補助金を出しているということですが、村外の学校に通っている飯舘村の子供たちが学習意欲を向上されるために英検、漢検、数検を受けたときの費用を賄う。飯舘の学校に通う子供たちだけではなく村の子供たちという形で要望等は保護者からありましたでしょうか。その確認をいたします。

教育課長（高橋政彦君） 今委員おただしの村外からの保護者からの要望あったかという質問ですが、ございません。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。

続きまして、こちらはいいたて学の推進についてであります、稲作等行ったということで、私令和3年に参加させていただきましたとても楽しく、また収穫したお米を中学校で食べるという貴重な経験をさせていただきました。ぜひ広報というかより多くの方が目につくような形で、二枚橋だけではなく、例えばもう1か所とかすると地域の方がより中学生と触れ合える機会が増えるのかと思いますので、なかなか難しいかもしれませんが回数を増やすとかという対応をご検討いただければと思います。

続きまして114ページ、義務教育学校ICT機器リース事業について。こちらに関しては今年度の補正予算であったと思うんですけども、実際この5年間というのが長い気もするんですけども、機器的には先生の指導に対して例えば3年のほうがいいのか機器の更新を早くしたほうが今の流れに、今の授業がスムーズにできるとかそういう要望等がありますでしょうか。

教育課長（高橋政彦君） 機器、5年間のリースはちょっと長いのではないかというご質問ですが、OS等の保証期間等についても5年というのが完全に保証されているという期間でございますので、特段問題がないかと。先生方からについても特段これが古くて動かないという言葉は1つもなく、快適に今のところ動いていますので5年でよろしいかと思っています。

以上です。

委員（横山秀人君） 明確な回答、ありがとうございます。

続きまして115ページについてであります。教育復興推進事業補助金ということで、こちらに詳しくその成果、ありがとうございます。こちらもいいたて学につきましては役場入って左側、ホットコーナーに令和4年度に作った成果物ということで凍み餅の包装バッグが飾ってありました。すごく丁寧にできていると思います。ぜひもっと村民にPRをしていただきたいと思ひまして、こちらは要望で終わります。

続きまして116ページ、生涯学習課の交流センターの利用状況についてであります。利用状況が増えているということが分かります。積極的にPRされているのかと思います。1つ、村の登録団体が利用する際に年間3,300円でずっと使える。3,300円払えばあとは払わなくていいという制度があって、利用させていただいていますけれども、この制度のPRとか、これは令和4年度はどのような形で行ったでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） 村利用の部分で3,300円の部分につきましては、利用する際に該当しますとかそういった形でその場の対応のときに、分からない方もいらっしゃるものでそういったところで説明をしております。

以上です。

委員（横山秀人君） この制度、とてもよろしいよい制度だと思っております。村民の方が交流センターを利用するきっかけになりますので、積極的なPRをお願いしたいと思います。

続きまして、図書貸出冊数についての平成29年度から令和4年度までの冊数があります。令和3年度が990冊、令和4年度が1,521冊ということで500冊程度の貸出冊数が増えたということでもあります。この理由は今どのように捉えていますでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） 図書貸出冊数の増加ということではありますが、まずは村で購入した本がどういったものがあるのかというのを広報に出して、村民に周知していくというのをやっております。それから、かなりコロナ禍もありまして本を読む機会も増えたというのものではないかと担当で分析しております。さらには村の交流センターに来ていただくだけではなく、学童保育とかこども園のほうに出かけて、移動図書という形ではないんですが、そういった中での読み聞かせもある中で、そういった中で図書の貸出し冊数が増えております。

以上です。

委員（横山秀人君） とてもすばらしい成果だと思いますし、この流れをますます図書を、本を読むという読書活動の輪を広げていただければと思います。

続きまして117ページ、118ページについて、こちらは飯館YOITOKO発見！ツアーについての資料であります。どうしても予算決算となると飯館YOITOKO発見！ツアーがあっただけで終わってしまうんですけども、こういう細かい資料を頂きますと本当にうれしく思います。事業がうまくいっているんだというのを感じます。特に私がこの中で思ったのは117ページ、この催しを何で知りましたかというところの中にSNSで52%という回答があります。これを見たときに、村の移住・定住・交流でSNSがどれだけ影響あるのかと思ったときに、この発見ツアーのこのアンケートのこの結果を見てとてもあるんだということを理解しました。

そこからまた嬉しい話が118ページ、この催しを何で知りましたかといったときに、SNSと今度は知人に聞いてということでも口コミで広がっていくということでもあります。SNSで知って一度飯館村に来て、そしてそこから飯館村に来た人がほかの方にPRしていく、これが見える化したこの資料であります。本当にありがとうございます。様々な感想がありますので、これを読んでまた期待に沿ったというか新しい飯館村の文化財を見るツアーを企画していただきたいと思っております。

もう1点、これは村外の方が対象となっているんですが、村の村内の方、また移住者対象にしたツアーというのは今後要望があったかどうか。また、要望する予定があるのか質問いたします。

生涯学習課長（山田敬行君） 飯館YOITOKO発見！ツアーの事業、福島再生加速化交付金の事業を申請しております、基本的には県外の方が対象というものであります。ただ、イベントを通じ県外から来た方が村民と話したかったとかそういった声も聞いておりますので、国の事業になる部分とそういった村民との交流も工夫次第ではできるのかと考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

121ページ、スポーツ公園の利用状況についてであります。福島市も含めた13市町村圏の連携の中で合宿のパフレットということでスポーツ合宿のパフレットの中を見たときに、飯館のスポーツ公園の記載がありました。この13市町村圏の連携について、令和4年度は成果を感じることがあったのか回答をお願いします。

生涯学習課長（山田敬行君） スポーツ公園に係る福島圏域の取組といいますか、イベントもサッカーとかの部分について会場が飯館のところ、それから福島市とかそういった中で連携を取っていこうということで利用の拡大とか交流人口を図っていこうという視点もありますので、この部分については今後そういった福島圏域を活用した大会等、そういったことが今後増えていくのかと担当は考えております。

委員（横山秀人君） 最後の122ページになります。こちらは、いいたてスポーツクラブについてであります。実際、スポーツクラブが12団体あるということで、本当に一時は避難で多分休止という形だったと思うんですけども、ここまで復活してきたとすごく嬉しく思っております。スポーツクラブについての今団体で行っている成果と、あと団体から例えば課題とか要望等が上がってきているものがあればご説明をお願いします。

生涯学習課長（山田敬行君） いいたてスポーツクラブに今登録された団体ということですが、この下を書いてありますとおり、団体数も1つ減って人数も減っている。ここに書いてある人数はあくまで団体の申請数であります。なかなかこのような人数が集まる機会はないと聞いております。それからスポーツクラブにつきましては基本的に会費を頂くということでスポーツクラブの事業費の中に今まで震災前は動いてきたわけですが、実際は取っていない。免除という形になっております。ですので、今後どのようにしてこのスポーツ関係団体を維持といいますか発展とまではなかなかあれですけども、そういったところが各団体の課題といいますかそういった声がかなり出ております。村としましてもなかなかそういった厳しい状況であります。連携しながらスポーツ登録団体の存続といいますか、そういったものに力を注いでいきたいと考えております。

委員長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

委員（佐藤八郎君） 答弁いただいたので、先ほど5月26日、復興庁という話ありましたけれども、提案理由の中では環境省、経済産業省、農林水産省に行ってまいりましたということで先ほど言われた6項目でありますけれども、意見を交わしながら要望を行ってきたというだけなので回答はもらっていないんだろうと思いますけれども、この中に原子力損害賠償についてもありますし水田活用の直接支払交付金のこともあるので、この中でどの要望したときの意見を交わす中で今後の見通しとして水田の活用直接支払交付金がいつまでどうなっていくのかとか、原子力損害賠償は時効はないんだという流れですけども、今のところはどんなことを話しされて要望を聞き入れていただいたのか、もう一度伺っておきます。

村長（杉岡 誠君） 5月26日付で各省庁を回らせていただきました。環境省、復興庁、農林水産省だったかと思いますが、環境省と農水省とあと復興庁を回らせていただいたかな。経産省のほうも行ったかとは思いますが、復興大臣に対するものについては総括的なものでありますので、関係省庁全てを総括するようなことをやったのかと思います。なりわいとかかなりわい創出、帰還困難区域、あるいは環境再生事業に関する理解醸成、脱炭素、場所関係、水田活用の交付金、全て大事なことでありますので各大臣、関係大臣については非常に細かく実は説明をさせていただきまして、復興大臣に対しては概要的な話をさせていただいております。ただ、まずは全大臣が復興大臣のつもりでという話が前々から国の

中ではありますので、復興大臣に全ての課題をしっかりとご認識いただいて村がこれから各大臣回ってきますという形でもお話をしましたので、その点はしっかりと酌んでいただいたかと思っております。

特に水田活用の件については、多分私自身あまりあれですけれども、県内で一番最初に騒いだのは私だと思っておりますので、令和3年12月の段階で一番最初にその話をして、翌令和4年1月には知事にも話をし、かつ県の町村会の中でもその情報共有をして各自治体が全て声を上げないと、水田活用の交付金については非常に大きな部分があるので、改善要求といいますかそれぞれの要請をしっかりとすべきだというお話をし、それが実は県の町村会の要望活動にもつながっているというのがあります。

そういったことを実は大臣にもお話をしましたし、原子力賠償の件については第5次追補の件がこのときまだはっきりは出していないです。出ていなかったかと思っておりますので、しっかりと現状認識にする中でしっかりと対応をそれぞれの省庁に指示をしていただきたいし、東京電力に対してもしっかりと指導をしていただきたい、そんなお話をさせていただいたかと記憶しているところであります。

以上であります。

委員長（高橋孝雄君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

委員長（高橋孝雄君） ないようですので、これで全会計の質疑を終わります。

これから議案ごとに採決します。

議案第57号「令和4年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

委員長（高橋孝雄君） 異議ありませんか。この採決は起立によって行います。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

委員長（高橋孝雄君） 起立多数です。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第58号「令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（高橋孝雄君） 異議なしと認め、よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第59号「令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第60号「令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第61号「令和4年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第62号「令和4年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

#### ◎閉会の宣告

委員長（高橋孝雄君） 以上で決算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了しました。

なお、委員会の審査結果報告の作成については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（高橋孝雄君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもって決算審査特別委員会を閉会します。

長時間にわたり、ご苦勞さまでした。

（午後6時34分）



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月13日

決算審査特別委員会委員長 高橋孝雄